

平成27年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月16日（水）

○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○町政に対する一般質問	8
1番 小杉修一 議員	8
3番 常山知子 議員	15
8番 大野喜明 議員	24
10番 林豊 議員	33
12番 内海勝男 議員	42
○町長提出議案の報告及び一括上程	52
○認定第1号から認定第4号の説明	52
○延会について	61
○次会日程の報告	61
○延会	61



9月17日（木）

○開議	66
○議事日程の報告	66
○認定第1号の質疑、討論、採決	66
・認定第1号 平成26年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決	90
・認定第2号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第3号の質疑、討論、採決	91
・認定第3号 平成26年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第4号の質疑、討論、採決	92
・認定第4号 平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	

○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第24号 皆野町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	97
・議案第25号 皆野町学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	106
・議案第26号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	110
・議案第27号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	114
・議案第28号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	118
・議案第29号 平成27年度皆野町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	124
・議案第30号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	125
・議案第31号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○日程の追加	126
○同意第2号の説明、質疑、討論、採決	127
・同意第2号 教育委員会教育長の任命について	
○同意第3号の説明、質疑、討論、採決	129
・同意第3号 教育委員会委員の任命について	
○同意第4号の説明、質疑、討論、採決	130
・同意第4号 監査委員の選任について	
○同意第5号の説明、質疑、討論、採決	132
・同意第5号 公平委員会委員の選任について	
○請願第1号の上程、委員会付託	133
・請願第1号 『「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書』の提出を求める請願書	
○陳情第3号の上程、報告	134
・陳情第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	134
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	136
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	136
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	137
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	137
○議決事件の字句及び数字等の整理	137

○閉会について	1 3 8
○閉 会	1 3 8

○ 招 集 告 示

皆野町告示第64号

平成27年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月10日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成27年9月16日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成27年第3回皆野町議会定例会 第1日

平成27年9月16日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

8 番 大 野 喜 明 議員

10 番 林 豊 議員

12 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、認定第1号から認定第4号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時05分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
管理兼 会計課長	玉谷泰典	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	豊田昭夫
産業観光 課長	村田晴保	建設課長	長島弘
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時05分)

- 議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより平成27年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（四方田 実議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（四方田 実議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、第3回皆野町議会定例会が議員全員のご出席をいただき開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様には、常日ごろより町勢進展のため、ご尽力を賜り、心より敬意を表する次第であります。

ことしの夏は、猛暑が続く大変暑い夏でありましたが、盆を境に雨が多く、日照時間の少ない日が続いていましたが、先週は台風18号が上陸しまして、記録的な豪雨に見舞われ、特に茨城、栃木県方面では堤防の決壊により多くの家屋等が浸水、流失する大災害に見舞われ、いまだに2,700人の方が避難生活を余儀なくされています。心よりお見舞いを申し上げます。

当町においては、幸いにも町民の生活に支障を及ぼすような被害はありませんでした。第47回秩父音頭まつりも議員各位を初めとする多くの皆様の熱意により、雨にもめげず、大変にぎやかな祭りに仕上がりましたことに改めて厚くお礼を申し上げます。

ここで幾つかの町の事務事業について申し上げます。2年ほど前閉校しました金沢小学校の活用については、福祉関係で地元雇用等にもつながるものが望ましいとしてきましたが、このたび町内の医療法人彩清会清水病院から通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業として活用したい旨の申し出がありました。具体的には小学校の教室という特性を生かした学習、教養等のメニューを含んだデイサービス事業であります。町の活用方針と整合し、介護事業の充実につながるものでありますので、賃貸借契約を結び、来春の開所に向けて諸手続を進めております。

かつて三沢地区に数多くあった織物工場ののこぎり屋根をイメージした三沢第5分団消防詰所建設も予定どおり完成いたしました。また、学童保育所、金沢4分団消防詰所建設については今月中の工事発注に向けて進めています。

また、み～な公園内の墓地については、移転先が整い、売買契約も締結できまして、移転ができる運び

となりました。

敬老月であります今年29日、30日は、恒例の慶寿の祝いを開催いたします。傘寿、米寿などの7つの慶寿を迎えられる方は372名です。今後金婚、金剛石婚を迎えられる方は46組であります。また、来月25日は、みんなの皆野ふれあいまつりを開催しますので、議員各位にも両イベントにご臨席を賜り、ともに祝っていただきたいと思っております。

夏休みの道の駅「みなの」では、観光トイレも異常なく稼働し、大型バスも乗り入れ、多くの観光客でにぎわいました。このため、農産物直売所では客数、売上額とも伸びまして、大変好調な状態が続いております。今年度も折り返し月となりましたが、職員ともども皆様のご支援のもと、下半期の各種事務事業を予定どおり執行してまいります。

本定例会において平成26年度皆野町一般会計歳入歳出決算を初めとする3特別会計歳入歳出決算の認定をお願いしますが、決算審査意見書において田島伸一代表監査委員さん、新井康夫監査委員さんからは、決算調書等は法令に準拠して作成され、正確であり、執行も法令に基づいた適正なものと認められるとの審査意見をいただいております。また、町財政の健全性についても危険水域と言われる健全化基準を昨年よりさらに下回る良好な数値で、全ての健全化指標において健全性が認められました。今後も健全財政に裏打ちされた楽しく、子育てができる町、元気で長生きができる町、安全で快適な生活ができる町づくりを柱に取り組んでまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり16件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（四方田 実議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田 実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

4番 若林光雄 議員

5番 大澤金作 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの3日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（四方田 実議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告をいたします。

6月11日、さいたま市で開催された埼玉県町村議会議長会臨時総会に、6月15日、秩父市で開催された秩父地域地場産業振興センター評議委員会に、6月16日、横瀬町で開催されたちちぶ農協通常総代会に出席をしました。

月が変わりまして、7月7日、横瀬町で開催された秩父地域議長会第1回定例会に出席、7月9日、10日、埼玉県町村議会議長会主催の県外視察研修で静岡県小山町及び神奈川県箱根町の視察に参加しました。

月が変わりまして、8月9日、横瀬町で開催された横瀬音楽祭に出席しました。また、8月10日、上田清可県知事を表敬訪問したので報告いたします。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 皆野・長瀬上下水道組合議会報告事項はございません。

○議長（四方田 実議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

9番、大澤径子議員。

〔9番 大澤径子議員登壇〕

○9番（大澤径子議員） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会報告を申し上げます。

7月22日、定例会が開かれました。提出された議案は3件です。

まず初めに、秩父広域市町村圏組合行政手続条例の一部を改正する条例について審議いたしました。行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことにより、組合においても住民の権利、利益の保護、公正の確保、透明性の充実に図るため改正するものです。

次は、一般会計補正予算についてですが、主なものは新火葬場建設地に埋め立てられていた可燃性家庭ごみなどのまじった土砂の掘削、撤去並びに地下水が建物の下に入らないようにする切り回しの工事代で2,605万7,000円の増額の補正でした。撤去したごみの重量は8,624トン、10トラック840台分に上ったそうです。

最後は、公平委員の選任について、任期が満了となる宮前洋一様にかわり、山根益男様が選任されました。

以上、3議案は全て可決されました。

議会終了後、全員協議会が開かれ、新火葬場建設工事の進捗状況についての説明があり、説明終了後工事現場の見学を行いました。土砂の撤去は、5月8日から6月1日までかかり、工事のおくれが心配されましたが、その後は順調に進み、予定どおり平成28年3月部分供用開始、平成29年3月全面供用とされる見込みです。

以上、報告を終わります。

○議長（四方田 実議員） 監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 特にございませぬ。

○議長（四方田 実議員） これをもって諸般の報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（四方田 実議員） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。初めに、一言述べさせていただきます。今夏は大変な猛暑が続きましたが、ことわざに言う暑さ寒さも彼岸までとは裏腹に、8月の終わりごろから大変涼しくなり、雨ばかりで、何か変だなと思えるところに、先日の茨城、栃木、東北方面を襲った記録的大雨による未曾有の水害が発生してしまいました。改めてお見舞い申し上げます。住宅や町がどのように復旧されるのか、まだまだ進まない原発事故の復旧も含め、ごたごたしているオリンピックどころではないと言いたいところでもあります。しかし、自衛隊やポリスのチョッキを着た皆さんの救助活動は交通や情報網が奪われた中で大変なものであると思われまふ。本当にご苦労さまです。それなのに、一方で3人も警察官が1匹の紀州犬に立ち向かえないのは情けない限りであります。紀州犬は、ソフトバンクのお父さん、シロもそふみたいですが、中型の犬で、熊ではありません。町なかでいきなり13発もの拳銃を発砲し、それを適正なものであったと即座に言い切る松戸警察の体制は一体何なのか。襲った犬に非があったとしても、警察官は訓練もし、警棒も持っているでしょう。教育長、子供たちは深い愛情でいっぱいです。大変ショックを受けています。その子供たちと、また受けとめ戸惑う先生たちと一緒に私も悲しみます。一方、常総市長は避難情報等における行政の非を認められました。復旧に向けて命がけで頑張ってもらいたいと思います。そして、今国会では安保法案の採決が迫り、安倍総理のことが盛んに言われたりしていますが、こんな中、つい先日安倍総理は携帯電話代が家計に占める高さを見据え、携帯料金の引き下げの検討を指示されました。安保法案に反対の人も賛成の人も近いうちに携帯代が大分下がるみたいであります。これは、ぜひよろしくをお願いいたします。

では、早速一般質問をいたします。質問の1項目になります。親鼻河原の管理等についてであります。親鼻橋下の河原が今夏も大変にぎやかでしたが、①、3月に河原を利用する事業の募集をされたようですが、どのようなものでありましたか。

②、駐車場は今夏どのような収支でしたか。

③、川遊びの安全管理はどのようになっていますか。

以上、教えてください。

次に、質問の2項目ですが、町報7月号第600号に感じてであります。「広報みなの」7月号は、大変味わいのある内容で、興味深く読ませていただきました。昭和30年に皆野、国神、金沢、日野沢が合併したのを期に第1号が発行され、その後長い年月における発行の継続で、600号を迎えたことは大変喜ばしいことであります。浅見久男さんの寄せ書きを裏づけるように、当初はガリ版刷りでご苦労されたようで、議員の名前の間違いも斜線で訂正されていたりしましたが、新町建設の基本方針が書かれ、それはその後の当町の発展の礎になった感があります。①、この反響はいかがでしたか。

また、②、古い町報の原本は見られるのですか。

そして、③、ちなみに三沢の合併はいつでしたか。

以上、教えてください。

次に、質問の3項目、マイナンバー制度の円滑な実施に向けてであります。マイナンバー制度の実施がいよいよ1月から始まりますが、①、円滑な実施に向けて準備はいかがですか。

②、実際どのように使われるのですか。

そして、③、町民には何かメリットはあるのでしょうか。よくわからないところがあるので、よろしくお願いたします。

以上、3項目9点ほどになりますが、質問いたします。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 1番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づきお答え申し上げます。

2番の町報7月号第600号に感じてについての質問について私からお答えします。町の広報誌は、私を含めた各課の中堅幹部職員10名で毎月の広報誌を編集しております。広報誌は、町民にかかわる行政事務事業の周知を中心に、正確かつタイムリーにお知らせするものでございます。しかし、町民の皆様にご覧いただきたくては、その目的は達成されません。このため、皆様に愛され、親しまれる広報、時には心地よい刺激のある読まれる広報づくりに心がけております。このたびの広報7月号は、昭和30年に皆野町、国神、金沢、日野沢村が合併してから600号という節目の記念すべき広報でありました。このため、このチャンスを逃すことはないということで、約60年前の広報1号を大々的に取り上げました。合併による新町建設基本方針や当時の町議会議員の名前、役場の組織と職員名などが掲載されている広報1号を表紙といたしました。なお、当時の議員62名の中には小杉議員さんの祖父である信一さんを初め、そうそうたる名士が名を連ねています。また、広報の作成でございますが、鉄筆でろう紙に字を掘り、謄写版でのガリ版刷り、いわゆる手書き、手刷りの当時の広報の発行の状況や600号に至る節目、節目の広報誌を掲載した記念号といたしました。反響はとのことでございますが、幾人かの方から「今月の広報はいつもと違う。よかったね」とか、「昔の懐かしい人の名前が出てきて、大変昔を思い出して」というようなお褒めの言葉をいただきました。

次に、旧三沢村の合併はいつとのことですが、2年後の昭和32年3月31日に編入合併しました。

また、約60年前の広報1号の原本の関係ですが、閲覧もできますし、希望者には写しを差し上げます。いろいろ小杉議員さんからも評価をいただきまして、これを励みに、ことしの5月、全国広報コンクール日本一に輝きました埼玉県三芳町の広報誌に倣い、まずは県下第1位、行く行くは日本一を目指した広報づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 1番、小杉議員さんから通告をいただきました質問事項1の親鼻河原の管理等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の3月に実施した親鼻河原利用の募集と利用状況についてお答えをいたします。平成23年4月、国の河川専用規制緩和により、民間事業者が河川敷地を営利目的として利用することが可能となりました。これにより町は、地元自治体、地域住民、河川管理者など17人からなる親鼻橋河原河川広場利用調整協議会を設置し、河川使用者に求める使用位置、面積、営業内容などの地域活性化方針を決定し、河川管理者から占用許可を受け、方針に基づき使用者である民間事業者を募集することといたしました。河川を使用できる民間事業者とは、河原への単なる出店希望者ではなく、河原全体を利活用する事業者を指すことから、応募資格として皆野町または長瀬町に本社または営業所を有する法人と定め、親鼻橋河原河川広場利用調整協議会が3月に募集をいたしました。その結果、秩父鉄道株式会社の1社から応募があり、5月からリバテラス長瀬がオープンをいたしました。河川利用の実態であります、河川利用として、1つ目はバーベキューエリア兼駐車場、2つ目はバーベキューと親水エリア兼駐車場、3つ目は売店エリア、4つ目は仮設の管理所の4区画を設け、河川使用を行っております。

2点目の今夏の駐車場収支についてお答えをいたします。営業収支については、会社側に確認ができませんので、駐車場の利用台数についてお答えをいたします。オープンの5月、1,653台、6月、433台、7月、940台、8月、5,068台の合計8,094台であり、料金は車1台500円です。昨年5月から8月の駐車場利用台数は、8,768台でありました。

3点目の川遊びの安全管理についてお答えをいたします。河川の占用許可を得る際の事業計画概要書において、安全管理を行う旨の記載がございます。同様の内容を秩父鉄道株式会社との使用契約書に記載しております。秩父鉄道株式会社の安全管理の内容は、1つ目として三沢川に接する部分は親水エリアとし、水遊び可能な区域として設定しております。2つ目は、荒川本流側には親水エリアは設けておりません。昨年9月6日の中州残留事故も係員不在時において発生したため、係員不在時には当該区域への侵入禁止措置を講じるとともに、注意喚起の看板などを10カ所に設置し、安全管理に努めていただいております。

次に、長瀬皆野地区荒川水難事故防止対策協議会の取り組みといたしまして、注意喚起の看板などを6カ所に設置しております。また、町独自の取り組みとして、秩父警察署のアドバイスに従いまして、事故が多発している荒川への飛び込みポイントとなる紅簾石片岩と下田野の長瀬カヌースクール下の岩の2カ所に、ことしも死亡事故発生、飛び込み禁止とした表示によりまして立て看板を設置し、川遊びの安全管理に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんから通告のありましたマイナンバー制度の円滑な実施に向けてについてお答えを申し上げます。

初めに、円滑な実施に向けて準備はいかがですかとの質問に対して、本町では平成15年4月1日、皆野町情報セキュリティ基本方針を策定しております。これは、当時大きな社会問題となりました情報システムを利用した不正アクセスやコンピューターウイルスの被害の発生に対し、町が保有している個人情報や重要な行政情報等の情報資産を適切に管理するために情報資産の秘密性、完全性、可用性を維持するための基本方針でございます。この基本方針に基づき、不正アクセス等から情報資産を保護するためのネットワークセキュリティ対策を講じてまいりました。ことし6月、日本年金機構の個人情報の流出が発覚をし、日本中を震撼させる事件がございました。この事件は、日本年金機構の職員が使用している情報系システムのパソコンに基幹系システムのデータを移して使用していたところ、その情報系システムのパソコンがウイルスに感染したことによりデータが流出したもので、日本の情報セキュリティ体制に警鐘を鳴らすこととなった事件でございます。このことから、本町では同様な事件が起こらないようにインターネットへのリスクへの対応等、攻撃に強い内部ネットワークの構築を現在進めているところであります。情報セキュリティ対策に関する手法については、先ほど申し上げました情報セキュリティ基本方針で原則として非公開情報として管理することになっておることから、セキュリティ対策の具体的な内容についてはここで答えすることはできませんので、その点はご了解をいただきたいと思っております。万全なセキュリティ対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 1番、小杉議員さんから通告のありました質問事項の3、マイナンバー制度の円滑な実施に向けてのうち、実際どのように使われるのですかと、町民には何かメリットはあるのでしょうかの2つの項目についてお答えいたします。

1項目めの、実際どのように使われるのですかということですが、マイナンバー制度のうち、個人番号の利用に関する規定と個人番号の交付に関する規定が平成28年1月1日から施行され、マイナンバーの利用が開始されます。町民生活課では、個人番号の付番と個人番号カードの交付に向けた準備を進めているところでございます。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で利用され、それぞれの事務手続でマイナンバーが必要になります。この制度は、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、個人番号で検索し、同一人の情報であることを結びつけていくシステムであると言えます。今後の利用拡大については、平成29年1月から国の機関での情報連携、同年7月からは地方公共団体も含めた情報連携が始まり、平成30年には預貯金口座への付番が予定されております。また、施行後3年をめどに、社会保障、税、災害対策以外の分野へ利用の拡大が検討されております。

2項目めの、町民には何かメリットがあるのでしょうかということですが、マイナンバーは利便性の向上も期待される効果の一つであります。個人番号により同一人の特定が容易になり、正確、効率的に事務作業が進められることから、サービスを必要とする人に必要なサービスを迅速に提供することができる

ということが挙げられます。また、平成29年7月の地方公共団体間の情報連携が始まりますと、今まで行政手続の際に添付していた住民票や所得証明書などの書類の添付が不要になり、利便性が高まります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問、1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 再質問をさせていただきます。順次行きます。

親鼻河原に関してですが、あの河原を管理する方が秩父鉄道ということに決まって、ことしからやっておられるようですけれども、今度民間の秩父鉄道が積極的に関与するということになると、私も秩父鉄道さんとちょっと話する機会も時折あるから、よかったなと思って、要するに民間がやるとなると、またいろんな策を講じてやってくるから、今まで以上に活性化が期待できる部分があるのではないかなという感じを持ちます。ですから、町もでしょうけれども、これからいろんな提案をまたして、民間はいいとなればまた動きが早い部分があるので、そんな感じでにぎわっていったらいいかなと思います。

去年に比べて約1割減っているのは、8月の終わりから急激に天候が不順になったというところで、やむを得なかったのではないかなという、ちょっと残念ではありますけれども、承知いたしました。これがまたもっとふえていくことになると、今度はあの辺の上りおりとか、その辺もやがて検討する場面も出てくるのかなと、たまに今大型のバスが、特にライン下りは大型のバスで河原までおりてしまいますので、そこで上りおりでよくごっつんこみみたいなことをしているときをたまに見かけますので、脇の道が大変よくなったついでにあの辺はまた考えて、投資にはなりますけれども、ぜひ検討していったらいいのではないかなと思います。

川遊びの安全管理ということも聞かせてもらいましたけれども、我々の地元親鼻はあの親鼻河原で7月の第4日曜日、お祇園八坂祭を行う中で、日が沈んでからあの河原におり、真っ暗な河原で松明をたいて、あの荒川をみこしを担いで渡ります。非常にある意味雄壮でもあるのですけれども、危険もあるような感じもないわけではないですけれども、あの荒川はそのように我々は親しんでいるので、必要以上の規制を私が言う立場に余りないような感じもしないではないというところでありますけれども、ただ聞くところによると秩父地域はどの程度だか、上流でダムがここにできて、砂防ダムなんていうのがいろいろこの間の災害でもありましたから、これからもまた砂防ダムはふえていくのかもしれないですけれども、上流で砂防ダムが各支流なんかにできてきますと、砂が逆に河原に流れてこないと今ある河原の石とか砂が流れる一方だと、川の流れが深いほうに変わってしまうとかという面もあるそうなのですけれども、その辺もよく注意して見ていただいて、三沢川のほうを親水エリアと位置づけられたようでも、あそこはなかなか都会のほうから出てきてあそこで遊ぶ人にはちょっと飛び込めたりするものだから、大変いい遊び場になっているようですので、その辺よろしく願いいたします。

次に、町報7月号に対して再質問させて……質問でありませんでした、1項目は。第2項目にかかわって、町報7月号のことについて述べさせていただきます。皆野町が町報第1号を発行したとき、町の基本方針というのを書かれていて、それが町報に載っていたのを拝見して感動いたしました。ここにとりあえず持ってきてみたのですけれども、一生懸命これかすれている感じ、これやむを得ないのだと思うのですけれども、かすれている感じの中で一生懸命読むと、本当に当時の町の感じが彷彿させる部分がありまして、なかなかよかったのではないかと思います。たまたま寄せ書きされた浅見久男さんにお会いしたのですけれども、実際原稿を依頼されて、急遽一生懸命書いたのだけれども、あの当時は本当に実際ガリ版刷りでつくっていったものだから、間違えられなくて、そうはいつでも間違ってしまうので、容易ではない

のだよなんていう話もお聞きいたしました。そんな中で、町報が継続されて600号を迎えたということは皆野町も頑張ったなど、今まで担当してくれた方々も頑張ってくれたのだと思いますが、10人の編集委員がいるというのをお聞きいたしました。編集委員会は、月に何回程度そうすると開かれているのかなという気もするのですけれども、我々が議会だよりというのを出しているのですけれども、6人でわあわあ言いながらそれでもやっています、これはまだはるか及ばず浅いのですけれども、いろいろそれでも大変なそれなりの苦労があるものですから、やっておりますけれども、この元本を欲しい人にはコピーがいただけるようなお話をちょっとお聞きしましたが、そうなのですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） まず、原本私持っています。原本ではない、7月号です。7月号は、総務課に原本がございますので、この広報と扱いがございますので、1号は閲覧もしくは希望者にはコピーして差し上げるということでございます。何枚でも。

それと、編集委員会ですか、編集委員、各課の主幹・主査の中堅幹部職員によって構成されます。月に2回前後集まって、編集ということでございます。先ほど申し上げたように、行く行くは日本一を目指して頑張っています。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） わかりました。この町報は、創刊号が役場にあって、これが1部が写ったと。希望者には何枚でもいただけるということですが、その原本以外のものも当時のをついでにもうちょっと読みたいという人が結構出ているような気がするのですけれども、その辺もそろっているのですか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

1号からことしの9月まで602号になるわけですが、残念なことに昭和31年8月の17号から39年10月の45号については残っておりません。それ以外については、残っておりますので、役場総務課に来ていただければごらんになることはできます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） わかりました。何で抜けてしまった部分もあるのだなって、また不思議な感じもしますが、どうしてしまったのでしょうか。不思議な限りで、当時から石木戸町政だったらそんなことはなかったかなというところなのですけれども、いずれにしてもこのようにいろいろ苦労されているけれども、趣のある町報を時に出していただけてやっていただけたらいいと思うのですけれども、それでちなみにこれ眺めて……

○議長（四方田 実議員） 質問は終わりね。質問はおしまい。

○1番（小杉修一議員） 質問とか……

○議長（四方田 実議員） この件に関しては。

○1番（小杉修一議員） ええ、その件ではなくって……

○議長（四方田 実議員） 次へ移ってください。

○1番（小杉修一議員） ええ。この町報の少し。出産おめでとう、お悔やみ申し上げますがありがとうございますけれども、この号だけちょっと書き方を変えたのは、久々に亡くなられ……久々という言い方は変ですがけれども、生まれた方が亡くなられた方ぐらいいたから、そこの組み方を変えたのかなと。私が言っているのは、

おめでとうございますが手前、亡くなられた方が後ろが恒例だったのですけれども、これをこういうふうにしたらどうも少し変だなと感じたわけですか。何か私も変だなと感じて、次からまた直っていたから、そういうことでもなかったのですか。これは質問ですか。

○議長（四方田 実議員） 最後。この件に関してはおしまい。次へ移ってください。

副町長。

○副町長（土屋良彦） 今記事の位置が変わったという話ですが、その月々の記事の内容によって、レイアウトですか、その形の関係で変える場合もあります。今お話しのように前がよかったということであれば参考にいたしたいと思います。いずれにいたしても、読まれる広報づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に移ってください。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） ぜひよろしく願いいたします。我々も議会だよりを負けないように頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、マイナンバー制度のことについてお聞きいたします。いよいよ10月ごろからマイナンバーが通知されるというふうに聞いておりますが、これがマイナンバーの利用が当初税金、社会保障、そして災害対策で利用されるとお聞きいたしました。それで、近々扶養控除申請とかというところにもマイナンバーで何か書くと申請がスムーズに行くのだとか、よくわからないのですけれども、そんなふうにもお聞きしておりますけれども、これに関しては非常にセキュリティーが言われているみたいで、特に会社なんかもそのマイナンバーを扱って、大きな会社だと全従業員のマイナンバーを管理するのですけれども、しばらく前から個人情報とかなんとかというのが非常に厳しい中であって、このマイナンバーはその最たるものになり得ると聞いております。その辺のセキュリティー対策に対して非常に強力なウイルス対策をしているとお聞きしましたが、どのようなものでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、具体的なセキュリティーの手法につきましては原則として非公開情報として管理することとなっておりますので、申し上げることはできませんが、ある部分を申し上げればインターネット回線との完全な分離を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） そのセキュリティーに関して、今大変ばか売れしているのが非常に鍵の機密度がある金庫、それとシュレッダー、この2点が非常にマイナンバーに関してばか売れしているという話であります。そのようなものは皆野町も用意されましたか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

現時点では準備はしておりませんが、このマイナンバーの導入に伴いましてセキュリティー対策、それから本定例会で提案を申し上げます皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について個人情報の強化に努めてまいります。それとあわせて、今小杉議員が申されました庁内体制としてのシュレッダーなり金庫なりの体制についてはこれから検討をしていきたいと考えております。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） そのようなことで、とにかく国が決めたことに追随してやっていく部分もあるので、また大変な面もあるのでしょうかけれども、大いに準備を万端に調べていただいてやっていてもらいたいと思います。始まるときっと高齢の方からかなりまた問い合わせが相当予想されなくもないわけですが、その辺はまたわかりやすくご説明頑張ってください、当初やっていてもらうしかないのかなと思うところであります。よくわかりません、マイナンバーは。やってみないとわかりません。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 終わりですか。もういいのですか。

○1 番（小杉修一議員） はい。どうもありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 次に、3 番、常山知子議員の質問を許します。

3 番、常山知子議員。

〔3 番 常山知子議員登壇〕

○3 番（常山知子議員） 3 番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、ことしは戦後70年という節目の年です。昨年、広島に原爆が投下された8月6日、長崎に投下された8月9日に皆野町の防災無線から犠牲者を追悼し、黙祷をささげましょうという呼びかけがありました。町民からは、呼びかけていただきよかったという声を聞きました。しかし、ことしは残念ながらその呼びかけがありませんでした。平和都市宣言をしている町として、特に8月を平和を考える月にしていこうではありませんか。

さて、国会では多くの国民が反対する中で、安全保障法案が参議院で今週中にも強行採決されようとしています。国会で審議をすればするほど法案の危険性が浮かび上がりました。何より国民の68%が今国会での法案の成立に反対しています。多くの憲法学者、大学教授、弁護士などが安全保障法案は憲法に違反する、また最高裁元長官も違憲であるとはっきり表明しています。若者が、子供を持つ若いママの会が、労働者が、戦争体験者が戦争する国にはならないという声を上げ、全国で法案反対の声が広がっています。皆野名誉町民の金子兜太さんも安倍政治を許さないと、戦争体験を通じて再び戦争をしてはいけないと声を出しています。しかし、安倍政権は国民の声を無視して法案を通そうとしています。憲法違反の法案の成立は許されず、廃案しかありません。

それでは、質問に入ります。1 番の災害対策の山林整備と山の資源を生かした取り組みについてです。先ほどからも言われていますように、1 週間前の台風18号と秋雨前線による記録的な豪雨では、茨城、栃木、東北地方などの各県で川の堤防の決壊、土砂災害により大変な被害が発生し、とうとい命が奪われました。一刻も早い復旧が求められます。いつこうした災害が起こるかもわからない、そうした危機感を持っています。現に当町は地すべり、土石流などの土砂災害の危険箇所が多くあり、心配されています。防災のためにも山林の間伐を行い、山の整備をすることは急務となっています。

また、間伐材などの山の資源を使った取り組みについて質問します。1 つは、秩父県土整備事務所による土砂災害防止法に基づき、皆野町内の基礎調査が実施され、調査結果の説明会も終了しました。住民の

不安や要望を受けて、町がどう防災に対して具体化していくのか、考えをお聞きします。

2つ目は、間伐材など山の資源を使い、公共施設等への熱資源として活用する考えはありますか。

大きな2つ目は、学校給食の地産地消をさらに進めるためにです。平成26年第2回定例会において、私は地域循環型経済の取り組みで、学校給食の地産地消について町の考えを伺いました。これをさらに進めていくために質問します。1つは、給食センターで使われている地元野菜、それはどのような流れでセンターへ届けられますか。

2つ目は、平成26年2月定例会において地産地消を進める上で農産物直売部会と給食センターの綿密な計画が必要で、連携をとってみたいという町長の答弁でしたが、現在具体的にどのような連携を進めているのかお聞きします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、常山議員さんの一般質問、通告書に基づきお答えします。

1番、防災対策の山林整備と山の資源を生かした取り組みについてお答えいたします。①の土砂災害防止法関係についてお答えします。秩父県土事務所主催の土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果説明会が町内8カ所で開催されました。この説明会は、土砂災害から命を守ることを目的にしたもので、多様な意見や要望が出たようではありますが、多くの方は理解いただいたようであります。その防止対策等については、必要に応じて県土整備事務所に要望してまいります。山林の管理は、木材価格の長期低迷や林業者の高齢化や後継者不足により適正な管理ができないのが現状であります。基本的には民有林の管理は山林所有者となります。秩父地域においては、秩父林業対策協議会、秩父地域森林林業活性化協議会及び秩父広域森林組合において林業振興策について取り組んでいるところであります。間伐材の放置については、間伐方法について秩父森林組合と協議をしております。なお、森林整備事業等の有利な県補助事業がありましたなら、活用した中で山林整備を進めていく考えであります。

次に、②の間伐材など山資源の公共施設への活用についてお答えします。まきを燃料にした燃焼設備を町の公共施設に導入をしてはとの提案ですが、趣旨は理解できますが、例えば温水プールや水と緑のふれあい館に導入ということになりますと、現在の灯油ボイラー設備を廃止して、まき用の特殊な設備にかえるには多額な経費を要します。また、燃料のまきが安価で大量に安定供給が可能かどうか、まき置き場の確保や着火後のまき補給や残火処理など考えられます。現在の設備同様の安全の確保と安価で簡便な熱供給は難しいものであります。また、温度調整が容易にできるか、原油安が続いているなど、総合的に検討しますとまきを燃料にした設備の導入は現在考えられません。

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果は、説明会の内容等、森林整備事業等の具体的な内容については担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 3番、常山議員さんから通告をいただきましたご質問の防災対策の山林整備と山の資源を生かした取り組みについてのうち、土砂災害防止法に基づく基礎調査、結果説明会についてお答えいたします。

説明会につきましては、秩父県土整備事務所の主催によりまして、町からも総務課、建設課、両課の職

員が出席し、平成27年3月から平成27年8月までの半年間に町内全ての地区で開催されました。土砂災害に対するソフト対策の説明会ではありましたが、この中で地権者の皆様方から土砂災害に対するさまざまな、また大変貴重なご意見等をお聞きすることができました。そこで、町がどう防災対策に対して具体化していくかということでございますが、個別のハード対策、町が所管する河川の改修工事等につきましては、これまでどおり適切に執行してまいります。また、県事業の地すべり対策工事、砂防河川の整備工事などにつきましては、地域住民の方のご要望、ご意見の連絡調整、あるいは用地の確保における連携など、当事業の円滑な執行に協力してまいります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんから質問のありました土砂災害防止法に基づく調査の防災対策への具体化についてお答えをいたします。

現在県が土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を進めておるところでございます。町では、今年度見直しを進めております地域防災計画とハザードマップに県が指定をいたしました土砂災害警戒区域、特別警戒区域の説明と表示を盛り込み、土砂災害により住民の生命と身体への危険が生ずるおそれがある区域はどこかを明確にし、土砂災害に備えて、地域の情報の収集、自主的な避難と安全な避難経路の確認等について説明とお願いをしております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 3番、常山議員さんから通告をいただきました質問事項1の防災対策の山林整備と山の資源を生かした取り組みについてのうち、森林整備事業等の具体的な内容についてお答えをいたします。

現在町では国や県の補助金を導入いたしました間伐事業は実施しておりませんが、国庫補助の間伐事業として美しい森づくり事業が挙げられます。この事業は、県や市町村、森林組合などが事業主体となり、5ヘクタール以上の民有林を対象に森林所有者の同意を得て、5年を1期とする森林作業や森林保護のための森林経営計画に基づき間伐事業を行います。この事業で発生する間伐材は、山林所有者から事業主体に帰属され、事業主体が間伐材の搬出と1ヘクタール当たり10立方メートル以上の間伐材利用を行う事業であります。補助率は、国が30%、県が10%です。

次に、県補助による森林整備事業として、彩の国みどりの基金を活用した水源地域の森づくり事業が挙げられます。この事業は、水源地域において手入れのおくれ、また鹿の被害により荒廃し、緊急に整備が必要となっている1ヘクタール以上の森林区域を対象に、通常の間伐とは違い、30%から50%の切り捨て処分による強度間伐を行い、その後広葉樹の植栽、または天然更新により針葉樹と広葉樹とがまじり合った森林整備を行い、水源の涵養機能を高めることを目的とする事業でございます。事業主体は、土地所有者との協定によりまして市町村や森林組合などが行います。補助率は、ほぼ100%でございます。

次に、間伐材などの活用についてお答えをいたします。ちちぶ定住自立圏を構成いたします1市4町と国、県、林業関係者で平成24年5月に設立した秩父地域森林林業活性化協議会では、豊富な秩父産木材の利用促進と普及啓発等を複数年間にわたり事業継続ができる秩父圏域内の森林組合や材木関係事業者、そ

して住民の組織する団体などに対し補助金交付による支援を行っております。そのほか木の駅プロジェクトとして、山から出した材を秩父広域森林組合の木材センターに設置されました木の駅に樹種問わず持ち込みますと、1立方メートル当たり3,000円の地域商品券で引き取ってくれる制度も用意されております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 3番、常山知子議員さんの一般質問通告書2項目め、学校給食の地産地消をさらに進めるためにお答えいたします。

偏食や外食、そして孤食など、子供たちを取り巻く食環境が厳しさを増す中、平成20年の学校給食法の改正によって、学校給食において地場農産物の活用にも努めることなどが規定されました。地場産品を通じた食文化への理解促進といった食育や、生産者の顔が見える安全、安心で新鮮な食材の供給、地場農林水産物の消費拡大の観点などからの要望のようでした。しかし、およそ1,000食を二、三時間で調理しなければならぬ現場を初め、生産者、行政、保護者とも利用したいという思いはありますが、食材の一括安定供給、価格、企画などがネックとなって、より多くの地場農産物を導入したくともできないのが現実となっています。そこで、ご質問の地元産の野菜の納入については、使用月の前の月に給食センターから皆野直売所へどのような種類の野菜がどのくらい納品できるか確認して指示書を送付するようにしています。野菜以外の食品は、各業者から見積書の提出を依頼しているが、地元産の野菜は直接発注して優先的に使用するようにしています。そこで、指示された野菜は当日の朝、生産者が直売所へ納品し、直売所担当者が給食センターへ納品しています。毎月発注書に基づき直売所担当者が納品しますが、品物がそろわず事前に納品不可の電話連絡のこともあるようです。

次に、平成26年度第2回町議会定例会における農産物直売所と給食センターの連携についてですが、定例会後8月25日に学校給食の地産地消をさらに進めるため、JAちちぶ営農販売課と皆野直売所農産物直売部会長と学校給食に使用する野菜等について会議を開催しました。その結果、今までは皆野産を使用していましたが、今後は皆野産で足りないものについては秩父地域内で生産されたものも使用することが確認できました。ある程度大きさなどがそろっているものを納品することになってはいますが、形がまちまちで手間のかかるものも使用することもあります。余りにもふぞろいなものは調理時間もかかり、時間内に給食を仕上げるのが難しい場合もあるようです。秩父地域の農産物生産者は、1種類の野菜を多くつくるといっても、いろんな種類をつくるという傾向にあるために、使用量を納品できないということもあるようです。この会議の結果、農産物直売所からは仕入れる品数もふえています。平成25年度が8品目で2,608キログラム、平成26年度が10品目で2,793キログラム、今年度、平成27年度7月末で7品目で459キロを使用しています。学校給食に学校が所在する地域の農産物を活用することは、児童生徒が給食を通して特有の風土の中で培われた食文化や農業を初めとする地域の産業の状況を理解し、農産物をつくってくれる人たちへの感謝の心を育むなどの教育上の効果が望めます。したがって、今後ともさらなる地元農産物の使用の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 再質問、3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず最初は、防災対策の山の整備と山の資源を生かした取り組みですが、さまざまな課長から命を守る

こと、多くの方はこの県土事務所の説明会に理解をされたと、そして必要に応じて県に申し上げていくという答弁がされました。そして、さまざまな県や国からの補助を受けて、森事業が進んでいるということも答弁でされました。しかし、私はこの間防災対策として、やっぱり皆野町を見て山林の整備について、山の資源を使って公共施設などへ熱資源として活用するよう、この一般質問で求めてきました。前の答弁では森林の適正な整備について検討していきたいとか、上部にも強く要望していきたいという答弁でしたけれども、1つ私は具体的に質問をさせていただくのですが、ことしの2月から9月、今月ですね。国庫補助ですか、緊急雇用創出基金事業について、昨年の大雪のときに災害をもたらした日野沢、藤原地区の道路脇の木の伐採がこの補助事業を利用して行われました。秩父広域森林組合で3名を雇用してもらって事業が行われて、今月末で終了となっています。そして、どうなっているのか、今月初めにその藤原のところの現場を見てきました。木は、ほとんど伐採されましたけれども、伐採された木はそのままです。崩れないように積んであるという森林業者の人の話ですが、もう見ていて、いつ落ちてくるか、大変怖いものを感じました。立ち木の補償はしないということで、所有者の承諾を得ているようですが、危険な木は伐採したから、あとは所有者が好きなようにしてくださいというのでは、所有者にしても使い道がなければ木が腐るまでそのまま放置しておくしかありません。これではその前の答弁の中でも森林の適正な整備にはこれにはなりません。このままで事業は打ち切ってしまうのか、今後伐採された木はそのまま放置されるのか、どうするのか、まずお聞きしたいです。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 具体的に今藤原地区の話が出ましたけれども、緊急雇用創出事業というので、チェーンソーも枝を打つた等も持ったことのない、まさに山仕事の素人を雇用して、その人たちを研修をし、道具の使用方法等も教えながら取り組んできたというようなことで、本来ならば私は藤原とか、あるいは重木だとか、そうしたところが大雪で孤立集落になったと、こういうことから単年度でかなりのところできるかと思ったのですが、残念ながら作業が進まない、こういうことでありまして、藤原地区だけで終わってしまいそうですと、こういう状況であります。その伐採した木のことについては、この間も森林組合とも協議いたしました。玉切って崩れ落ちないように積み込んでおくと、こういうことでありますので、いわゆるプロが見て大丈夫だと、こういうことでありますから、それを現状では信頼しないわけにもいかない、こういうことであります。なお、町中かなりの山林があって、町の面積の7割にも及ぶというような山林の状況であります。これを一気にというわけにもまいりませんが、先ほど課長の答弁のありましたようにみどりの基金、これが続く限り積極的に導入をして、この間も協議をいたしましたけれども、150ヘクタール秩父地域で対象になるということでもありますので、うちの町もかなり積極的に手を挙げて、広い面積を間伐していきたいと、このように思っておるところであります。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ということは、藤原地区はそのまま、今の状態のまま、落ちないようにしておくということですね。伐採された木は、本当に見ていると大きな木がたくさんありました。このまま腐らせるのは本当にもったいない、そういう資源だと思いました。そして、先ほども答弁にありましたが、森林組合の方にもお話を聞きましたけれども、所有者が欲しい人に自由に持って行ってもらったらとか、森の駅のプロジェクトに出したらどうかという提案をされていましたが、素人が木を切って運び出す、場所によっては危険な作業です。このまま放置しておいたら本当にいつ……プロは大丈夫だとおっしゃっていても、いつ積んである木が何かの拍子に崩れ落ちてくるような事故が起きないとも限りません。そして、

放置した状態というのは、けものの格好の隠れ場所になってしまうのです。町として本当に防災上からも予算をとって、そうした木を整備する必要、私はあると思いますが、どうでしょう。このまま置いておくわけですか、町長。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 趣旨はよくわかります。趣旨はよくわかって、放置しておくか、あるいはそれを片づけるかということになれば、片づけるにこしたことはありません。しかし、プロの目から見て大丈夫ですよと、安全ですよと、こういう話をされておりますし、それを間伐したものを、その多くを山から搬出するという、これは町の財政が極めて厳しい状況の中では、そこまでやりくりをするということは残念ながらできないわけでございます。山林所有者が木の駅に持ち出したいと、持っていけば立米3,000円になるということでございますので、そうした方には持ち出していただければ、なお結構だと思いますけれども、これで大丈夫ですよということを現状では信頼せざるを得ないと、こういうことでございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 平行線かもしれませんが、やはりせめて災害が起きないように、森林組合の方のほうには崩れ落ちないように万全の対策をするよう再度お願いするようよろしく申し上げます。

そして、防災対策というのはここだけの問題ではありません。ほかの地域を含めて災害が起きないように、どう対処するか、本当に差し迫った問題だと思っておりますので、ぜひしっかりと考えていただきたいと思えます。

次の2番の山の資源の活用について移りますが、先ほどから出ていますように当町は71.8%が山林です。山林が果たす役割は申すまでもなく山地の災害を防ぐ役割、土壌を保全する役割です。しかし、きちんと整備されて、初めてその役割を果たします。そのことは、執行部の皆さんも重々わかっていらっしゃると思います。その山林の整備を進める中で、間伐材などを利用してエネルギーへ転換させる事業ですが、今各地の自治体や森林組合で木質バイオマス発電が動き始めております。私が見学した上野村でも今年度から木質バイオマス発電が稼働しました。発電した電気は、キノコセンターへ送られ、そこで出る熱は冷暖房に利用されています。ぜひ先ほど町長の答弁ではまきを使用する、そして燃やす、そういうことではなく、その木質バイオマス発電をして、その熱を送り込む。あそこの温水プールなんかでも電気はことしは600万円から1年間にかかっています。毎年上がっていますよね。そういうところも見て、ぜひ山の整備を行いながら、そこから出る資源を利用して町の公共施設、今も言いました温水プール等へ電気を送る、そうした事業を町として考えるときではないでしょうか。どうでしょう。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 木質バイオマス発電等については、近いところでは秩父市で行いましたけれども、秩父市は今休止をしております。採算がとても合わないということのようでございます。今上野村の話をいただきましたが、上野村は面積は広いかもしれませんが、小さな村で、人口は1,600人ぐらいですか。

〔「1,300」と言う人あり〕は

○町長（石木戸道也） 1,300ですか。そういう村で、大きな水力発電が、地下発電があるというようなことから、不交付団体でありまして、大変財政的には豊かな村であります。趣旨はわからないわけではありませんけれども、ベレット状にした木質を使って、例えば温水プールであるとか、あるいはふれあい館であるとか、先ほども答弁で申し上げましたけれども、そうした設備をそうしたものにかえてまで、そうした燃料等が現状より安く供給できるかというようなことを考えてみれば、これは極めて厳しい。また、近

ごろでは原油もまた安くなってきておると、このようなことを考え合わせてみますと、町を預かっている責任がある立場からですと軽々にそれを変更しますよと、こういうわけにはまいりません。当分の間は現状の灯油あるいは重油等を使った燃料で運営してまいりたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 今の町長の答弁の中で、吉田の元気村のバイオマス発電、それが出まして、この前のときにもお聞きしましたけれども、ただあればどこへ電気をちゃんと供給するかという目的もなくつくった発電だと私は思うのです。だったら、もうそれは赤字になるに決まっています。そうではなくて、ちゃんと温水プールに供給するのだ、町の施設に電気を供給するのだという、そういう目的を持ってやれば、そんな赤字というか、もったいないなんていうことにはならないと思いますし、やはり上野村は不交付団体、そういう財政的には豊かかもしれませんけれども、財政が豊かだから、では甘えているというわけではなくて、あそこの村は本当に研究に研究を重ねてやっている、そうしていろんな事業を起こしている。私、みな民報で書きましたけれども、12億円の経済を回して、150人の雇用を生み出しているわけです。そういうところもやっぱり研究していただきたいと思えます。そして、こういう今私が提案したそういう取り組みで林道を整備するのに地元土木業者に仕事をお願いする、山を整備する人、木を切る人を雇用する、バイオマス発電に関する雇用など山間部の雇用、仕事をつくる上でも大事な事業ではないですか。地域の資源を生かして、町に働く場所をつくって、町を活性化させる、これは今政府から作成が求められている地方版総合戦略ではないですか。この戦略は、地域の実情に沿った、地域性のあるものとするのが重要だと国も言っています。そして、この前の2回定例会の中で内海議員の質問で、総務課長の答弁の中に、この皆野町の財産としますと、農業、林業、これが昔から行われています。この農業、林業の衰退と言いますと語弊があるかもしれませんが、これが弱小していく中で、人口が都会に流出した一番の原因であると思えます。昔のような農業行政の厚い保護というのは無理かもしれませんが、そこらを今いる皆さんで力を出して、そして知恵を出し合って、戦略を立てていければというふうに思っています。そういう答弁があるのですが、私は総務課長が言っているとおりだと思えます。ですから、そういうまち・ひと・しごと創生本部では8月4日にこうした地方版総合戦略に対し、1,000億円を超える新型交付税を創設して自治体を応援すると決めています。林業を生かした総合戦略、もうある程度総合戦略は皆野町でも考えているかもしれませんが、そういうことも一つにはやってみる必要はあるのではないのですか。ただ難しい、難しい、財政が厳しいからということではなくて、国からの補助もちゃんと取り入れ、そしてみんなで計画を立ててやっぱりやってみていく必要があるのではないのですか。町長、ちょっと決意というか、できない、できないではなくて、前向きな答弁をお願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） できない、できないではなくて、例えば切り干し芋づくりであるとか、そういうことにも積極的に取り組んでおります。しかし、いわゆるその補助事業の導入をしても、その後に業として、なりわいとして、それが定着できるかということを考えたときに、趣味だとか、そういう形で取り組むというわけにはまいらないわけでございます。そんな関係から、慎重にならざるを得ないわけですが、いずれにいたしましても研究はしてみたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 最後。

○3番（常山知子議員） はい、最後です。そういうことで慎重にならざるを得ない。もちろん行政がやることですから、ちゃんと道筋を立てて、財政はこうだ、借金はどうだとか、そういうことも必要です。で

すから、私はこの前の議会の中でこの問題を出したときに研究会を、研究する会をつくってみてはどうですか、こういうものを立ち上げるのにはこれだけのお金が必要で、これだけ後で戻ってくるのだと、そういう研究会をつくってみてはどうですかって私は提案しました。でも、そういう研究会はつukらないということでしたので、残念なことです。でも、ぜひ今度研究会ではないけれども、検討していただきたいと思います。本当に財政が豊かでないからこそ、そうした国からの補助を使ったりとかということの町のほうも研究していただいて、努力していただきたいと思います。

次に、移ります。次に、学校給食の地産地消をさらに進めるためにという質問ですが、まず初めの質問で野菜の流れはおおよそわかりました。確認しますけれども、栄養士さんが例えば9月上旬に10月分の献立をつくる。そうすると、その後10月分の週単位の野菜の注文をJAに送る。発注する。注文を受けたJA道の駅の店長が生産者に声をかけて野菜を集める、そういうことでよろしいと思います。こういう流れですね。これではでも考えてみると店長も大変ですよ。なかなか地産地消が進まないと言わざるを得ません。栄養士さんもある程度10月にはどんな野菜がとれるかなということを頭に入れて献立を作成しているということですが、量や規格などがありますし、生産者のほうで注文に応えられないことが多いようです。学校に皆野産を使うと決めた平成22年、このときは給食センター全野菜の使用量の19.3%が地元産でした。それが年々減少しています。先ほども答弁していただきましたが、平成25年は12.7%、去年は少しふえて14.8%だったそうです。でも、本来なら少しずつでも努力して、このパーセントが増加していくという取り組みが必要だと思いますが、こうして減っていく状況はどう考えますか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 給食センターとしては、あれば幾らでも使える準備はできています。ただ、品物がそろわないから年によって少なくなっている、そういうふうな現状だと思います。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 品物がそろわないということですが、本当に皆野町も高齢化や人口減で野菜をつくる人も減少していると、ふえているのは耕されていない畑、残念なことです。しかし、その中でも頑張って野菜をつくっている人もいます。ある生産者の方は、去年給食センターでキャベツを使ってもらったから、ことしも使ってもらっているだろうという予想を立ててつくりました。出荷時期が来たのに、その野菜が使ってもらえなかった。これでは生産者の意欲も失われてしまいます。一方で、地産地消と言いながら、他方ではこうしたことが起きています。私は、地元野菜の活用を進めるには計画的に生産者に野菜づくりを依頼する。実際はこうした計画がないから生産者は予想だけで野菜づくりを進めている、そう思います。

以前の質問の中で高崎市の例を紹介しましたがけれども、高崎市は給食検討委員会をつくり、栄養士、生産者、JAを入れた検討委員会の中で意見交換をし、年間の野菜の大まかな計画を立てて、発注の前の月には生産者のほうから収穫できる品目と量が提示されるそうです。そして、毎月下旬に来月分が発注されます。生産者のほうから収穫できる品目と量が提示されれば、栄養士はこれとこの野菜を使ってと地産地消も進むのではないのでしょうか。そういうことで、進んだ高崎市の例ですけれども、そこまで皆野町でやってほしい、本来ならそういうふうに言いたいのですが、そうはいつでも皆野町は大規模にやっている農家もないし、給食センターからの注文に応えるのは難しいという人もいます。綿密な計画や連携が必要だと町長は前の答弁で答えていますけれども、実際は直売部会でも給食食材用野菜についての話し合いというのはやられているのでしょうか。先ほどの教育長の答弁では1回、8月25日に学校とJAでやったそう

ですが、私はもっともっと給食センターとの話し合いを開いて、進んでいる地域のようにやったらどうかというわけです。せめて1歩進めて話し合いを持っていただきたい。町長、どうですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 新鮮な食材を使ってということになりますと、前の月に今月使う野菜をということになると、やはり栽培をしていく上で1カ月ぐらいで供給できる状況にはならないわけでありますので、やはり検討委員会等を立ち上げて、例えば前年度に翌年度の計画を立てていくというようなことをしないと、タマネギとかジャガイモだとか、あるいは大根だとかネギだとか、そういう多少収穫した後貯蔵がきくものはいいかもしれませんが、葉物等の野菜を考えると、旬というのでしょうか。それが1週間とか10日ぐらいしかないわけですから、農家の人もそれを栽培していくということは極めてききの話のように昨年度は使っていたけれども、ことはだめだったというようなことのないように、いわゆる検討委員会で前の年に今年度の作付を検討してもらうというような仕組みでないと無駄が出てしまったり、あるいは不足が出てきたり、あるいは過剰になったりというようなことがあろうかと思っております、その辺については直売部会にもう少し、あるいは給食センターのほうにも強く要請をしたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今のお話ですけれども、先ほど言った農協のほうと給食センターと教育委員会で相談したときに、1年間で使う野菜の予定がわかるといいなということで、前の月にどのぐらい、いつ野菜を使ったかという一覧表は向こうへ提出してあります。ですから、それにあわせて、もしだったら内部のほうで相談していただければありがたいですけれども、ただ大変失礼なのですけれども、担当者によってやはり力の入れようがちょっと違うということも……センターの所長のほうからの話でありました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） おしまいです。3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） それでは、最後になりますけれども、やはりつくったら引き取ってもらえる、安心してつくれる保障も必要だと思いますし、今熱心ではないというふうにもおっしゃっていましたが、本当にJA任せではなくて、やっぱり町も一生懸命動いてもらって、栄養士を含む給食センター、生産者、そしてJAがもう本当に連携をとりながら地産地消をさらに進めていっていただきたいと思います。

また、先ほどから言われているように生産者も年々少なくなっている、野菜をつくる人が少なくなっている、そういうところでは産業観光課のほうかもしれませんけれども、生産者をふやす取り組みもとても大事なことだと思います。そして、子供たちにおいしい野菜を届けることができるように、町として努力していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時04分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（四方田 実議員） 次に、8番、大野喜明議員の質問を許します。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 8番、大野です。今般の豪雨被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、ことしも猛暑の夏でありました。その猛暑の中で終戦70年を迎えた今、改めてさきの戦争の悲惨さを思い、考えるとき、平和がどれほど大切であり、とうといか、戦争はしてはならないと強く思いをするところであります。終戦日前日の8月14日、安倍首相は戦後70年談話を発表しました。さきの戦争の反省とおわびを悔悟という言葉で謝罪した上、戦後70年貫いてきた平和主義をこれからは積極的平和主義を掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいりますとの談話でありました。談話の全文を何回か読みましたが、日本国民はもとより、迷惑をかけた国々にも配慮したよい談話であったと思います。今参議院において安全保障関連法案の最終的な審査が行われていますが、きょう、あすにも成立するだろうと思っております。日本を取り巻く安全保障環境は今や大きく変わってしまった現実を直視するとき、自国防衛に限定した集団的自衛権、日米同盟強化は不可欠の立法措置であると思えます。近隣複数の国では、日本は悪い国、敵対国として小さいときからそう教育を進め、日本が平和ぼけしている間に日本固有の領土に対し領土権を主張し、今後さらにエスカレートしてくることが懸念されます。さらに、中国においては強大な軍事力を背景に、東シナ海で一方的、独善的にガス油田を開発し、南シナ海の岩礁地帯を周辺国の抗議や国際社会の批判にも耳を傾けず、これまた一方的に埋め立て、軍事拠点化を進めているわけがあります。ロシア、韓国、北朝鮮間の諸問題しかりであります。こうした日本の安全保障上厳しい環境下の今、これらの国々とのトラブルを防止し、戦争の事前抑止力で日本を守るのが安全保障法であり、その成立は待たれるところでもあります。また、同時に一勢力の曲解、極論は、何と戦争法というレッテルを張り、宣伝し、日本の置かれている現状を直視した議論や判断の妨げになっていることは残念でなりません。今後も平和と安全を守る安保法の必要性を国民に説明し、理解を得る努力に努め、さらに平和主義に徹し、日本人の誇りを持ち、国際社会に貢献するさらなる国づくりが今求められていると思えます。国づくりは人づくり、小さな地域づくりも人づくりから。人づくり、人材育成は、まず教育であると思えます。その教育を学校教育に限定して語るにしても、学力問題、不登校、体罰、いじめ問題等々、今の学校体制では解決できない諸問題が山積みだとされています。文科省は、教師が授業に専念できるような学校体制の改革整備を進めているようですが、学校現場に早く反映されるよう、期待するところでもあります。

質問は、通告どおり大きく3件ありますが、以下タイミングがいい質問かなと考えていましたが、今タイミングが逆に悪いかなど思ったりしておりますが、予定どおり質問に入りたいと思えます。

最初に、全国学力テストについてであります。この全国学力テストは、小学6年生と中学3年生を対象に、毎年国語・算数、国語・数学で行われ、ことしは理科も対象としたようであります。県教育局は、本年4月に実施したその結果を8月25日発表したようですが、小学6年生の国語、算数、理科、中学3年生の国語、数学、理科、全て全国を下回ったようであります。県の関根郁夫教育長は、「結果は深刻に受けとめている。市町村教育委員会と連携し、学力向上に努めていきたい」とコメントしていましたが、教育

長は県、皆野の結果をどう受けとめているか。結果の公表について、どう考えているかお聞きしたいと思います。そして、学力テストの目的について、その結果から課題を検証し、授業力の向上、授業の改善を図る、いわゆる教師力を高めるとしてはいますが、そのところの見解もあわせてお聞きしたいと思います。

次に、道徳教育の今と教科への格上げについて伺います。道徳教育が大きく変わるようであり、現在正規の教科書になっていない道徳教育を特別教科に格上げし、その授業は小学校が平成30年、中学校で平成31年より実施されるようであり、今は教本の検定準備段階のようであり、この道徳教育の見直しは、5年ほど前大津市の学校で起きたいじめから自殺に至る問題に端を発しているわけであり、思いやりの心、規範意識をしっかりと育むためには検定基準に合した教科書を用い、教科として学ぶことが大事と思っております。道徳教育の現状と特別教科に格上げすることについて、教育長の見解を伺いたいと思います。

次に、新教育委員会制度について伺います。新教育委員会制度は、ことし、平成27年4月1日施行ですが、皆野町の場合は定められた移行期間の中で徐々に旧制度から新制度へ移行していくということであると思っております。この教育委員会改革は、道徳の教科格上げと同時にいじめ事件などの不手際続き、そのことが批判にさらされ、改革に拍車がかかったと思っております。今学校現場では、授業以外に先ほども申したいじめ、不登校、さらに部活、生活指導等々、多様化する課題が多く、とても授業に専念できないと言われております。勤務時間も世界で一番長いと言われております。このような学校現場の状況を改善するため、体制の整備が今進められているようであり、指導監督する立場の教育委員会の改革は当然かなと思っております。今回教育委員会制度の改革のポイントと伺いますか、大きく変わったところ、特徴等を伺えればと思っております。改革への期待は大きいものがあると思っておりますが、この辺については町長と教育長に思いや考え、見解を伺いたいと思っております。

質問最後であります。挨拶運動で町づくりをとということで、質問、提言をいたします。近年なおりますところではありますが、生活している地域において、また挨拶を自然に交わすべき場面において、挨拶ができない、挨拶をしない人がふえている気がいたします。もちろん挨拶を交わす人が圧倒的であり、小中学生は大人よりよくできる、そんな感じもいたしております。庭畑で作業をしている私に、側道を通る小中、高校生も含めてですが、大きな声で「おはようございます」、「こんにちは」、挨拶をしてもらい、交わしたときなどは私自身も気分爽快、朝であればきょう一日いい日になるような気がしてくる、挨拶とはそんな気分にしてくれるものであります。既に一年半以上前のことではありますが、区長会の総会の席上、当時の大澤径子議長のかわりに私が副議長として出席したときでありましたが、副町長から挨拶運動の提案がされたことを思い出します。既に用意されたA3サイズの2種類のポスターには、「挨拶を交わして始まるすてきな日」、「笑顔で爽やか、明るい挨拶」でありました。土屋副町長は、区長会への提案理由について、町づくりの基本は挨拶を笑顔で交わし合うことだと強調していました。隣の席にあった私は、強く賛同したことを思い出します。

質問いたします。その挨拶運動、今どのように展開されているか伺います。そして、挨拶は社会生活の全ての基本であります。強く町民運動、町全体の運動として展開し、成果の見える町づくり推進をすべきだ、そう思います。考えをというより、決意等のようなものがありましたら伺いたいと思っております。

以上であります。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 大野議員さんの一般質問の3番、挨拶運動について私からお答えします。

大野議員さんからはタイミングのいいご質問ありがとうございます。せっかくでございますので、この運動のきっかけ、経緯、また現状について申し上げます。町行政に携わらせていただいております中で、行政の最終の目的は何だろうと考えたことがございました。全国の自治体が取り組んでいる福祉の向上、生活環境の整備、教育の充実、産業振興などは各市町村の共通のいわば行政の定石でございます。これらの行政事務は、大変重要であり、また大切なものでありますが、これを全て完備することが行政に与えられた最終目的となるのか。また、個人においても健康で家計も豊かであれば、それだけで全てよしとなるのか。いろんな角度から考えてみますと、最終的には究極は一人一人が幸せをどれだけ感じているか、一人一人の幸福度ではないかと思いました。数年前若き国王夫妻が来日しました。ヒマラヤのブータン王国は、経済的にも貧しく、世界の最貧国の一つであります。国民の95%が自分は幸せと感じている世界一幸せな国と言われております。それは、金でも健康でもなく、人間関係、隣人関係、家族関係を大切に、大変仲がよく、毎日が楽しいことにあるということでもあります。その原点が笑顔と挨拶にありました。

そこで、「隗より始めよ」という言葉に倣いまして、役場内から始めました。このような挨拶運動は、指示命令により行うものではありませんので、みずから決めて、みずから実行のもと、各課で目標とする標語を定めて、みずから実行することとし、多くの標語を考えていただき、それぞれの課に掲示し、啓発、またみずから実践しております。このような取り組みは、埼玉県庁や県出先機関においても似たようなことを行っております。これらを土台にしまして、笑顔と挨拶が行き交う運動をさらに町中に広めようと、平成26年1月の区長会新年会において行政区長さんに呼びかけました。そのとき、先ほどお話がありましたとおり、当時の副議長の大野議員さんも同席されておりました。各区長さんの賛同をいただき、全町の各地区の集会施設、掲示板、ごみボックス、バス停などに職員手づくりの「笑顔で爽やか、明るい挨拶」と、「挨拶を交わして始まるすてきな日」とその地区の行政区名入りの標語ポスターを掲示して啓発、啓蒙をしていただきました。町民はもとより、町外からの代表者へも挨拶と笑顔が光る町を目に見える形でアピールしております。この成果は、数字ではあわせませんが、区長さんからはこの標語をもっと掲示したいのと追加もありまして、この運動に関心を示しておられます。また、ある行政区においては店舗の窓や事業所、事務所の玄関ドアに張り、挨拶運動を推進の行政区やその店舗をやりわりと、またさり気なくアピールしております。以上がきっかけ、経緯と現状でございます。いわば予算ゼロ事業というものでございます。

今後の決意はということでございますが、笑顔と挨拶はいつでも、どこでも、誰でもできるボランティアとして自分の喜びが他に連鎖するまさに地域コミュニティーの原点でございます。このようなことから、皆野町コミュニティー協議会においてもあわせて推進していければ大変よいことであろうと思います。また、引き続き地域住民の代表であります行政区長さんと連携して、焦らず、急がず、休まず、笑顔と挨拶を行き交う町づくりを進めまして、幸せ日本一の町を目指したいと思います。なお、おとなばかりではございません。子供たちにおいても各小中学校において、先生、児童生徒一体で挨拶運動に熱心に取り組んでいただいております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 8番、大野喜明議員さんの一般質問通告書、1、2の3点についてお答えいたし

ます。

初めに、全国学力学習状況調査について申し上げます。全国学力学習状況調査、略して全国学調と言いますが、全国学調の狙いは先ほどありましたように全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析するとともに、学校における児童生徒への教科指導の充実や学習状況等の改善に役立てるということにあります。平成27年度の実施は、実施日が平成27年4月21日、実施学年は小学校6年生、中学校3年生です。調査としては、小学校が国語のA、国語のB、そして理科、中学校が国語のA、国語のB、数学のA、B、理科。A問題というのは知識の調査です。そして、B問題というのは活用の力を見る問題です。そのほかにも児童生徒の質問紙調査、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する調査、それからもう一つは学校質問調査、学校における指導方法に関する取り組みや学校における人的、物的な教育条件の整備状況に関する調査、これだけを行いました。そして、その結果が8月25日に文部科学省から送付されました。

皆野町の結果としては、小学校は昨年より幾分改善の兆しが見えますが、依然として厳しい状況にあります。小学校は、それぞれで0.4から0.8全国平均より低くなっています。中学校が6.1から10.7、正答率が下がっています。文部科学省の通知で調査結果の公表に関しては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響に十分配慮することが重要ですよというふう述べています。さらに単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表するよう、さらに調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すことなどとしています。皆野町の場合は、町の状況のみ国の平均との比較を公開しております。しかし、中学校については町内1校であり、実質は学校の公開となっております。小学校の場合は、学校規模の違いもあり、一概には比較できないので、学校別の公表はしておりません。

この調査の結果を真摯に受けとめて、今後児童生徒の学力や生活習慣の向上に向けて取り組みの重点を定め、各学校の実態に応じた取り組みや支援を進めることとしております。その1つとして、県教委の委嘱を受けた一人一人を見詰めるアドバンスド授業、これを実施しております。児童生徒一人一人の学力の向上をさせるために、学習状況調査の結果を活用し、より一層のきめ細かい学力向上を図っています。具体的には学力向上担当の教員、それから習熟度別少人数指導、苦手な児童への補修、指導形態の多様化、個々の学力に合わせた支援シートの作成などを進めております。また、教員には学力向上担当者会議、これを開催して、小中学校、また小学校同士の連携を図り、各校の情報提供、すぐれた点の共有、研修等を行うことにより、個々の教員の資質の向上を図ります。さらに、家庭との連携を図るために、皆野っ子学びウイーク、これを中心として家庭学習の充実と教師による家庭学習の確認の徹底を行います。

もう一つは、皆野っ子3つの目当てとして、全校、全家庭で基本的な生活習慣の育成を図るよう、挨拶と返事、時間を守る、身の回りをきれいにすることを実施し、学習環境を整え、総合的に学力向上に取り組んでいるところです。

次に、道徳教育の現状と教科化について申し上げます。町内の各小中学校では、道徳の授業を年間計画に従い35時間以上は実施しております。教材としては、副読本や埼玉県独自の「彩の国道徳」、これを活用しております。内容としては、主として自分自身に関すること、人とのかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関すること、生命や自然、崇高なものとのかかわりに関すること、小学校低学年が16内容、中学年が18内容、高学年が22内容、中学生が24内容、満遍なく実施しているところです。皆野小学校においては、平成25年、26年度と文部科学省埼玉県教育委員会委嘱事業である道徳教育の抜本的改善、

充実に関する支援事業を推進し、事業方法の工夫改善の研究に取り組みました。教育委員会としては、その研究を他の学校も含めた研究として、全町的に児童生徒が主体的に気づき、考え、行動することにつながる道徳教育の充実に推進いたしました。

ところで、特別の教科道徳がいよいよ本格実施されます。先ほどお話があったように小学校は平成30年度、中学校は平成31年度からの実施を予定しているようです。ただ、平成27年度からは移行措置として、今年度からは一部学習指導要領の趣旨の踏まえた取り組みが可能となりました。これは、内容が幾つか新しい内容が入ってきたということです。道徳教科化のきっかけは、2011年大津で起きたいじめ自殺事件であります。そのほかにも重大な少年犯罪がふえてきたこともあり、安倍内閣はいじめ対策の一つとして道徳を教科に位置づけることを決定しました。道徳が本来の機能を取り戻すために、道徳を事業数や内容が確保された教科に格上げし、平成30年度の実施を目指すことにしたのです。学習指導要領の一部改正で道徳の時間を特別の教科道徳として成績に位置づけ、(1)、道徳課に検定教科書を導入する。(2)、いじめの問題へ対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善する。(3)、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫する。(4)、数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握するということが挙げられているようです。今後道徳の学習によって、子供の命のとうとさを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性、社会性を持った人間に成長してくれることを願っています。心の豊かな成長を育み、子供のよき行動を引き出す道徳教育が実践されるよう、全ての教員が修得できる心に届く指導方法を研修に取り入れ、教員の指導力向上に取り組むことを期待しています。道徳の特別の教科化は、必要以上に反対することでもないし、それ以上に過剰に期待することもないと言われていています。もし仮の話として、子供たちの道徳心がなくなってきているのであれば、それは親や社会、学校生活全体からの影響ではないでしょうか。つまり社会のあり方であり、私たち大人がどういう日本をつくり上げるかというところにかかっているというふうに思います。困難な問題に対して特效薬はありません。解決する唯一の方法は、地道に一人一人が努力して立ち向かっていくことが必要である、そんなふうに考えています。

次に、2項目めの教育委員会制度への移行と今後の期待について申し上げます。教育委員会制度を規定した法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものでありました。平成27年4月1日より施行されました。なお、教育委員会は引き続き執行機関となり、総合教育会議で首長と協議、調整は行いますが、最終的に執行権限は教育委員会に保留されます。改正法のポイントは、①、首長による大綱の策定。②、教育総合会議の設置。③、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者の設置。④、教育委員会のチェック機能の強化。⑤、国の関与の見直しなどを盛り込んだものとなっています。改正法は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行されることになっていますが、経過措置がありました。現行の教育長は、教育委員会の実務の責任者として4年間を通じて施策を計画的に構想を実施していることが通例であることから、一律に制度移行を行うこと、現場に混乱が生じるおそれがあると考えられたために、施行日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が終了するまで、現行制度の教育長として在籍するものとし、徐々に新制度に移行していくことにしたものであります。これにより、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性の確保を図るというふうにしています。教育行政の権限と責任が集中する教育長は首長が任命します。ということは、首長を選出する有権者にとっては選挙を通じて

教育に間接的に携わることになります。いずれにしても、教育長を選ぶのが首長で、その首長を選ぶのが住民である以上、これまで以上に教育行政に対し住民の一人一人が意識して向き合う必要があるのではないのでしょうか。その意味で、今回の改正は教育制度のみならず、住民の教育行政に対する意識をも改革していく可能性があります。教育には長期的視点が欠かせません。首長の交代のたびに方針が変わるのでは子供たちが戸惑うのははっきりしています。大切なのは、教育には政治的中立性、安定性、継続性が何より必要であるということです。新制度が健全に機能しなければ、犠牲になるのは将来を担う子供たちだということを忘れてはいけません。そして、新制度には緊急時の対応に機動力や即効性が何より求められています。首長と新教育長、委員の一体感はより一層必要であると思われます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 再質問ありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 全国学力テスト、最初の質問からでありますけれども、公表ということが出てきます。そうすると、今度は非公表というのがあるわけですが、例えば公表というのは誰でも見て知ることができるということであろうと思いますが、非公表というの、たまたまそういうことではないのですけれども、ちょっと非公表というのはどういうのかな。それこそ全国の中には非公表という学校もあるわけで、そのことを考えたときに、非公表というのは例えば非公表でも知る人、その結果を知らないといけない立場の人というわけです。当然に教育長はそうですし、そこに携わる教育委員会の担当の職員というのですか、ありますし、当事学校あるいは当事学校ではないその他の学校ですか、また行政でいえば、皆野であれば町長、そういうことのところへはどうなのだろう。非公表、私どもは当然非公表といえどもわからぬということでありまして、非公表という定義みたいなのは何かあるのでしょうか。

そして、この目的が子供たちそのものの評価というより、子供たちの学力をアップするための先生方の授業力のアップということが言われておりますし、今の答弁の中でもそう言われているわけでありまして、公表がどのくらいかよくわからないのですけれども、できるだけオープンな形で、その中でいろんな立場の意見を吸収しながら先生方の指導力アップ、そういったものを求めないといけないかな、そんなことを思います。その結果として子供たちの学力が上がるということであると思うのですが、その辺のところをどう考えるかをちょっと聞きたいと思います。

それで、県教育委員会との連携についてでありますけれども、新聞でもあります。県のほうでは、市町村の教育委員会と連携をとりながら緊急にその対策を各市町村にお願いし、その後の対策を県と密にしながら対策したいというようなことを言われております。さらに11月から2月にかけては市町村教育委員会を訪問し、また県主催の学力向上推進委員会を通して自治体の取り組み状況を把握しというようなことがあります。県のほうでは今度の結果を何とかしなければいけないということが強いようであります。県の教育委員会との連携についてどのような考えがあるか伺いたいと思います。

全国テストについてはそれだけ再質問。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 公表と非公表の定義というふうなお話ですけれども、公表はみんなに広く知らせること、前もって知らせる。非公表は、知らさないことということだけだと思いますけれども。ご質問の意味がもしかすると何を公表して、何を公表しないのかということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（山口喜一郎） それは、先ほども申し上げたように点数をそのまま皆さんに知らせるのはいけませんよということです。ですから、平均点と比べてどのくらいいいだろうか、悪いだろうかということ。皆野町は、ホームページのほうに去年から公表としてさせていただいています。また、学校についても保護者のほうには連絡してあると思います。

それを広く公表して、いろんな立場の意見をお聞きする、そして教師力のアップを図るというお話ですけども、大変失礼なことを言います。住民の方全員のために点数を公表して、住民の方が先生の授業力をアップできるかどうかということです。ですから、以前にアンケートで、公表するかしないかのアンケートの中に住民に公表しても授業力のアップは望めないという意見がたくさんありました。ですから、逆に言うと公表したほうがいいという意見は何かというと、高校入試のために自分の子は幾点とっているか、それで公表してもらいたいというふうな意見が一番多かったようです。そうではなくて、今大野議員さんがおっしゃったように子供たちの学力が低かったら、それを高めるために先生方がどういう努力をして、どういうふうにして高めていくか、これが大事なのではないかなと、そんなふうに思います。したがって、皆野町では全県の市町村に先駆けて県のほうにお願いをして、先ほど申し上げましたように一人一人を見詰めるアドバンスド授業という授業に立候補しまして、県のほうから指定を受けて、特別に埼玉県内で6カ所ですけども、これを今年度もう進めております。そういうふうなことで特別に県の指導主事のほうも大分力を入れてくれて、もう既に皆野町にもどうですかという話は来ています。そんなふうにして県のほうと協力しながら、結果は非常に残念だな、そういうふうなことが残っています。ですから、残念だけで終わらないで、それをさらに次につなげていくにはどうするかということで、先ほど申し上げたようにことし、来年頑張っていこう、そんなふうに思って、先生方にも非常事態宣言ですよというふうな話はさせていただいています。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 今教育長のお話を聞きながら皆野町でも積極的にこの結果について、また先生方の教育力アップということに努力しているということがわかりました。

1つまだわからないのですけれども、非公表というのがちょっとわからないのですけれども、非公表。例えば先ほどもちょっと言いましたけれども、当事学校以外の学校に、この学校は公表、この学校はこうだったよというような、そういうことは、その辺のところ、また非公表といったときに例えば行政のほうでいきますけれども、全くわからないのです。よく教育は、この後ちょっと触れたいと思うのですけれども、ちょっとやっぱりほかの一般行政と違って、よく言われるのがちょっと閉鎖的かというような言葉も出てきますけれども、そういう中でよくわからないままの質問なのですけれども、非公表という場合に、それがあったら例えば今のような当事学校に連絡もないのか。多分非公表といえはないのだろうと思えますけれども、なんたってものを行政の長のほうに非公表だからできませんということ、そうかなと思ったりするのでございます。

○議長（四方田 実議員） 最後。教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今のご質問は、よその学校のをよその学校に知らせるかということですか。それはしません。例えばこっちの学校の点数を向こうの学校に点数を知らせて、それで果たしてこっちの点数が上ってくるか、変わるかということ……そうではなくて、さっきも言ったように全国平均と比べてはどう

いうところがこの学校はまずかったですよ、どういう学校がまずかったですよということはやっています。それと、ホームページで公表、小学校の国語Aは平均点よりも幾点少なかったか、Bのほうは幾点少なかったというのは町のホームページのほうに出しています。今年度は、まだ分析の結果、どこがまずかったかという結果が出ていないので、今年度ははまだです。非公表という話ですけれども、個人個人の点数は誰にも知らせません。本人だけです。それから、学校ごとの平均点と比べてどんなところが悪かったかということはほかの学校でも話をしています。

○議長（四方田 実議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） いろいろ答弁をいただいている中でも、学校教育、学力テストについてもなかなか大変な問題があるということはよくわかります。これからもそういう全国学力テストについても目的がそういうことにあるわけですし、できるだけ多くの人に実情を知ってもらい、その中から対策なり対応なり、結局は先生方の努力をしていただくということになるかと思うのですけれども、これからもぜひ子供たちの幸せのためにといたしますか、授業力のアップ、結果がそういうふうになるようなご努力をお願いしたいと思います。全国学力テストについては、これで質問を終わりたいと思います。

道徳でありますけれども、今現在年間35時間以上、彩の国何読本ですか、やられているということで、答弁の中では別に特別問題はないよ、そんな感じがしております。新聞などによりますと、道徳は他の教科に比べ軽んじられ、他の教科がおくれるとその時間が振りかえられたり、学校や先生により扱いも違い、各先生の教え方にも先生方が不安を覚えている先生も多い、そんなことが新聞にもよく載っています。今の先ほどの答弁ですと、それほど問題がないというようなことでありますけれども、新聞等で書かれているほどのことではなくて、皆野はうまくいっているという評価ということによろしいのでしょうか。

それで、道徳の基本は幼児期のしつけと言われ、家庭教育が大切であるという考えは古今変わらないわけではありますが、今子供を育てる家庭環境が大きく変わってきています。夫婦共働き家庭、シングルマザーの家庭がふえ、子供と接する時間が少なくなり、会話が希薄になっていると言われていています。そんな今でありますから、学校教育の教科として道徳教育の位置づけをはっきりして学ぶことはよいことと私は考えています。大切なことだと考えています。もう一度そここのところの考えを伺えればと思います。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 人間性の育成は、幼児期からの生活、生育歴に大きな影響があると思います。家庭教育のお話も出ました。幼稚園のほうからは、子育ての3つの目当てということで、3つの芽生えということで、3つの種類について道徳と同じようなものを用いて一生懸命親に指導しているところなんです。保護者がこういうふうにしてくださいというふうなことをやっています。

それと、皆野町はうまくいっているかというお話ですけれども、確かにほかの教科にかえて道徳がやられていない話も聞きますが、実施報告というのがあります。1学期には国語を何時間やった、道徳を何時間やったというのは必ず報告が来ています。学校のほうでもチェックをしています。それによって間違いなく授業のほうは実施しております。ただ、先ほど大野議員さんおっしゃったように、先生方によって違うのではないかと、それは仕方がないことだと思います。算数にしても国語にしても先生方によって教え方は違うし、ただ基本的になることは、これだけは子供たちに身につけてもらいたいなということはその先生方でも心がけてはいるところです。

先ほどから道徳を教科にしたら日本よくなるのではないかと、道徳心ができるのではないかとということですが、それだけでは道徳が教科となったとしても、それをどういうふうに行っていくか、そして周

りの大人たちがどういうふうに行動していくか、そこに来るのではないか、そんなふうに思います。先ほど人をつくる、小さな単位で地域で人をつくるというのありましたけれども、人をつくるのは地域の力も非常に大きなものがあるか、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 先ほどの学力テストと同じように、道徳についてもいろいろ学校側としては大変だな、そんなことを思いますし、やはりこの辺は学校側だけでなく、社会、家庭が一緒になって取り組むことだなどつくづく思います。考えを聞かせてもらいました。道徳の教科化は、国による価値観の押しつけだといい、また戦前の過ちを盾に反対する一部もありますが、確かな教本による道徳教育の推進は私はいくらでも済むとは当然思いませんけれども、効率よくこれから教えていくということは大事なと思います。道徳については、質問これで終わりにしたいと思います。

教育委員会制度についてでありますけれども、変わったところというのはわかりました。そして、もう一つちょっと述べさせてもらいます。新しい教育委員会制度に私は期待しております。今まで教育行政は一般行政から独立した機関として自負し、一般行政の介入を嫌っていたと、そんな感じは全体に、皆野ということではなく、そういうことでよく言われています。そんな関係からといいますか、首長も教育行政に注文や要望があっても遠慮して、口も出さない、出せない、そんな傾向がある、これもそういうふうに行われております。一般子どもも遠慮することで関心まで薄れ、そこから逃避していた、そんな気もいたします。新教育委員会制度では、首長が教育政策を公然と議論し、協議することが可能となり、教育委員会と首長の両者が一致した方向性を持ち、教育行政を推進できる体制整備ができたということであると思えます。先ほどの説明あるいは資料でもそういうふうになっていくということのようでもあります。皆野町においても行政と教育委員会が改革の趣旨を十分に生かし、教育行政を推進していただきたいと思えます。この辺のところでもし今までと違って町長の介入というのですか、委員会……

○議長（四方田 実議員） ちょっと途中で恐れ入りますが、もう質問時間を5分切っていますので、主張はとめて、質問をしてください。

○8番（大野喜明議員） はい、わかりました。聞きたいわけですが、時間でありますので、教育は国づくり、町づくりが基礎であると思えます。皆野においても新しい教育委員会制度のもと、教育行政がますます推進されますように期待を申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 質問いいですか。

○8番（大野喜明議員） 挨拶運動のことでちょっとあるのですけれども。

○議長（四方田 実議員） 質問があるのなら質問だけしてください。簡単に。簡単明瞭に。質疑ですから。持論は展開しなくてもいいですから。

○8番（大野喜明議員） 挨拶運動について、私も先ほどちょっとお話が出ましたが、学校だよりをちょっとひよんなことで見ることができました。その中でひよいと処分するはずの学校だよりなのですけれども、それがたまたま残ったのをちょっと見ましたら、6部のうち4部は挨拶運動について学校が熱心に取り組んでいるということがありました。それも学校だけでなく、各地域、例えば三沢のだよりなのですけれども、それには校長みずからがいい学校にしよう、それでそれは大人も率先して挨拶をして、いい地域づくりをしようということが書いてありました。それだけに学校だけでなく、地域ということも考えながらそのだよりが校長の考えがあるということでもあります。そんなことも含めながら、町も全体、議会もそう

だと思っております。区長会も、みんな企業も、そういうところは一体となって、先ほど副町長の答弁の中で……

○議長（四方田 実議員） 時間も過ぎていきますので、質問してください。

○8番（大野喜明議員） いや、質問は。まとめです。ちょっとありましたけれども、日本一という話がありましたけれども、少なくとも秩父郡市の中で皆野町が挨拶がよくできるね、挨拶運動を立派にやっているね、それは町、学校も含めて、そんな感じを受けられるような、そんな明るい町にしていければいいと思います。

長くなって申しわけありません。以上で質問を終わります。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時02分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（四方田 実議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきまして質問をいたしたいと思いますが、けさの町長の挨拶の中で金沢小学校についてのことが発表されまして、統合問題の中で多少関連もあるかなと思いますので、若干の質問を加えようかと思っておりますけれども、お考えの範囲の中でお答えできる部分だけお答えいただければありがたいと思います。

先週大変大きな風水害と申しますか、これが北関東にありまして、防災行政無線について今回も取り上げるわけですが、あれのことであるとか、また今議会にも請願で安保法制の関係等出てきていますが、なかなか難しいところで、いろんな書評、意見がありますし、先ほど大野議員の大変重い話もありましたが、逆に常山議員の中に出てくるように当町を出身地だと公言しておられる名誉町民である金子兜太先生もみずからの戦争体験をもとにして戦争反対であると、この法案については廃案だというような意見を公にされているわけですので、その中で当町の議会としてどのような対応がいいのか、大変悩ましいところではあるなと思っております。道徳心の話にしても、安倍政権いろんなことをやっているのですけれども、大変悩ましいことが多くて、寝不足になるなど、それら関連等を含めまして、通告3つのことにつきまして町長初め教育長へ質問いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1項目めですが、防災行政無線の改良の結果というような形で、これはさきの議会において防災行政無線がどうなっているのかという中で、答弁の中で5月着工で、7月ぐらいには完成し、テストをしてというような答弁もあったわけですので、実際問題として随分前に比べると聞こえはよくなったように感じます。ただ、やはり家も破れ障子みたいなものですが、雨風かかわらず、晴れの日であっても窓

をしっかり閉めて、暑い中でクーラーなんかを使うときに閉めると、ほとんどそれが聞こえなくなってしまう。ごそごと聞こえたときにぱっと窓をあけていきますと、何とか聞こえる。上のほうの階に行きまして、障害物がないところだと大変よく聞こえるので、前に比べて聞こえがよくなったのだろうなということは感じられるのですが、その実際問題としてどういう改良が済んで、どの程度のものでできたのか、結果がどうなっているのかということをもまずご報告いただきたいと思います。

その先なのですが、先ほど先週の北関東における大きな風水害のことに触れましたが、常総市でも同じような屋外スピーカーによる防災行政無線といいますが、それを使用していたようにニュースでも報道されていたと思うのですが、やはり特に実際に雨が降っているときなどはほとんど聞こえないというような声が少なからずあったように見えます。また、実際この夏の音頭まつりの際に、祭り前後に夕立がありまして、そのときにもなかなか防災行政無線でいろいろなお知らせを出していたのですけれども、なかなか聞こえづらかったというのが私体験として感じておりました。この後どのような現状で防災行政無線、現在のものについて、これでもう大体終わりでもいいのか、それともこういう不都合な点が出てきていて、どうしようかと考えているというようなことがありましたら、あわせて答弁していただけるとありがたいと思っております。その答弁を踏まえまして、再質問でいろいろなことをまたお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2項目めで、小学校の統合ということなのですが、三沢小学校が統合になるというような話が実際に現実化していくようではありますが、これ前回は質問したところではあるのですが、国神小学校を今後一体どのように考えているのか、さきの答弁では教育長の答弁では荒川を挟んで2校というようなことが久しぶりに出てきたのですが、この議会の中で10年以上前から統合問題というところから出てくるのですが、この頭には行く行くは1校、当面荒川を挟んで2校というような話だったと思います。国神小学校は、プールの問題等もありますが、校舎そのものは現状大きな問題があるとも思えませんが、5年先ということを考えてときには、もちろん生徒数の問題もあろうかと思いますが、設備的に問題が出てくるのではないかと、その辺について見通しをお聞きしたいのと、それから前6月議会のときに出てきた皆野小学校の屋根の問題であるとか、また教室数の問題、これらを先々どのように考えていくのか、考えがあるのであればそれをお聞きしたいということがあります。校舎関係、小学校の統合については、まずそれについてご答弁をいただきたいと思います。

3つ目ですが、日独友好事業についてです。今春、日独友好事業の中の一環としまして、ドイツのほうから6人の方が当町を訪れていただきまして、日独友好協会を中心に歓迎事業を行っておったわけですが、実際にドイツの人たちが来ているということその時点で知っている人が非常に少なかった。これわざわざ広報する必要があるかどうかというのはいろいろあるかと思いますが、それにしても日独友好事業というのは3年に1回の割合でこのところ必ず何らかの団体を派遣して継続しているわけですが、その団体についても非常に恣意的な団体であって、町民全体にはなかなか知れていないというようなことがあります。もっとこの事業をオープンにすべきではないかということで、先日日独友好協会の総会の際にも派遣団体についてはもっとオープンにして、公募をしたらどうか、また実際問題として参加した私としても実際の体操祭というものの内容として、皆野町の団体がそのままの状態に参加できるものでないことは、これはもう町長もよくわかっていることだと思うのです。この事業についても、いろいろこれは民間事業なのか、それとも町の事業なのか、いろいろな論争というか、言葉もありましたが、現実派遣に際しては数百万円の補助を出し、また今回の歓迎事業についても200万円の支出があり、あるOBの方から

何でこんなに出すのだというようなことを質問いただいたことも事実です。実際問題としてこちらが行ったときには、十数人行った向こうの滞在費や何かほとんどが丸抱えですから、3年に1遍ということは、向こうは大体10年に1遍ぐらいしか来ませんので、3倍ぐらいの恩があるというように考えられるのだよということで、200万円を出すのも、出した、確かにこれだけ見るとすごくお金を出しているように感じるかもしれないけれども、我々も行って世話になっているのだから、これは仕方がないのだというような説明をしたところ納得いただきましたが、それにしても行く派遣団体等の内容を見ますと全町的なことでいいのかな、なっていないのではないかとと言われても仕方がないような部分があります。

それから、現実現状この日独友好協会の事務局が教育委員会がやっているのですが、先ほど大野議員の質問の中にもあったように教育委員会はこれから非常に教育のことについて新しい体制で、非常に重い責任を負う形になっていきます。そんな中で日独友好協会の事業というのを果たしてやっていく余裕があるのか、またやっていくべきなのかということこそそろそろ考えなければいけない時期ではないかと思います。日独友好事業そのものももう20年以上も経過をして、会員も数百人以上もいるわけです。会員がそういったことができない人ばかりだというわけではありませんから、町のほうの何らかの補助をいただくという形をとるにしても、事務局の仕事ぐらひはみずからやるべきではないかと、そのようにこの間の総会でも言ったのですが、町のほうではその辺についてはどのように考えていくのか、今までどおり教育委員会でやっていけばいいというふうに考えているのかどうか、その辺をご答弁いただきたいと思います。

とりあえず以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番の小学校の統合についてお答えします。国神小学校の今後の統合についてどう考えているかとお尋ねですが、6月議会でもお答えしましたとおり、平成12年に日野沢小学校統合問題及び少子化による他の皆野町立小学校の将来展望について、時の町長の諮問に対し教育委員長から答申がありました。その内容は、荒川を境界線として、東地区、西地区の2校とすることが適当である。東地区校は、皆野小学校への三沢小学校の合併統合、西地区校は国神小学校への日野沢、金沢小学校の合併統合とすべきとの答申であります。また、三沢小学校に対する答申は、児童が現在より減少した場合は遅滞なく統合を図り、児童の教育を保障すべきであるとの内容でありますので、この答申に基づき、皆野小学校への統合を進めてまいります。以上が15年前の平成12年4月18日の答申内容であります。この答申内容は、現在でも整合し、合致するものでありますので、町立小学校は皆野小学校、国神小学校の2校とする方針であり、1校とする考えは持っていません。三沢小の統合による皆小の教室の不足に対する対応ですが、今後の児童数の推移等を見きわめた中で検討してまいりたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんから通告のありました防災行政無線改良の結果についてお答えをいたします。

平成24年度、25年度の2カ年をかけて防災行政無線を整備いたしました。運用開始後、放送内容が聞き取りづらい等のご意見が入ってまいりましたので、スピーカーの角度調整、音量調整等を行い解消を図ってまいりましたが、この方法ではどうしても解消できないエリアが出てまいりました。このエリアの解消

を図るため、音達調査を行いました。その結果、子局4カ所の新設と既設の子局7カ所にそれぞれ1台のスピーカーの増設を計画をいたしました。計画をし、設置を行いました。子局の新設箇所は、原地区、消防団1分団2部の火の見やぐら、上大浜地区、町営住宅大浜団地敷地内、親鼻地区、消防団1分団1部の火の見やぐら、金崎地区が佐宗土建様前の計4カ所でございます。既設の子局にスピーカー1台を増設した箇所は、役場庁舎屋上の子局、親鼻地区、西関東連絡道路建設事務所脇の子局、土京地区が旧町営テニスコート脇の子局、大淵地区が嶺松寺の境内内の子局、金崎地区、岩鼻の子局、三沢地区が谷津の子局及び日向の子局の計7カ所でございます。その結果、聞き取りづらいとの意見をいただいております。雨の日などは、聞こえづらいとのことでございますが、外の状況によって音の伝わり方、聞こえ方は変わってまいりますので、そのようなことがあることは承知しております。

次に、秩父郡市の安全・安心メールのシステムについて。秩父定住自立圏構想事業の一環として、平成25年8月1日から本町と秩父市、横瀬町、長瀬町、小鹿野町で防災防犯情報のメール配信を行っており、受信したい団体と配信内容を選択してご利用いただくことができます。皆野町では、防災行政無線で放送いたしました防災防犯の情報をメール配信しておりますので、ぜひご利用をいただきたいと存じます。

今後の体制につきましては、防災行政無線からの放送を主として、防災行政無線テレホンサービス、安全・安心メールが防災行政無線を補完し、行政の知らせる力と住民の皆様の聞く力による体制を築いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 10番、林豊議員さんの一般質問通告書の質問事項3についてお答えいたします。

まず、日独友好協会と皆野町の関係ですが、日独友好協会はあくまでも民間団体であり、その趣旨に賛同し、その活動を全面的に援助するのが皆野町であります。したがって、運営資金を補助金として交付しているわけです。皆野町とビュアシュタット市の交流のきっかけは、昭和49年、両国のスポーツ少年団の同時交流が行われた際、ドイツ、ビュアシュタット市のスポーツ少年団の一行が皆野町を訪問し、剣道スポーツ少年団との交流が行われたことにより、その後同時交流十数回を数え、その後3年ごとにビュアシュタット市に市体操祭に招待を受けました。そして、昭和58年3月にドイツとの交流をさらに深めようとする人たちによって皆野町日独友好協会が設立され、現在に至っております。派遣については、現在も3年ごとに開催されるビュアシュタット市体操祭に招待を受けております。派遣団については、お話のとおり広く募集して理事会で選考するのも派遣団の窓口が広がることと考えられます。ただ、募集するときには個人を募集するのではなく、団体として募集することはもちろんです。また、活動が町民に知られていないとお言葉ですが、町の広報に掲載したり、バザーの案内では読売新聞と毎日新聞の折り込みとして各戸案内をさせたりしていただいております。また、今回の4月のドイツからの訪問に際しての歓迎会、送別会の接待の案内は全会員に参加の案内をさせていただいております。今後については、社会のグローバル化がますます進むことが考えられます。青少年が外国を直接大変することはその後の本人の成長にとって有効なこととははかり知れません。したがって、この事業は今後も継続していただきたいものであります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、各項に質問をしたいと思います。

まず、一番最初の防災行政無線についてであります。今総務課長が言われたとおり、随分改善されたと思います。少なくとも家のほうでは、自分の家ですけれども、随分聞こえがよくなった部分はあることも確かです。また、同じように答弁の中であったように風雨であるとか、それから最近の家のつくり上、窓を閉め切った状態などでは、これ改善されておっても聞こえづらくなると、これも実際のところでありませう。この事業は、町長が長年の悲願といいますか、の事業で、何度もいろんな形で視察をしたりする中で、コスト的にあわないから難しいなというようなことがありながら、大きな決断でもって踏み切って始めた事業ではありますが、私自身の見方で言えば現状でも今のいわゆる屋外スピーカーによるこの防災行政無線のシステムはこれ以上改善の余地がない、限界に来ているのではないかというふうに考えますが、町長及び総務課長、どちらでも、両方にお聞きしたいと思うのですが、その点についてどうお考えですか。まだ改善、これからこういった改善をしないと、またはしたほうがいいのではないかという考えはありますか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 質問者の仰せのとおり、現状ではこれが限界かなと、こんな感じも持っているところですよ。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ありがとうございます。私もこのシステムにおいては、もうこれ以上改善の余地はないと、無理にやるのであればいわゆる子局といいますか、受信機、あれを各戸配付ということもないことではないですが、コスト等を考えたときに、またその他の手段を考えたときに、余り利口なことではないのかなと思います。

また、このシステムの弱点といいますか、これちょっと先に聞いておくべきだったのですが、いわゆる町長なり総務課長が常に庁舎にいるということもないわけですよ。そういったときの例えば深夜に何かあったときの防災行政無線を発令する、何かまた町長との連絡にはどういうことがあるのか、受信が可能だという部分もあったわけですが、それが恐らく現状においても将来的にも町長自身が常にそれを受信できるような状況にはないと思いますので、これらを考えても今のシステムというものは限界かなというふうに考えます。一応聞きますけれども、今の現状において、例えば町長が夜において、この庁舎から離れたときに連絡をつける方法というのは携帯電話なり固定電話以外にこの防災行政無線を利用した連絡方法というのはあるのですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど申し上げましたように限界だなと、例えば災害が起きたときに電話線が切れてしまったとかというような場合に、残念ながら家ではまだ携帯電話が不感でございます。そんな関係もありまして、この不感の解消についてはNTT等にも要望はしてきておりまして、かなり改善がされてきておりますけれども、残念ながら谷津に入りますと不感地域というのがまだあるのが実情であります。

○議長（四方田 実議員） 次、移ってください。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） はい、最後ですね。

○議長（四方田 実議員） 最後ではない。次、移ってください。

○10番（林 豊議員） 最後言うことがあります。恐らくそうかなと思って質問をしたのですが、本来であれば受信機を、防災行政無線の受信機なり、相互通信できるものを町長が、町長宅になるか、町長個人になるか、その辺が微妙ですが、備えればよかったのかなという部分が実は最終的な改良なのかなと思いましたが、それにしましても町長言われるように、今のいろいろな通信システムというのは日進月歩どころか、1分、1秒において大変な進歩をしています。先ほど総務課長の答弁の中にもあったとおり、秩父市における、秩父市のほうが拡大してくれた安全・安心メール、またその後東秩父が採用すると言われているタブレットによる防災連絡と、そういったものもどんどん出てきていますので、今のこの防災行政無線については故障とかふぐあいが出たときの修理等は当然にするとはいえ、これで一応区切りをつけていただいて、改めて別の手段によって、より適当なものを模索していただければありがたいというふうに思いますので、そういった研究、それから採用については常時行っていただきたいということをあわせて要望しまして、この防災行政無線の事業はこれで一応の区切りだというふうにご願いをしておきたいと思っております。これについてはこれでおしまいで。

次に、小学校の統合についてですが、先ほど町長の答弁の中に平成12年の答申というふうに言われましたが、平成12年、今平成何年でしたっけ。27年。15年たっている。15年たっていますよね。その当時1年生、もう卒業していますよね。私もよく覚えていないですが、そのときの中学生といいますか、皆野町の学童といいますか、生徒の1学年の生徒って恐らく200近くいたような気がする。150は超えていると思うのです。そのときと……

〔何事か言う人あり〕

○10番（林 豊議員） 超えていないですか。150上のほうはいついたような気がしますけれども、自分たちの商売に関係あるから、一番身にしみてわかるのですけれども。ともかく15年たっているわけです。答申のほうにはそのように書かれていたかもしれませんが、我々議員はその答申をじかに見ることでできないのです。議会の上では先ほども何度も言っていますが、行く行くは1校、とりあえず2校というふうに何度も言われています。何度も言われています。その中で一番まずかったのは、皆野小学校を今のような形に、つまり学年単位で2教室しか使えないような状態につくってしまったのが、これは自分もかかわったことでもありますから、非常に責任を感じる部分でもあります。それだと思っております。国神小学校の現状はそのままがいいと思うのです、とりあえず。現状の状態をすぐすぐ統合しろなんて言っているわけではありません。ただ、皆野小学校のときの失敗を思うときに、やはり将来的なことを、5年とは言わず10年先を考える。町長言っていたのではないですか、合併のときに。50年先考えろって。それと同じです。10年先考えたときに、では10年たった時点で国小建て替え考えるのですか。まず、それはあり得ないと思います。そこら辺をどう考えるかということなのです。すぐすぐについて何しろということではなくて、行く行くのことを考えておいたほうがいいのではないかと。それには全体の中で当事者になる人たちを含めたいろんな話を考える。それこそ答申を出したときの統合問題、検討委員会、あれ実は2回で終わっていますけれども、皆小のほうは10回以上やっていますけれども、そういったものが必要になるのではないかと。あした、あさってで、来年、再来年でやるよというのではないですけれども、そういったことの中でいろんな形、いろんなことを考えていけば、よりよいことができるのではないのかなというふうに思うわけです。ですから、今すぐではないけれども、考えていかなければいけない。これは、教育委員会だけで、これから体制変わりますから、どうなるかよくわかりませんが、教育委員会だけに任せるのではなくて、首長自身がいろんな考えの中で、いろんな知恵を集めてやるべき事柄なのではないかなというふうに考えて

いるのですが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私は、子育て支援ということに力を入れてまいりましたし、昨年度当たりから若者定住促進住宅取得の補助事業というようなものも導入して、かなりの方が活用していただいて、今回も補正でお願いするというような形で盛況であります。ということは、子供たちをふやしたいなど、こんな思いで取り組んでおるわけですがけれども、なかなか残念ながらふえてくるという状況にはないのですけれども、ただ今思うに行く行くは1校にと言ったのはどこで、誰が言ったのか、私も言った覚えがないような気がするのですが、要は今真剣に子供をふやしたい、こういう思いでありますので、行く行くは1校だという考えはさらに持っておりません。そしてまた、三沢小学校が皆小に統合したときに教室の不足はというようなことも触れられておるようですが、これらにつきましても今ゼロ歳の子供が6年後には入学してくるということになるわけですが、その辺を見通しても教室の増設の心配はないようであります。そんな関係から当分の間というか、向こう恐らく十年ぐらいは1校にしようということはありません。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の町長にその気がないということにかかわらず、実は前町長にもその気がどうやらなかったようなのですけれども、だからいつの間にかこの行く行くは1校というのは消えてしまったのかなというふうに感じていることですが、これ統合と同時にやっていた皆野小学校の校舎建て替えの中ではこれ当たり前に言われていたことなんで、議会の中でも私自身も言ったし、私自身も聞いています。それはそれとして、町長自身が聞いたことないというのだから、それは仕方がないことですが、少なくとも流れとしては国の方針にしても、国の方針の中でいきますと長瀬も合わせて1校ぐらいになってしまうようですが、それに盲目的に従う必要などはさらさらないと思いますが、にしても教育環境であるとか、そういった事柄を考えたときには、足の問題、その他を考えたときに1校というのは自然の流れになると思います。先ほど来言っているように、すすろと申しているわけではない。すぐにやるとは思っていない。その辺は意見としてはかみ合っていないようで、実はかみ合っている部分だと思うのです。私たちは、ただやれ、やれ言っていれば済みますけれども、首長の責任としてはやらなくてもいいよと言っていたとき、必要になってばたばたというのでは、これまずいわけです。布石は打っておいてもらいたいということで、そういった検討を始めたらいかがですかということです。それらの中で、先ほども言っているように教育委員会がどういうふうになっていくか、教育委員会の中で考えるようなことになるのかもしれませんが、行政の一つの一環として、足の問題等も必ずこれ三沢小学校についても言えることですが、必要になるわけですから、それらを考えていく中で必要になることであろう。先ほど学テの話が出ましたが、県のほうが言っていることとやっていることがずれているというのは数字をひとり歩きさせるなど言いつつ、新聞記事なんかでは全国平均から何点か低いからということで各町村に圧力かけているようですが、我々のような仕事しているほうから見れば、埼玉県とか東京都なんていうのはある意味エース格の生徒たちが小学校にしろ中学校にしろ私立のほうに……大きな数字とは言いませんが、流れていますから、それを除いた中でやれば、あのくらは健闘しているほうではないのか。むしろ非常に最近感じるのは、中学3年生のテストが多過ぎる。これ後の議案審議の中でも出しておこうと思うのですが、校長会テストなんていうのありまして、これが……

○議長（四方田 実議員） 質問してくれませんか。質問をしてくれませんか。

○10番（林 豊議員） なぜこんなことになるかといえば、やはり教育の質が問われるわけです。人数が少なければ必ずいいことになるのか、そうとも限りません。逆もあります。それをある程度に高めるためにはやはりある程度の人数と、それから教員の必要が出てくるわけです。そういったことを考える中で、これはもう質問というよりも要望になりますけれども、遠からず必ず5年とは言わず、10年を考えれば遠からず国神小学校を何とかしなければと、校舎を建て替えるのか、統合するのか出てくるはずですから、その辺についての布石を打っておいていただきたい。具体的にはそれらを検討する部門をつくっておいたほうがいいのではないかと思いますので、その検討をお願いしたいと思います。

3つ目になりますが、今のとも関連するわけで……これは関連しない。関連はあるのだな。日独友好事業ですが、教育長の答弁は今回の私の質問についても全く不十分な内容かなと思います。一番の不十分な点は、では教育委員会は今までどおりやるのかということ。事務局を継続して、今までと同じようにやるのですか。それは余りにももう日独友好協会という協会自体が存在意味がなくなってしまうのではないかなと思うほどのことになるかと思えます。また、教育委員会としても主の仕事以外のことになるわけですから、そんな余裕があるのですかと思うのですが、その点どうでしょう。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 先ほどのお話のように林議員さんには本当にありがたいなというふうに思います。教育委員会事務局の仕事を減らすということは本当にありがたいなと思います。ただ、団体の事務局をやる理由は、その団体が育つまで、またはそれが維持できるかどうかというところで、事務局を公的機関が持つか持たないかが決まってくると思います。ありがたいお話をいただいて、事務局をもし手放したとしたら、どんなに仕事がそれだけ減るわけですから、ただし今までの活動で例えばバザーをしますから役員さん出てきてくださいと言ったときに、何十人もいる役員さんの中で出てきてくれたのは2人です、ここ幾年か。それで、仕方なく教育委員会のほうは事務局が出て、職員が出て、バザーの運営をしている状況です。バザーにしても最近大分厳しくなってきているところです。活動自体がやり方もあるかと思えますけれども、どうかなというところはあります。それが完全にできるということになった場合には、段階的にでももしやるのなら考えていかななくてはならないという検討はしているところです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） やっと本音の一部が出てきたので、町長にもよく検討いただきたいと思うのです。バザーで、バザーやっています、確かに。チラシも入ります。バザーで収支一体幾ら利益が出るのか。数万円ですよ。町からの3年分の支出が300万円以上です。今回にしても200万円です。全然足りないのです。会員が1人当たり今2,000円です、会費が。年間です。100人いても大したことはないです。実態としては、本当にお金についてはもうほとんど町なのです。私なんかは自分でも会員ですからわかりますけれども、なぜバザーには行かないのか。意味がないからです。ストレートに言います。これは、もう総会でも何度も言っています。だって、ただで各戸回って、ただでバザーの品を出してもらおう。でもって値づけして、どうぞ。それらのいろいろな時間とかその辺について何ら見られないわけですから、またそれ以外のせめて1年に1遍か2遍ぐらいは会報といいですか、お便りといえますか、それぐらい出しても罰は当たらないと思うのです。そのぐらいのことは、別に教育委員会の事務局に頼らなくてもやろうと思えばできることなのです。教育委員会が余りにもしっかりやっているものだからということにしておきますけれども、だからやろうという人が出てこないのです。だから、前回総会のほうでも私も言ったのです。やろうとい

う人がいて、やればいいのだと。私がやれと言われればやるよと言ったら、何かいろいろ問題があるようで、やらせてもらえませんが、そんなことですから、教育委員会が過保護にやってあげる必要はないと思います。問題があったところから出てきたら、仕方がないから町のほうから教育委員会が出ていくか、ほかの部分が出ていくかはわかりませんが、してやればいいのです。長瀬町と長瀬の観光協会のあそこまでお放す必要はないと思いますけれども、あれを一つの手本として考えていただきたい。また、どうしても連絡等の関係で個人的ないろいろなつながりを持っている人たちも結構いるのです、実際。ドイツの人たち。そういった人たちが集まれば、よりよい事務局ができないことはないのです。多少なりの活動費なりは町から現在でも年間に8万円ですか、出ているわけですから、それをそのまま移行してもらえば、それで十分やっていけるのではないかと思いますので、また資料等、それから引き継いで民間団体であれば別に庁舎の中でなくてもいいですから、どこか個人の宅でもいいですし、そこを事務局として、事務局舎として使えばできないことではないと思います。すぐそれあしたからやれとは確かに言われれば、それ大変かもしれませんが、教育長言われるように段階的にそれをやっていく、もう時期だと思うのです。20年どころか30年近くやっているわけですから。そういったことから、町民への広報、広報しなくてもあれ変なものもできたけれども、どうなのだって、あれはもう20年も30年も前からやっているドイツのあれなのだよということもできるわけですから、何もカーテンを引いて中が見えないようにする必要はなく、とばりを開いて、今こういうことをやっていると、ドイツとは1年に1回こんなやりとりをしているのです。3年に1遍こういうことで派遣しているの、行って何かやってみたいなというような団体、私は個人でもいいと思います。結局今までの団体というふうに言いますが、体操祭参加するに当たって大体半年ぐらい前から何らかの出し物をつくって、練習してやっていくのが現実ですから、個人10人集まってやったらできます。現実にリズム縄跳びなんていうのはほとんどそれに近いわけですから、そういったことをそろそろ町として指導していかなければいけない時期ではないかなと思いますので、ぜひ強力で事務局と、それからこの事業に対する町の関与を強めていただきたいと思います。非常ないい事業ですから、何としても続けたいわけで、続けるためにはこういうことが必要だと思います。どうですか、町長。その辺はいかがですか。町長も1度ドイツにも行っていますし。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 事務局の教育委員会ということについては、従来どおり私は教育委員会に事務局を置きたいと思っております。ということは、国際交流ということは子供たちの教育にかなり大きなウエートがあるわけでございまして、またトータル的にはかなりの青少年がドイツも訪問をしてくれたわけがあります。そうした方々が恐らく人生においてすばらしい経験ができたこと、こんなふうにも思っております。もちろん体操祭に招待をされるわけですから、民間のただ人的交流だけではなくて、その体操祭に参加するわけですから、スポーツ団体あるいは日本古来からの伝統ある芸術というのでしょうか、芸能というようなものも含めて派遣をこれからも続けていきたいと思っております。

先ほど林議員からバザーについて少し批判的なお話がありましたけれども、これは善意を持って提供していただく方も数多くあるわけで、まさに意味がないということでは善意ある方々に申しわけもないと思います。これからも善意につきましても教育委員会やスポーツ日独友好協会の役員さんをお願いをして、続けていっていただきたいなとこんな思いで聞いておりました。

○議長（四方田 実議員） 最後、10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 日独事業については、非常に偏った団体が行っているのです、はっきり言えば。

皆野町はサッカーやっていないのかい。サッカーの団体行ったことないですね。ほかのスポーツだって結構、ほかの団体幾らでもあります。バザーについてだっている意見はあります。ともかく事業が起こって30年たつのに、事務局が自分でできない、民間団体でしょう。それを町で都合してやるということはないと思います。また、派遣団体についても非常にいろいろな意見があることも確かです。今のような状態を続けていけばやめてしまえというような意見が強まっても仕方がないと言えなくなってきてしまいます。もっとオープンにすべきです。実際これから来年に向けて派遣団体が決まってくるわけですが、団体である必要もないし、一番にはドイツのビュアシュタット市のほうでこの春も来たときに聞きましたら、なぜ皆野はこんな小さい子ばかり送ってくるのかと、これ前々から言われていたことなのですが、改めてそういうことを言われています。聞いているかどうかわかりませんが、私自身はそういうふうにかかれております。いつも派遣の団体等を決めるときに向こうは、つまりドイツのほうでは小さい子を望んでいるのだという人がいるのですが、決してそんなことはないです。また、小さい子、小学校の高学年とはいえ、小学生を連れていっても本当にただ行ってきておもしろかった程度で終わってしまう子が多いのです。確かに特殊な体験ですから、非常に個人の部分については大きなものがあるでしょう。でも、町の事業としてはちょっと残念です。いろんな工夫でもうちょっと実のあるものにしていくためには、全員がでなくてももうちょっと年齢の高い人たちを行かせたらどうかということももうこれもここではなくて総会のほうで何度も言っていますけれども、なかなかわかってもらえない部分があります。町長には町長自身も一緒に行っているわけですから、あの部分に参加するということよりも交流事業のほうへもうそろそろ考えを動かしていっても先方はむしろ歓迎することはあっても、それではだめよということはないと思います。また、教育委員会についても教育委員会教育長が言われていますけれども、決して教育委員会そのものが現状を見ても遅くまでやっている町の部署においては本当に遅くまでやっている部署の一つです。そこへいろんな言葉の壁等もある、負担のあるような事業を押しつけることはなく、やるべきだと思いますが、段階的ということが教育長からの口からも出ていますので、段階的に結構ですから、改善を要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、1カ月前ぐらいまでの猛暑がなかったかのように、急に涼しくなりました。しかし、まだ台風シーズンのさなかにあろうかと思えます。先週の9日から11日にかけて、関東、東北地方は台風18号から変わった低気圧の関係等で発生した線状降水帯という気象現象のようですが、それによる豪雨に見舞われました。特に栃木、茨城、宮城県内では、土砂災害や河川の堤防決壊などにより、家屋の流失、また床上浸水等々、昨日現在で犠牲者は7人、そして行方不明者は全て確認がされたようですが、避難者が1,900人を超える大災害となっております。被災された皆様方にお見舞いを申し上げるとともに、早期の災害復旧と生活の再建を願っております。また、こうした災害を未然に防ぐためにもハード事業等の積極的推進を図るよう、町村会などを通じて国等に求めることを要望させていただきたいというふうに思います。当町におきましては、県道、林道に土砂が流出するなど、小規模の災害が4

件程度あったようですが、幸いにも人家等に影響はなかったようです。しかし、皆野町は過去平成11年8月14日、音頭まつりの日ですが、秩父地方への大雨によって荒川が増水し、親鼻橋下の観光トイレ等を撤収した、そういった大雨が、これが16年前です。そして、平成19年の9月の台風9号によって地すべりやがけ崩れ、道路の崩落、小河川の氾濫、床下浸水等々、町内だけでも180件に及ぶ過去に例のない災害に見舞われたのが8年前です。ことしは、その8年周期に当たる年であり、土砂災害等に見舞われることのないよう願っております。

過去最大の95日間も会期を延長した通常国会、今月27日が会期末となっております。安倍首相は、多くの国民の声を無視して、今週中にも憲法違反の安保関連法案強行成立に暴走しております。この安保法案に約6割の国民が反対し、80%を超える国民が政府の法案説明は不十分、今国会での成立は見送るべきとの世論がある中、また圧倒的多数の憲法学者や文化人がこの法案への反対を声明し、また連日国会周辺や全国の至るところで戦争法案反対の集会やデモが取り組まれ、青年、学生、そして高校生や子連れのお母さんへと老若男女を問わず拡大しております。8月30日には戦争法案廃案、安倍政権退陣を求める国会包囲行動に全国から約12万人が結集しました。また、当町の名誉町民である金子兜太さん直筆の「アベ政治を許さない」、こうしたゼッケンやプラカード等によるスタンディングアピール行動等々、全国的なうねりになっております。しかし、安倍首相は日本を取り巻く安全保障環境の変化を第一の理由にしまして、国民の生命、自由及び幸福追及の権利が根底から覆される、このような場合、海外での武力行使も可能である、このような答弁の繰り返しであります。しかし、国内において勤労国民の幸福追求権を奪っているのはまさに安倍政権そのものです。沖縄県民の総意を無視した辺野古新基地建設の強行、ふるさとや自然、働く場所や家族との生活、そして生きる希望さえ奪われ、悲惨な生活を強いられている11万人を超える原発の避難者、福島は状況はコントロールされている、放射能汚染水は港湾内で完全にブロックされており、影響はないと世界に向かってプレゼンテーションを行った安倍首相でした。しかし、メルトダウンした核燃料がどこにあるのかわからず、毎日400トンもの地下汚染水の処理に追われ、その一部が外海に流出し、収束など全くしていない福島第一原発の現状、そして約2年間原発稼働ゼロの中、夏場の猛暑期も含め節電目標も設定することなく賄われてきた電力供給、にもかかわらず太陽光発電や火力発電を抑制までしての九州電力川内原発の再稼働であります。

また、100万人の新たな雇用をつくり出すことができた、有効求人倍率も高くなった、賃金も2年連続2%以上上がったとアベノミクス効果を強調している安倍首相であります。ふえたのは非正規労働者であります。今や若者を初め非正規労働者は2,000万人を超え、派遣労働やワーキングプアと言われる低賃金労働者は1,100万人を超えています。そして、3年たっても正社員になれず、今後においては3年ごとに派遣先や失業の不安に駆られ、生涯が派遣労働につながる労働者派遣法の改悪が今月11日、自民公明両党などの賛成多数で強行成立しております。また、調査のたびに増加している生活保護の実態、ことし6月の生活保護世帯数は全国で162万5,941世帯と過去最多を更新しています。その約50%が高齢者世帯、まさに年金だけでは生活できない高齢者の実態もより浮き彫りになっております。そして、昨年4月からの消費税8%の増税等々、まさに国民の生きる権利や幸福追求権を奪っているのは安倍政権そのものであります。

このような状況下、平和問題に関連しまして、質問項目にはありませんが、1点だけ質問させていただきたいと思っております。午前中の常山議員と同じ内容なのですが、別に打ち合わせしたわけではないのですけれども、たまたまこのようになってしまいました。皆野町におきましては、昨年8月6日の広島原爆の日、

9日の長崎原爆の日、そして15日の終戦記念日にあわせて、原爆や戦争によって犠牲となった方々への冥福と恒久平和を願い黙祷の呼びかけが防災皆野を通じて昨年初めて行われました。しかし、ことしはそうした呼びかけは一切ありませんでした。その理由と今後の平和行政について、冒頭に質問させていただきたいと思います。

次に、通告に基づきまして順次質問を行います。1項目の防災対策についてであります。今年度埼玉県地域防災計画の改定、埼玉県地震被害想定調査結果を反映した皆野町地域防災計画及びハザードマップを作成することになっているかと思えます。これ午前中総務課長の答弁の中にもありましたが、その事業の推進も図られているかと思えます。そこで、1点目なのですが、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の説明会が町内8カ所において開催されたようです。その中で出された主な意見についてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、この土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定と町防災計画との関連につきまして、特には県の基礎調査、これは何をベースにして調査した結果なのか。また、町としましてこの防災計画を策定する上で、県の今までの基礎調査に対する考えをお聞きしたいというふうに思います。

3点目ですが、具体的な災害防止対策についてであります。その1つとしまして、土石流危険渓流等小河川の防災対策についてであります。石木戸町長は、平成19年9月の台風被害の反省から、山林等の荒廃による倒木や枯れ枝、また間伐材等が小河川に流出し、道路暗渠部をふさぎ、土砂があふれ、道路の崩壊など大きな被災原因となった、このように以前述べられていたかと思えます。私も同様な認識でありまして、この間こうした小河川に対する流木等の撤去を含めまして防災対策を講じるよう再三要望をさせていただいております。具体的にこうした小河川の実態調査なり、また対策につきまして、具体的にどのような検討がされているのか、これが1点です。

2点目ですが、県の砂防指定地河川でもあります旧町内の滝ノ入沢川の防災対策についてであります。平成19年9月6日の台風時、小河川の洪水で被害のありました同じ砂防指定地河川であります富沢につきましては、今年度地元区長からの陳情等によって堆積土砂の撤去が県土整備事務所によりまして実施されております。滝ノ入沢川も河川の傾斜がなくて、一部分であります、土砂の堆積が著しく、豪雨等発生した場合、洪水のおそれがあります。また、環境美化も含めまして、その対策についてお聞きしたいというふうに思います。

2項目の空き家対策についてであります。適切な管理が行われていない空き家等が増加しまして、防災、衛生、景観面等々から地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしているかと思えます。地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用に向けて空き家対策特別措置法がことし5月に全面施行されているかと思えます。そして、市町村には空き家等の対策計画の策定、空き家等の所在や所有者の調査、固定資産税情報の内部利用、データベースの整備、適切な管理の促進、有効活用等々求められているかと思えます。そして、危険な空き家ということなのですが、これは特定空き家等というふうに言われているようですが、その所有者に対し市町村が修繕などの指導、勧告、命令が可能となり、最終的には行政代執行で強制撤去もできる、このような制度になったようです。しかし、空き家の所有者なり相続人がわからない、そういったケースも見られるようでありまして、市町村にとりましては手をつけられないと、そういった状況も生まれているようです。

そこで、皆野町における空き家対策について何点かお伺いします。1点ですが、空き家の実態と推測される要因について。山間部等ではもう何十年といえますか、二、三十年前からそういった状況も生まれて

いるわけなのですが、最近では町の中心部ですか、駅前とか、そういったところにおいても空き家がふえているようです。これらの要因も含めまして、地区別ごとの実態調査が行われているのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

2点目ですが、今後の対応についてであります。当面は危険な家屋といたしますか、この特定家屋等の対応に迫られるとは思いますが、この特定家屋等とは具体的にどのような家屋を指すのか、そしてこれはどこでこの建物は特定家屋というふうに判断するのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、3点目なのですが、空き家の活用についてであります。町としてどのような方策を考えているかであります。ちなみに、秩父空き家バンクの登録件数は現在62件のようです。うち皆野町の物件は2件で、2件とも三沢地区の別荘になっているようです。参考までに申し上げまして、とりあえず質問は以上であります。

○議長（四方田 実議員） ただいまの質問で通告にない質問がございますが、それについてお答えができるようなら答弁をしてください。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

通告にはございませんでしたが、広島、長崎、それから終戦記念日におきます行政防災無線から戦没者の追悼のための黙祷のお願いについて、ことしは実施をされなかったことについてお答えを申し上げます。今年度につきましては、ご承知のとおり熱中症の発生ですとか、ちょうど知事選の期日前投票を行っておりまして、また期日前投票の投票率が悪いということから、県等から再三投票を呼びかけるように指導等をされておりました関係で、今年度行うことができませんでした。これは、まことに申しわけないと思っております。来年度につきましては、広島、長崎、終戦記念日、追悼を呼びかける放送を行ってまいります。

次に、空き家対策についてお答えを申し上げます。空き家の実態と推測される要因でございますが、町内に空き家が何軒あるか調査したものは現在ございません。要因といたしましては、少子高齢化の進展、人口の減少、若者の東京圏への流出による世帯構成の変化、それから空き家の需要の多寡、税制など多方面に関係していることが要因かと考えております。

特定空き家等とは何かとご質問でございますが、4つほど定義をされております。1つ目がそのまま放置すれば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家。2つ目がそのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態の空き家。3つ目が適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態の空き家。4つ目がその周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家とされております。

次に、今後の対応でございますが、空き家の現状を調査し確認しなければ、今後の空き家に対する対策、措置を講ずることはできませんので、行政区内の空き家の実態調査を今後進めてまいります。空き家実態調査の結果につきましては、空き家対策特別措置法と照らし合わせながら、空き家でありましても所有者の財産であることを基本にいたしまして、今後の対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 12番、内海議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、防災対策についてお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果説明会についてのうち、町内の開催状況と主な意見についてでございますが、説明会につきましては秩父県土整備事務所主催で、町からも総務課、建設課、両課から職員が出席し、また委託を受けた調査会社の社員も出席しておりました。第1回目の日野沢上区を対象として、平成27年3月19日に立沢コミュニティセンターで、第2回を日野沢下区、日野沢中区を対象に3月24日に皆野町わく・ワクセンターで、年度がかわりまして第3回目を金沢地区を対象に5月28日に旧金沢小学校体育館で、第4回目を国神地区を対象に6月25日に国神小学校体育館で、第5回目を下田野区を対象に6月30日に下田野の公会堂で、第6回目は大字皆野の区域を対象に7月29日に皆野町文化会館で、第7回目を三沢、下三沢区を対象に8月20日に三沢農業集落センターで、最後に上三沢区、みずほ区を対象に8月25日に三沢農業集落センターで、それぞれ開催いたしました。全て夜間の開催でございまして、都合8回、半年間に町内全ての地区で行いました。説明会に当たりましては、多くの議員の皆様方にもご出席をいただき、また有意義なご質問等をいただきましてありがとうございました。

説明会での主な意見としましては、具体的な場所を示してのハード対策であります急傾斜地や砂防の工事の必要性や要望に係るもの、土砂災害警戒区域等の指定後の固定資産税の優遇措置に係るもの、過去の土砂災害事例から土砂災害警戒区域等の指定拡大を求めるもの、農林水産省所管の地すべり防止区域あるいは崩落土砂流出危険地区を土砂災害警戒区域等を含めて住民周知を図る必要性があるというものなどでございました。

続きまして、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定と防災計画との関連についてのうち、基礎調査は何をベースにした基礎調査なのかにつきましては、本事業を所管しております秩父県土整備事務所に確認したところ、航空写真をもとに地形図を作成し、その地形図から可住地、いわゆる人の住める場所を抽出しまして、既に指定されています国土交通省所管の地すべり防止区域、急傾斜地、崩落建築区域、砂防指定地域を参考として基礎調査実施箇所の選定を行い、現地での調査を行ったということでございます。

次の具体的な災害防止対策についてのうち、小河川の災害防止については、町管理の小河川におきましては職員による調査での必要箇所の選択あるいは地元行政区からの要望等に基づき災害防止のための護岸工事等を執行しております。また、小河川が砂防河川である場合は秩父県土整備事務所に災害防止対策に係る要望等を行い、治山事業等を含め農林水産省所管の場合は秩父農林振興センターに要望等を行っております。

続いて、滝ノ入沢川の防災対策については、当該河川は1級河川でありまして、管理は秩父県土整備事務所でございます。秩父県土整備事務所では、定期的に河川パトロールを行い、河川敷内の土砂の堆積、草木の状況等について確認しているというお話を伺いました。土砂の堆積につきましては、河道は確保され、現在はしゅんせつするまでに至っていないが、河道に支障があると判断したときには直ちに撤去を行う意向であるということでございます。また、立ち木で川の流れに支障があるもの、周辺の土地利用に問題があるものは撤去しますが、簡単な草木の撤去については近隣の住民の方の協力をぜひお願いしたいというお話をいただきました。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問、12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 平和行政といいますか、防災皆野を通じまして原爆の日なり、また終戦記念日に

当たっての黙祷の関係なのですが、答弁でいきますと県知事選の関係が主な理由のようですが、余りにも配慮をし過ぎていた点があったのではないかなというふうに思います。少なくとも県知事選の投票日は8月の9日、重なってしまったのですが、長崎の原爆の日でありました。終戦記念日は、ご存じのように15日です。やる気だったら何ら問題はなかったというふうに思います。少なくとも皆野町は平成7年6月議会で非核平和都市宣言を決議しております。これも町長も十分当時議員であったと思いますので、認識されていると思いますが、その趣旨は世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を目指し、平和と安全を次の世代に残すため、このような内容になっているかと思えます。少なくともいいますか、戦後生まれがもう国民の80%を超えまして、そしてこうした悲惨な戦争の体験者が年々少なくなっている状況にあらうかと思えます。そういう中で政府は、この憲法の柱であります平和主義を覆す解釈改憲を行って、集団的自衛権行使を可能にするための海外での武力行使に道を開こうとしております。総務課長からの答弁だったのですが、今後はと申しますか、来年からは昨年同様に行っていきたいということであろうかと思えますが、そういった答弁をいただきました。どうか皆野町における不戦を誓い、核兵器の廃絶、恒久平和を願う、そうした平和行政の推進を積極的、主体的に今後行っていただきたいと、このように思っております。

それでは、再質問に入りたいと思いますが、町内8カ所で説明会が行われておりまして、先ほど課長のほうからも答弁で触れられておりました。現在地すべりが現象化しておりまして、その対策工事を予定している箇所、具体的には三沢地区の四万部山の地すべり区域です。ここについては、先ほど課長の答弁の中にも触れられていたのですが、土砂災害警戒区域の案に入っていなかったのです。何で入っていないのかというと、この区域は以前からと申しますか、指定したのが農水省の指定であります。この農水省所管の地すべりの指定区域というのは町内に6カ所あらうかと思えます。三沢地区の四万部山、淵の尾、小根、峯、そして金沢地区の橋爪というのですか、それと日野沢地区の風戸、この6カ所が農水省の指定になっております。恐らくこの6カ所については、今回の警戒区域の案から外れていたというふうに思います。また、この6カ所は平成21年の2月に作成しました皆野町地震ハザードマップの地すべり危険箇所にも掲載されておられません。それと、私も出席しました説明会において、新たに警戒区域指定の要望が出されていた箇所が先週の9日の台風18号の大雨によって土砂が県道まで流出するという災害、大きな災害ではありませんでしたが、発生しております。近年の土砂災害、長雨や集中豪雨等に起因して突然に発生すると、このようなことが言われておりますが、こうした理由だけでなく、バブル前のゴルフ場や別荘地の造成等々による山林開発、そしてここ30年来の農林業の衰退による山林の荒廃なり、また水田の耕作放棄等々、山林が持つ緑のダム、水田が持つ自然の水がめなど、その機能低下が大きく影響していると思えてなりません。皆野町におきまして、こういった要因も含めまして、ますます危険区域というのが拡大しているというふうに思います。先ほどの課長の答弁で、県の整備事務所のほうとしては現地調査も行ったということなのですが、どの程度の実態を加味した形での基礎調査になっているのか、非常に疑問であるわけなのですが、そうした実態を網羅した形になっているのかどうか、これは町の防災計画を策定する上でも、この点についての考えを再度お聞きしたいというふうに思います。

また、土砂災害防止法の制定の背景につきまして、このように書かれております。土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな災害を与えています。また、その一方で新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのような全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには膨大な時間と費用が必要になって

います。このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード面のハード対策とあわせて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等、ソフト対策を充実させていくことにありますと、このような土砂災害防止法制定の背景が書かれておりました。ハード面の対策工事、膨大になることは私も認識しております。しかし、国民の生命、財産、領土を守ると、こういった理由で毎年5兆円にも及ぶ防衛費を使っている我が国であります。真に国民の生命、財産、国土、自然環境を守る、そういった立場に立つのであれば膨大であっても国内における防災対策費を最優先すべき、このように私は考えます。いずれにしましても、土砂災害のハード面での対策工事が追いつかないと、そうした理由を隠れみのにするような土砂災害防止法や土砂災害警戒区域の指定、また地域防災計画であってはならないと、このように私は考えます。この点について町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

もう一点なのですが、町内には土石流危険渓流、これが9カ所が指定されているかと思えます。この土石流危険渓流に対する防災対策について県はどのような考えを持っているのか……

○議長（四方田 実議員） 1つずつやって。

○12番（内海勝男議員） そうですか。

○議長（四方田 実議員） 1つずつやって。

○12番（内海勝男議員） それでいいですか。

○議長（四方田 実議員） うん、1つずつ。さっきの。

町長。

○町長（石木戸道也） 今内海議員の国防費と災害の起きないように対策、これ私はどちらも極めて大事なものであって、国あつての国民でもありますし、やはり侵略をされないような体制づくりということも、これは大事なことであろうと思えます。なおまた、国民の災害から命を守るということ、これまた同じくらい大事なことであるわけでございまして、当然国でもそれをどちらを優先してということがなかなかまいたらないわけであろうかと思えますけれども、どちらがかというならば、やはり国あつての国民、国土であろうかと思えます。そんな関係から、やはり危険箇所をピックアップして、そこから順次対策を講じていくということにせざるを得ない、こういうことかなと思えます。町でも当然危険な箇所につきましては積極的に改修、改良工事に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ここは見解の相違だと思うのですが、国あつての国民であり国土であるというふうに町長言われたのですが、私はそうではないと思えます。国民あつての国なのです。それが民主主義なのです。そういった点で、どちらも大切だというふうに言われたのですが、やはり私は今住んでいる国内に国民いるわけですから、そこでの生命なり、財産なり、国土なり、自然、これを優先すべきだというふうに思います。これは、見解の違いですので、いずれにしましても、またこれまとめて最後に要望させていただきます。

○議長（四方田 実議員） 続いて、小河川でも。

○12番（内海勝男議員） では最初に、1点目のこれからの町の防災計画に向けての県の対応との関係。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

地域防災計画との関連でございしますが、県が住民説明を終えまして、区域の指定を進めております土砂

災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンについては、現在見直しを進めております地域防災計画に盛り込み、ハザードマップで土砂災害警戒区域、それから特別警戒区域を表示し、土砂災害が発生した場合、住民の生命と身体への危険が生ずるおそれがある区域を明確にしていまいます。内海議員ご指摘のとおり、農林水産省が指定した区域が皆野町には混在をしておりますので、その区域について表示をした場合に、それぞれ両省から指定をする区域が混在する集落ではその表示をすることによってかえって区域が明確化が図れない場合等が起こる場合には別の手法を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 農水省所管の地すべり防止区域なのですが、これ平成21年の2月のハザードマップからも落ちているのです。確認してもらえばわかりますけれども。やはりこれ縦割り行政の弊害といえますか、大きな欠陥だというふうに思っています。その点については、今後の警戒区域の指定なり、また町の防災計画にはどのように反映していくのか、はっきり教えてください。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

参考に農林水産省が指定する地域と国土交通省が指定しております区域を図面に落としてみました。そうしますと、先ほど答弁したとおり、やはり地域が混在する地域がございますので、それを見やすくどのように表示していくか工夫をしてみたいと思います。表示はするか、また別の方法でハザードマップ分けてつくるか、一緒につくるか、その辺を工夫をしてみたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） もう明らかにハザードマップ等で見れば、また今回の区域指定の案から見ても全然触れられていないのです。それ確認したのですか。混在しているとかなんとかというのではなくて、もう掲載が落ちていますとか、それをでは町の防災計画にはきちんと入れるようにしますとか、そういうことを聞いているのです。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをします。

この通告書をお願いしまして、この国土交通省と建設省の指定するところ、内海議員のおっしゃるとおりハザードマップから落ちていますので、一つにまとめた場合、どういう表示になるかつくってみました。そうしたところ、混在をしますと、ある地域では、かえってその地域を明確化につながらない場合があります。ですから、その場合にはどういうふうな表示にするか工夫をして、ハザードマップなり、また別の方法でお知らせするかの工夫をしていきたいというふうに考えているものでございます。

○議長（四方田 実議員） 最後、12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いずれにしまして、住民にとってはどこが警戒区域、特別警戒区域になっているかということは一目瞭然でわかるようにきちんと町の防災計画等につきましては明記するようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、土石流の危険渓流の関係なのですが、先ほど言いかけて、町内には90カ所あるかと思ひます。この危険渓流に対する県の考え方、各自治体で対応してくれということであれば、少なくとも現状の実態調査なり、また防災対策費用等々県に要求していくべきだというふうに私は考えております。この点につ

いて、町長なり、課長でも結構ですが、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） お答え申し上げます。

現在土石流危険渓流について確実な調査を行っておりません。また、それにつきまして補助金等があるというお話はちょっとお伺いしていないところでございます。今後、現在定期とは言えませんが、職員も地元に出たときにその地域を見て回っていますので、さらにその辺を強化して、災害にならないよう早めの対応を心がけていきたいとします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最後に、この関係の要望になろうかと思うのですが、先ほども申し上げたのですが、住民からしますと住んでいる地域が土砂災害の警戒区域とどのような関係になっているか、これは災害が予想される場合の避難等々を常に認識しておく重要な課題だというふうに思っています。今後町の防災計画をつくる上で、県の防災計画と共通する部分なり、また県の調査結果を準用した部分が多くなるだろうというふうに思います。先ほど申し上げたのですが、縦割り行政の弊害、これは少なくとも町内におきまして3年前金沢における建設残土の流出の災害、家屋の流失とか、そういった災害が発生しているわけなのですが、これらについても本当に県土整備事務所と農林振興センターの縦割り行政の弊害の結果が、これは町も意見書等での確かな判断しなかったということは大きな問題としてあったかと思いますが、いずれにしてもそういった縦割り行政の弊害というのが現実に起こっているわけですから、今後についてはこの弊害をなくして、横の連絡なり、調整を密にさせていただきまして、今進めております実態調査、これも見直しを図るべきだというふうに思いますし、それを反映した中での町の防災計画、これをきちんとさせていただくことを要望させていただきたいというふうに思います。

また、地震等におきましては時なし、場所なし、予告なし、このようなことが言われるようですが、風水害はある程度予報や警戒によって被害を少なくすることは可能だというふうに思います。ただ、今回の関東、東北の豪雨でもそうですが、今も問題になっていますが、結果的に自治体からの避難勧告なり避難指示が適切でなかったというようなことが問題にされておりますが、決定的な防災対策というのはやはり災害を未然に防ぐ、そのためのハード面での対策に尽きる、このように私は思います。行政として危険性を認識するから警戒区域なり特別警戒区域、これに指定するわけですから、万が一に備えて、ハード面での防災対策、これが実施できますように国、県等に今後においても強く要望を上げていただきたいと、このように思っております。

また、滝ノ入沢の堆積土砂の撤去の関係なのですが、また土石流の危険渓流の関係なのですが、そんなに多額な費用がかかる問題ではないというふうに思います。少なくとも堆積土砂の撤去、私の記憶だということ平成19年の9月以降の中で、ここの場所については撤去はされていないのではないかなとは思っていますが、いずれにしても富沢なり、また滝ノ入沢川は傾斜のなるい河川でありますので、堆積しやすいということが言えると思いますので、今回できる限り早く撤去をしていただくなり、また定期的というか、周期的にこういった河川については堆積土砂の撤去等をしていただくよう、ぜひ県土のほうへ再度お願いしていただきたいというふうに思います。特に滝ノ入沢川につきましては、皆野公園を中心としまして町道の整備が今進められております。そういった関係で大分河川の環境衛生面からも見られるような状況でもありませんので、先ほど課長のほうから草木等については近隣の地域の方をお願いしてもらいたいというこ

とが県土のほうでは言われているようですが、ぜひこれらも含めまして早急な安全対策を施していただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

あと10分ですか。

空き家対策の関係なのですが、現在空き家の実態調査については行われていないということでもあります。それにしましても空き家対策の計画等、今後策定していかなくてはならないと思います。それに向けての例えば協議会の設置なり、またこの空き家対策を所管する担当課はどういったところ、いろいろ建設課とか税務課とか町民生活課とか関係してくると思うのですが、この点について協議会の設置なり、また所管する担当課どういったことを考えているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家対策特別措置法では、市町村の責務といたしまして空き家等対策計画の作成、それからそれに基づく空き家等に関する対策の実施、空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとしております。それで、先ほど答弁で申し上げました特定空き家、4項目ありましたけれども、それぞれが各課にまたがっております。防犯でいいますと総務課、景観になりますと建設課、衛生面でありますと町民生活課、それから税制面も出てきますので税務課、多課にわたりますので、その関係する課と総務課で調整をして進めてまいりたいと思います。

それと、この法にあります空き家対策の計画を立てますにも、先ほど申し上げました実態を調査しませんとこの計画は立てられませんので、行政区を通じて空き家の状況について調査をしてまいりたいと考えております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） この空き家対策につきましては、以前大野議員のほうからも取り上げられた経過があったかと思いますが、当時はこの空き家対策につきましては各自治体の条例化といいますか、条例制定する中で対応するしかなかったわけなのですが、今回空き家対策特別措置法が制定されておりますので、この空き家対策の第一歩が踏み出される、このように認識しております。ただ、自治体が行政代執行による解体等を行った場合、その費用の回収等が大変問題になるといいますか、可能かどうかという、またその後の空き地の活用等々、自治体の財政面も含めまして、大きな課題を抱えることになろうかというふうに思います。一方、古い空き家を改修して、その活用も進めまして抑制につながっている、そういった自治体もあるようでありますので、ぜひ今後少子高齢化、先ほどは背景として課長のほうからも言われたのですが、少子高齢化なり、また人口減少、世帯数の減少によって皆野町におきましても年々空き家がふえていく状況にあらうかと思えます。地域住民が安心して生活できる、そういった生活環境の保全、また空き家等の有効活用に向けまして根本的な空き家対策を含めた計画の策定、それに向けての協議会の設置等、早期に進められますよう要望して、私の質問を終了したいと思います。

○議長（四方田 実議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時03分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、認定第1号から認定第4号まで及び議案第24号から議案第31号まで並びに同意第2号から同意第5号までの16件でございます。

議案の内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

○議長（四方田 実議員） これから平成26年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案を審議いただきますが、田島代表監査委員に出席していただいておりますので、ご承知願います。



◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（四方田 実議員） 日程第6、認定第1号 平成26年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号 平成26年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第4号 平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長に提案理由の説明と、あわせて主要な施策の成果についての報告を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、田島伸一代表監査委員にご出席をいただいております。

主要な施策の成果報告書をあわせてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 玉谷泰典登壇〕

○会計管理者兼会計課長（玉谷泰典） 認定第1号から認定第4号までの4議案について内容をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成26年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

決算書の1ページをごらんください。一般会計の歳入決算額は42億330万5,727円、歳出決算額は39億9,529万790円、歳入歳出差引残額は2億801万4,937円、翌年度へ繰り越すべき財源額は繰越明許費繰越額9,811万4,051円、これは事業名、町道下田野1号線下田野橋橋梁整備事業ほか9事業分の財源額でございます。よって、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は1億990万886円でございます。

説明は事項別明細書により行います。14ページをお開きください。14ページ、事項別明細書の説明は、左のページの款、項、目、節の欄を、右のページは収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに右側の備考欄にてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。上段の款1町税、収入済額11億1,247万2,608円、前年度に比べ1,683万1,000円、1.5%の増、不納欠損額は190万6,573円、収入未済額は6,192万989円で、そのうち固定資産税が69%、個人町民税が27%を占めております。

次に、最下段へ移りまして、款2地方譲与税、収入済額は3,823万円、前年度に比べ182万3,000円、4.6%の減でございます。

次に、16ページに移ります。16ページ下段、款6地方消費税交付金、収入済額は1億1,627万5,000円、前年度に比べ1,884万1,000円、19.3%の増でございます。

次に、18ページに移ります。18ページ中段下、款10地方交付税、収入済額15億3,072万円、内訳は備考欄のとおり、普通交付税は13億7,844万7,000円で、前年度に比べ2,497万7,000円、1.8%の減、特別交付税は1億5,227万3,000円で、前年度に比べ2,713万9,000円、15.1%の減でございます。

次に、最下段、款12分担金及び負担金、収入済額7,456万6,306円、前年度に比べ117万5,266円、1.6%の減でございます。

次に、20ページに移ります。20ページ下段、款13使用料及び手数料、収入済額7,270万4,204円、前年度に比べ113万3,679円、1.6%の増、収入未済額は1,052万2,500円でございます。

次に、24ページに移ります。24ページ上段、款14国庫支出金、収入済額4億689万7,515円、国庫支出金の主なものは、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1の備考欄、障害者自立支援給付費国庫負担金9,446万1,845円、節3の備考欄、保育所運営費国庫負担金5,582万1,800円、節4の備考欄、児童手当国庫負担金1億501万9,998円。

次に、中段下、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1の備考欄、臨時福祉給付金国庫補助金2,566万8,000円と節2の備考欄、子育て世帯臨時特例給付金国庫補助金1,221万7,000円でございます。

次に、最下段、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1の備考欄、狭あい道路整備等促進事業国庫補助金787万5,000円、身近な生活道路整備事業国庫補助金1,142万3,000円でございます。

次に、26ページに移ります。26ページ上段、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金、節1の備考欄、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金4,686万1,000円でございます。

次に、中段の款15県支出金、収入済額 2 億7,749万7,079円、主なものは、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金、節 1 の備考欄、障害者自立支援給付費県負担金4,723万922円、節 3 の備考欄、保育所運営費県負担金2,791万900円、節 4 の備考欄、児童手当県負担金2,286万9,000円でございます。

次に、28ページに移ります。28ページ上段、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 の備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金971万6,000円、目 2 民生費県補助金、節 1 の備考欄 3 行目、重度心身障害者医療費支給事業県補助金1,475万9,251円。

次に、30ページに移ります。30ページ上段、目 4 農林水産業費県補助金、節 2 の備考欄 3 行目、経営体育成支援事業県補助金3,177万1,385円でございます。

次に、32ページに移ります。32ページ中段、款16財産収入、収入済額1,245万1,341円でございます。

次に、34ページに移ります。34ページ上段、款18繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 3 介護保険特別会計繰入金、節 1 の備考欄、介護保険特別会計繰入金995万2,000円でございます。

次に、下段、款17繰越金、収入済額 1 億9,584万8,182円でございます。

次に、款20諸収入、収入済額6,853万3,012円、主な内容は、36ページに移ります。36ページ中段の項 5 雑入、目 1 雑入、節 3 の備考欄、市町村振興協会交付金1,631万9,000円、節 5 の備考欄、下から 1 行目、スポーツ振興くじ助成金1,422万1,000円でございます。

次に、38ページに移ります。38ページ中段の款21町債、収入済額 2 億3,680万円、このうち項 1 町債、目 2 消防債3,340万円は、節 1 備考欄のとおり、防災行政無線整備事業、消防団施設整備事業、防火水槽整備事業の財源として借り入れ、目 3 臨時財政対策債 1 億9,660万円は、地方交付税の代替財源として借り入れたものでございます。

以上の結果、歳入決算額は42億330万5,727円で、前年度に比べ4,996万9,082円、1.2%の減でございます。

次に、40ページの歳出に移ります。40ページ、歳出の説明は、左のページは款、項、目、節を、右のページは支出済額と、さらに右側の備考欄にてご説明を申し上げます。

款 1 議会費7,473万9,392円、町議会の活動費が主なものでございます。

次に、最下段、款 2 総務費 5 億1,115万996円、これは全般的な管理事務に要したもので、主なものは42ページに移ります。42ページ最上段、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 1 億4,769万3,001円、主なものは備考欄のとおり、区長手当、特別職及び一般職の人件費でございます。

次に、44ページに移ります。44ページ中段、目 2 文書広報費997万6,921円、これは主に「広報みなの」の印刷代に要したものでございます。

次に、46ページに移ります。46ページ中段、目 4 財産管理費5,142万8,327円、主に庁舎等の維持管理に要したものでございます。下段、節14の備考欄 2 行目、役場庁舎・文化会館等の用地借上料615万7,833円でございます。

次に、48ページに移ります。48ページ下段、目 7 企画費8,098万2,152円、主な内容は、50ページに移ります。50ページ、上段、節14の備考欄、持家住宅用地借上料1,056万125円、節19の備考欄 1 行目と 2 行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,480万4,000円、子育て世帯定住促進奨励補助金2,270万円、下から 2 行目、地域乗合バス路線確保対策補助金688万6,000円でございます。

次に、中段、目 8 電子計算費2,438万2,223円は、主に電算システム等の使用料及び保守委託料でございます。

次に、52ページに移ります。52ページ上段、項2 徴税費9,673万9,949円、主に賦課徴収に係る業務委託に要したもので、次に下段、目2 賦課徴収費4,854万4,922円、節13の備考欄3行目、税収納システムアウトソーシング835万3,032円でございます。

次に、54ページに移ります。54ページ中段、項3 戸籍住民基本台帳費3,060万7,734円、主に戸籍や住民票の管理、発行費用に要したものでございます。

次に、56ページに移ります。56ページ中段、項4 選挙費814万685円、これは主に昨年12月に執行されました衆議院議員選挙に係る経費でございます。

次に、60ページに移ります。60ページ中段やや上、項7 運行管理費3,354万4,563円、主に町営バスの運行委託に要したものでございます。

次に、62ページに移ります。62ページ最上段、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費3億4,140万1,564円は、人件費、報償費、各種負担金に要したもので、主な内容は64ページに移ります。64ページ最上段、節19の備考欄、上から14行目、障害者自立支援給付費負担金1億6,894万235円、節20の備考欄、上から2行目、重度心身障害者医療費3,114万141円でございます。

次に、最下段の目3 老人福祉費1億7,698万2,295円、これは主に事業の委託料と特別会計への繰り出しに要したものでございます。

次に、66ページに移ります。66ページ中段、節28の備考欄、介護保険特別会計繰出金1億5,174万9,000円でございます。

次に、目4 国保・年金事務費2億4,411万9,270円、主に人件費、医療給付費負担金及び特別会計への繰出金で、下段、節19の備考欄2行目、後期高齢者医療療養給付費負担金1億373万6,000円と、節28繰出金1億1,960万3,363円は、国民健康保険特別会計への繰出金と、次に68ページに移ります。68ページ上段、上から5行目、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、目5 老人福祉センター費1,644万1,661円は、老人福祉センター長生荘の維持管理と業務委託に要したものでございます。

次に、下段、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費2億9,146万2,804円は、主に事業の委託料、各種負担金、補助金及び扶助費に要したものでございます。内容は70ページに移ります。70ページ上段、節13の備考欄5行目、保育所入所児童運営費委託料1億7,778万8,230円、節20扶助費の備考欄、こどもの医療費2,556万7,700円でございます。

次に、下段、目2 児童措置費1億5,411万7,453円、これは主に児童手当に係るものでございます。

次に、72ページに移ります。72ページ上段、節20の備考欄、児童手当1億5,131万円でございます。

次は、款4 衛生費、項1 保健衛生費1億3,747万8,052円は、主に母子衛生と環境衛生に要したもので、目1 保健衛生総務費、節19の備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円と、目2 予防費でございます。内容は74ページに移ります。74ページ上段、節13の備考欄1行目と4行目、予防接種委託料1,936万6,593円、住民健診委託料1,908万1,779円でございます。

次に、76ページに移ります。76ページ中段、目4 母子保健費の主なものは、節13の備考欄3行目、妊婦健康診査委託料461万1,340円、節20の備考欄、子育て応援事業給付費256万830円でございます。

次に、下段、項2 清掃費、目1 清掃総務費857万3,000円は、皆野・長瀬上下水道組合浄化槽整備事業負担金でございます。

次に、78ページに移ります。78ページ最上段、目2 塵かき処理費、節19の備考欄、広域市町村圏組合清

掃費負担金5,466万4,000円、目3し尿処理費、節19の備考欄、皆野・長瀬上下水道組合し尿処理負担金4,358万3,000円でございます。

次に、項3上水道費988万9,593円、これは節19の備考欄のとおり、皆野・長瀬上下水道組合への元利償還の負担金でございます。

次に、下段、款6農林水産業費、項1農業費9,716万6,747円は、主に農業委員会の活動及び農業振興に要したものでございます。

次に、82ページに移ります。82ページ中段、目3節19の備考欄5行目、経営体育成支援事業補助金4,136万2,815円、これは昨年2月の降雪により農業ハウスなどへの被害を受けた農業者への助成金でございます。下から1行目、890万3,177円は、県営中山間総合整備事業負担金でございます。

次に、最下段、項2林業費5,924万794円は、主に林道整備と水と緑のふれあい館の管理運営に要したものでございます。

次に、84ページに移ります。84ページ中段、目2林道整備費、節15工事請負費2,729万9,600円は、林道二本木線林道改良工事ほか7件の工事費でございます。

次に、86ページに移ります。86ページ下段、款7商工費7,211万4,452円は、主に商工振興と観光に係る補助金等に要したもので、主な内容は、88ページに移ります。88ページ中段、目2商工振興費、節19の備考欄2行目、商工会補助金700万円、8行目、地域商店街活性化事業補助金100万円でございます。

目3観光費4,165万4,337円の主な内容は、90ページに移ります。90ページ上段、節15工事請負費517万7,710円は、「道の駅みなの」次世代自動車充電インフラ整備工事ほか4件の工事費でございます。

次に、節19の備考欄3行目と5行目は、秩父音頭まつり補助金400万円と「道の駅みなの」トイレ新築工事補助金2,000万円でございます。

次に、92ページに移ります。92ページ中段やや下、項2道路橋りょう費3億4,182万6,539円は、主に町道等の新設改良と維持管理に要したものでございます。

次に、94ページに移ります。94ページ最上段、目2道路維持費、節15工事請負費2,817万4,500円は、町道三沢11号線道路補修工事ほか16件の工事費でございます。

次に、中段、目3道路新設改良費として節15工事請負費1億6,821万1,200円は、町道皆野138号線道路改良工事ほか17件の工事費でございます。

次に、最下段、目5橋りょう新設改良費3,803万8,080円の主な内容は、96ページに移ります。96ページ上段、節15工事請負費3,797万2,800円は、町道下田野1号線、下田野橋橋りょう整備工事費でございます。

次に、項3河川費、節15工事請負費615万3,310円は田野沢川の河川改修工事費ほか2件でございます。

中段、項4都市計画費2億2,694万3,974円の主な内容は、目2公共下水道費、節19の備考欄、皆野・長瀬上下水道組合公共下水道負担金2億2,415万7,000円でございます。

下段、項5住宅費1,704万7,367円、これは町営住宅6団地の維持管理に要した経費で、節11の備考欄、修繕料1,148万4,331円は、町営住宅のリフォームの修繕料でございます。

次に、98ページに移ります。98ページ中段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費1億6,754万7,000円は、広域市町村圏組合への消防費負担金でございます。

次に、目2非常備消防費3,004万9,600円のうち、主なものは、節1の備考欄、消防団員手当1,199万1,947円でございます。

次に、100ページに移ります。100ページ上段、目3消防施設費4,306万8,106円の主なものは、節15防火

水槽整備並びに撤去工事費1,049万1,120円、節18備品購入費2,920万9,266円は、小型動力消防ポンプ付普通積載車及び水槽車並びに消防デジタル無線受令機の購入費用でございます。

次に、目4災害対策費1,507万3,099円の主なものは、節15工事請負費707万8,080円は、防災行政無線屋外拡声子局増設工事費用ほか1件、節19の備考欄4行目は、大雪被害住宅助成金574万5,000円でございます。

次に、最下段、款10教育費、項1教育総務費8,728万2,520円は、主に教育委員会の活動及び事務局に要したものでございます。

次に、104ページに移ります。104ページ中段やや下、項2小学校費7,785万6,021円は、小学校3校に係るものでございます。

次に、106ページに移ります。106ページ上段、節11需用費1,967万5,895円は、小学校3校分の光熱水費など施設管理に要したものでございます。

次に、最下段、節15工事請負費2,002万2,120円は、国神小学校プールサイド改修工事ほか9件の工事費でございます。

次に、108ページに移ります。108ページ中段やや上、項3中学校費3,454万1,282円、目1学校管理費、節11需用費812万417円は、中学校の光熱水費など施設管理に要したものでございます。

次に、110ページに移ります。110ページ中段やや下、節15工事請負費103万6,800円は、中学校内舗装工事及びバックネット塗装工事費でございます。

次に、最下段、項4幼稚園費、目1幼稚園費4,761万6,066円の主な内容は、114ページに移ります。114ページ上段、節15工事請負費156万6,000円は、皆野幼稚園フェンス設置工事に要したものでございます。

次に、中段、項5社会教育費6,050万1,957円、これは主に文化財保護、各種会館などの管理運営に要したものでございます。

次に、118ページに移ります。118ページ上段、目3文化財保護費、節13の備考欄1行目と2行目は、発掘調査委託料465万3,720円、発掘調査報告書作成委託料208万5,480円でございます。

次に、122ページに移ります。122ページ上段、目5文化会館費、節13委託料、備考欄の上から7行目、文化芸術体験事業委託料241万3,800円でございます。

次に、中段、項6保健体育費1億5,927万1,105円、主に学校給食センター、温水プール及び柔剣道場等の管理運営に要したものでございます。

次に、124ページに移ります。124ページ上段、目1保健体育総務費の主なものは、節14の備考欄1行目、町民運動公園用地借上料423万1,230円、節15工事請負費2,229万8,760円は、皆野スポーツ公園テニスコート人工芝改修工事ほか2件の工事費でございます。節19の備考欄2行目、体育協会補助金260万円でございます。

次に、目2学校給食費8,092万2,976円、節11の備考欄、下から1行目、学校給食の賄い材料費4,180万4,803円でございます。

次に、128ページに移ります。128ページ下段、項7目1育英奨学資金費804万円でございます。

次に、130ページに移ります。130ページ中段、款11項4災害復旧費876万4,343円は、昨年2月の降雪被害による災害復旧に要した費用のうち、平成26年度に繰り越しをした分の費用でございます。

次に、下段、款12公債費3億354万1,578円は、財政融資資金ほか5件の長期債借り入れの元金及び利子の償還でございます。

次に、132ページに移ります。132ページ上段、款13諸支出金3,087万3,718円の主なものは、中段、項2基金費、目1財政調整基金費、節25積立金1,237万7,391円、目2減債基金費、節25積立金1,802万2,002円でございます。

134ページに移ります。134ページ、以上の結果、歳出決算額は39億9,529万790円、前年度に比べ6,213万5,837円、1.5%の減でございます。

続いて、137ページ、国民健康保険特別会計に移ります。137ページをごらんください。認定第2号平成26年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は14億7,041万4,708円、歳出決算額は13億2,911万3,710円、歳入歳出差引残額は1億4,130万998円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は1億4,130万998円でございます。

次に、148ページの事項別明細書に移ります。148ページは歳入でございます。最上段の款1国民健康保険税、収入済額は2億1,437万8,289円、前年度に比べ1,504万2,800円、6.6%の減、不納欠損額は161万390円、収入未済額は4,234万4,119円でございます。

次に、最下段の款4国庫支出金、収入済額3億4,234万5,958円の主な内容は、150ページに移ります。150ページ最上段、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1の備考欄の1行目、療養給付費負担金分1億7,298万1,991円、節3の備考欄、後期高齢者支援金4,700万6,558円、中段、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1の備考欄1行目、普通財政調整交付金4,386万1,000円、下段、款5療養給付費等交付金、節1の備考欄、療養給付費等交付金9,055万2,000円。

次に、最下段、款6前期高齢者交付金の収入済額は2億6,904万3,572円でございます。

次に、152ページに移ります。152ページ上段、款7県支出金、収入済額1億709万5,619円の主なものは、中段、項2県補助金、目2県財政調整交付金9,765万円でございます。

次に、款8共同事業交付金、収入済額1億9,687万9,499円の主なものは、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金4,092万5,647円、目2保険財政共同安定化事業交付金1億5,595万3,852円でございます。

次に、最下段、款10繰入金、収入済額1億2,127万960円、これは保険基盤の安定化等を図るため繰り入れたもので、内容は154ページに移ります。154ページ最上段、項1目1節1一般会計繰入金8,927万960円、項2基金繰入金、目1支払基金繰入金、節1の備考欄、保険給付費支払基金繰入金3,200万円でございます。

次に、款11繰越金、収入済額1億2,620万631円でございます。

次に、156ページに移ります。156ページ最下段、以上の結果、歳入決算額は14億7,041万4,708円、前年度に比べ876万1,111円、0.6%の減でございます。

次に、158ページ、歳出に移ります。158ページ、歳出、款1総務費1,794万173円は、主に人件費及び電算処理の委託に要したものでございます。

160ページに移ります。160ページ中段、款2保険給付費8億5,638万7,021円、これは主に被保険者の療養給付費の支払いに要したもので、主なものは項1療養諸費7億5,314万7,678円。

次に、162ページに移ります。162ページ、最上段、項2高額療養費9,981万8,293円でございます。

次に、164ページに移ります。164ページ、最下段、款7共同事業拠出金1億5,010万2,477円、これは国保連合会への拠出金でございます。

次に、166ページに移ります。166ページ中段、款6保健事業費1,053万2,344円の内訳は、項1特定健診事業費610万5,151円、項2保健事業費442万7,193円でございます。

次に、168ページに移ります。168ページ最下段、以上の結果、歳出決算額は13億2,911万3,710円、前年度に比べ2,386万1,478円、1.8%の減でございます。

続いて、171ページ、介護保険特別会計に移ります。171ページをごらんください。認定第3号平成26年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は10億3,030万9,265円、歳出決算額は9億5,947万4,818円、歳入歳出差引残額は7,083万4,447円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は7,083万4,447円でございます。

180ページの事項別明細書に移ります。180ページ、歳入でございます。最上段、款1保険料、収入済額1億6,633万2,270円、これは65歳以上の方に係る介護保険料で、前年度に比べ398万9,930円、2.5%の増でございます。

次に、中段、款3国庫支出金、収入済額2億3,576万6,597円、主なものは項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1の備考欄、介護給付費負担金1億7,471万5,727円、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1の備考欄、普通調整交付金5,248万6,000円でございます。

次に、最下段、款4支払基金交付金、収入済額2億5,427万5,504円でございます。

次に、182ページに移ります。182ページ上段、款5県支出金、収入済額1億3,650万60円でございます。款3国庫支出金から款5県支出金までは、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

次に、中段、款8繰入金、収入済額1億7,874万9,000円は、項1一般会計繰入金1億5,174万9,000円、項2基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金2,700万円でございます。

次に、184ページに移ります。184ページ、款10繰越金、収入済額5,864万9,434円。

以上の結果、歳入決算額は10億3,030万9,265円、前年度に比べ4,063万9,266円、4.1%の増でございます。

次に、186ページの歳出に移ります。186ページ、歳出、最上段、款1総務費3,974万6,218円、主に人件費と負担金に要したものでございます。

次に、188ページに移ります。188ページ上段、款2保険給付費8億7,181万5,701円、これは各種介護サービスの給付費で、主なものは、項1介護サービス等諸費のうち、目1居宅介護サービス給付費3億5,059万643円、目3地域密着型介護サービス給付費1億600万8,487円、目5施設介護サービス費2億6,450万695円。

次に、190ページに移ります。190ページ上段、項2介護予防サービス等諸費のうち、主なものは、目1介護予防サービス給付費5,928万6,411円でございます。

次に、192ページに移ります。192ページ最下段、款3地域支援事業費1,324万6,803円、これは主に介護予防事業など事業の委託に要したものでございます。

次に、194ページに移ります。194ページ最上段、項1介護予防事業費の主なものは、目1二次予防事業費、節13委託料と、目2一次予防事業費、節13委託料の合計943万1,649円でございます。

196ページに移ります。196ページ中段、款6諸支出金3,466万6,096円は、平成25年度において交付を受けた補助金、交付金の返還金でございます。

以上の結果、歳出決算額は9億5,947万4,818円、前年度に比べ2,845万4,283円、3.1%の増でございます。

す。

続いて、199ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。199ページをごらんください。認定第4号平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額1億2,383万210円、歳出決算額1億2,345万8,717円、歳入歳出差引残額37万1,493円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は37万1,493円でございます。

次に、208ページ、事項別明細書に移ります。208ページ、歳入。歳入は、後期高齢者医療の保険料及び一般会計からの繰入金が主なものでございます。最上段、款1後期高齢者医療保険料、収入済額9,335万830円、前年度に比べ476万660円、5.4%の減、収入未済額は95万4,370円でございます。主な内容は、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1の備考欄、特別徴収保険料6,718万7,770円、目2普通徴収保険料、節1の備考欄、普通徴収保険料2,493万1,530円でございます。

次に、中段、款3繰入金、収入済額3,033万2,403円、主な内容は、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金、節1の備考欄、2,860万3,403円でございます。

次に、210ページに移ります。210ページ最下段、以上の結果、歳入決算額は1億2,383万210円、前年度に比べ700万8,448円、6.0%の増でございます。

次に、212ページの歳出に移ります。212ページ、歳出、中段、款2後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億2,189万9,353円で、この広域連合への納付金が歳出決算額の98.7%に当たり、歳出のほとんどを占めております。

次に、214ページに移ります。214ページ、以上の結果、歳出決算額は1億2,345万8,717円、前年度に比べ666万2,892円、5.7%の増でございます。

次に、217ページから実質収支に関する調書、223ページから財産に関する調書でございます。

231ページからは、事項別明細書の備考欄でございます工事請負費及び備品購入費の明細でございます。ご参照いただきたいと思います。

以上、認定第1号から認定第4号までの内容の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） 代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

田島代表監査委員。

〔代表監査委員 田島伸一登壇〕

○代表監査委員（田島伸一） 代表監査委員の田島でございます。これより平成26年度皆野町各会計の決算審査の報告をいたします。

平成27年7月14日、町長から審査に付された平成26年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査は、7月14日から17日までの間、会計管理者及び各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿類と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された平成26年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と新井監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しをごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上をもちまして、平成26年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（四方田 実議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。

◇

◎延会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（四方田 実議員） 次会日程の報告を行います。

明日17日は、午前9時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（四方田 実議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時11分

平成27年第3回皆野町議会定例会 第2日

平成27年9月17日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第 1号 平成26年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 2号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 3号 平成26年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 4号 平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、議案第24号 皆野町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 皆野町学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第 2号 教育委員会教育長の任命についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 4号 監査委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 5号 公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、請願第 1号 『「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書』の提出を求める請願書の上程、委員会付託

1、陳情第 3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情の上程、報告

1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時05分開議

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理兼 会計課長	玉谷泰典	教育長	山口喜一郎
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	豊田昭夫
産業観光 課長	村田晴保	建設課長	長島弘
教育次長	高橋修	代表 監査委員	田島伸一

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時05分)

○議長(四方田 実議員) おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(四方田 実議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長(四方田 実議員) 日程第1、認定第1号 平成26年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑はないですか。

3番、常山知子議員。

○3番(常山知子議員) それでは、質問させていただきます。平成26年度主要な施策の成果報告書について2件ほどあります。

1つは、11ページ、下の段のほうに労働費、緊急雇用創出事業。きのうも私質問しましたけれども、これで林業従事者育成事業として即戦力となる林業従事者の育成を図った、そして新規雇用3名、平成27年も継続し、事業を実施するとありますが、9月で終了です。林業従事者ですから、短期の雇用では仕事になれるまで大変です。この3名は、これからどうなるのでしょうか。森林組合で継続して雇用という答弁を以前聞いたような気がするのですが、その辺をお聞きします。

それから、22ページの上のほうに町営バス利用状況というのがあります。私前にも質問しましたが、今回の25年と26年の利用者数、金額等を見ますと、かなりふえて、日野沢方面では4,851人も前年に比べて伸びています。大変よいことだと思いますが、特に日野沢線の伸びについて、これは私の認識では札所のご開帳などがあったのかなと思うのですが、その辺どういうふうに分けてお聞きしますか、お聞きします。

それと、大きな決算書のほうに行きまして、まず1つは27ページの款14、項2、目7 総務費国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金4,686万1,000円となっています。この中に皆野町総合戦略策定事業777万2,000円があります。1つは、地方人口ビジョン、2つ目は地方版総合戦略、この2つの策定ですが、特に2つ目の総合戦略策定についてお聞きします。1つは、策定メンバーについてお聞きします。2つは、その進捗状況についてお聞きします。

もう一つ、88ページ、款7、項1、目3 観光費、この問題は私の質問というかお願いでもあるのですが、国神の大イチョウの反対側にもう一つ大きなイチョウの木があります。近所の方から、このイチョウも町の天然記念物の指定にならないかという話がありました。文化財に関係する方に伺いますと、これは歴史

的な根拠は見当たらないということでした。しかし、大イチョウを見に来る方は、必ずと言っていいくらいこの2カ所の大イチョウを見学してくれます。そして、今見ると、枝ぶりなんかは反対側の指定されていないほうのほうがいいようにも見えて、本当に矛盾を感じるのですけれども、歴史的な根拠がないということですが。そして、私は「皆野ふれあいの里・ほのぼの散歩」という、この本いただいていますけれども、この中には国神の大銀杏の説明のところに、東南方向にやや小ぶりのイチョウがあり、こちらは知々夫姫命の墓脇に植えられたものと言われているというような説明があります。このイチョウ、やはりあそこのイチョウが植えられたところは町の地所だとも聞いていますし、ぜひもう少し町のほうで力を入れて管理したり、そういうことをやっていただきたいと思いますので、お願いします。一応その点で以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 3番、常山議員さんからのご質問の主要な施策の成果報告書、11ページの中で労働費、労働振興、緊急雇用創出事業の関係で、新規の従事者の今後の雇用について森林組合等で継続して雇用できるかということについてでございますが、前の産業観光課長のほうで将来的に雇用の見込みと申しましょうか、そういう方向も考えられるということで答弁をしておりますけれども、実際のところ、この雇用の期間が2月から9月までの短期ではございますが、新規雇用の人数として3名雇用を森林組合のほうでしまして、この緊急雇用の藤原線沿いの事業をやっているわけでございますが、今年度については、その当初3名でスタートしましたけれども、そのうち1名が8月末をもって他の仕事につくということで、実際今年度の実施しています事業については新規の雇用が現在では2名ということになっております。そして、今従事している方の今後の森林組合での雇用についてどうかということでございますけれども、大変申しわけございませんが、はっきりした雇用の見通しがあるかどうかについては確認が現在のところできておりません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田敏久） 3番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

主要な施策の成果報告書22ページ、施設の利用状況の中の1、町営バスの利用状況、25年に比べ26年、特に日野沢線が伸びている、その理由ということでございますが、常山議員おっしゃるとおり、12年に1度のうま年の総開帳、これに伴います利用者、それに合わせまして開帳と破風山のハイキングに参られた方による増というふうに分析しております。

次に、決算書27ページ、款14、項2、目7総務費国庫補助金、節1総務費国庫補助金、備考欄の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金4,686万1,000円でございますが、これにつきましては地方創生型先行型2,886万1,000円、これは地方戦略の策定費等が含まれております。それから、もう一つが地域消費喚起・生活支援型1,800万円、これは商工会に委託をして実施をいたしましたプレミアム商品券の経費でございます。

それから、地域総合戦略推進委員会のメンバーについてお答えをいたします。メンバーの人数につきましては16名、状況につきましては7月17日の金曜日に第1回推進委員会を開催いたしました。委員会の内容につきましては、委員長、副委員長の選任、それから創生法の概要について説明をさせていただき、今後のスケジュールについて打ち合わせを行いました。今後のスケジュールですと、10月に第2回の推進委員会を開催いたしまして、人口動向等の分析を行います。その後第3回の推進委員会を開催いたしまし

て、意向調査結果の公表、それからビジョン案の総合戦略骨子の検討をしまいにあります。11月に入りまして第4回、1月中旬に第5回の推進委員会を開催する予定でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 先ほどイチョウの指定という話ですけれども、指定については町の指定、県の指定、国の指定があるわけですが、大イチョウのほうは県の指定になっています。それから、町の指定でも昨年度11件の町指定物件を出しましたが、ただその中で1件だけは指定できない物件もありました。というのは、やはり歴史的な価値とか、あるいはこれを後に残していかななくてはならないか、いろんな条件がありまして、それを文化財保護審議委員という方たちがいらっしゃいますので、その席で討論していただきますので、改めて知々夫姫命の後のイチョウということで、言われているというだけで今のところちゅうちょしているわけですが、これからそれが新しい証拠が出てくるかどうかということについてはまた検討していきたい、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 再質問ありますか。

3番、常山知子議員。1つつやってください。

○3番（常山知子議員） それでは、最初に答えていただいた労働費の林業従事者育成の件ですが、1人の方はほかの仕事についていて、あとの2人は見通しはできていないと、そういうことでよろしいのですね。

ということは、今度やはり林業というのは、私も素人なのであれですが、何年もかけてそういう人たちを育てていくということがありますよね。お聞きすると、1人の人はもう65歳ぐらいの働いている方だというふうにも聞いていますけれども、やはり町のほうからも森林組合のほうにぜひそういう人たちを育てる、林業従事者を育てる、そういう方向で取り組んでいただくように森林組合のほうにも申し述べていただきたいと思います。1人の方はほかの仕事についてしまってやめてしまったということも聞いておりますので、その辺は大変残念なわけですが、ぜひこれから林業労働者を育てるという目的、そういうものでこの創出事業も受けているわけですから、ぜひよろしく願います。答弁は要りません。

次の町営バスの利用のことなのですが、やはり本当に毎土日になると、かなりの方が日野沢方面のバスを利用していたというのを私も見えています。もうご開帳が12年に1度だから、これからまた12年後を見るというのもなかなか大変ですが、やはりこれからは破風山、そういう観光資源にぜひ町も力を入れていただいて、バスの利用者をふやしていただくように努力していただきたいと思います。その辺はよろしく願います。

それから、27ページの国庫補助金の地域活性化の問題なのですが、今の総務課長の答弁ですと、大変わかりづらい面があります。この地方版総合戦略というのを作成するに当たって、メンバーは16名というのは聞いたのですが、これは町がこの人に、こういう学識のある方に頼もうとかとって選定してお願いしたのでしょうか。

そして、ほかの自治体なんか見ますと、公募しているのです、そういう策定委員会に入りたい方はいますかというふうに。長瀬なんかはそういうことをして、それで応募した方がこういう策定委員会に入っているということも聞いております。今からでは遅いのですが、そういうことをこれからもやっていたらいいし、進捗状況というのは会議を開いたということ、これからも開くということはわかる

のですけれども、この地方版総合戦略、5年間にわたってのこれから町がどういうことをやっていくのだという、そういう戦略を立てるということで、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要である、そういうことから、各地方公共団体の議会においても地方版総合戦略の策定段階で、それから効果の検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である、これは国から来ている文書なのです。そういうふうに皆さんも読んでいらっしゃると思うのですが、私が知り得るところでは、この戦略策定については以前新井康夫議員と内海議員が以前の議会で一般質問をして、その答弁だけ。私たちはわかることはできません。ですけれども、今、ですから策定段階がここに。議会にもやっぱり教えていただいて、それで議会も一緒になって、こういうものをつくろうよという、そういうのがなかったら、私たち住民の意見を出す場所もないです、そういうもので。ですから、これでいいのかなと思っておりますが、総務課長どうですか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田敏久） お答えをいたします。

議員のメンバーについては16名ということで、人数だけお答えをいたしましたので、当初のご質問のお答えにはなっていなかったかもしれませんが、長瀬町は公募ということでございますが、このメンバーについては産、官、学、金、労、言、各界からメンバーを広く募って構成するよということでございますので、皆野町の構成員につきましても、言、すなわちマスコミに該当する方は入っておりませんが、ほかの産、官、学、金、労、この界からの関係する方を構成メンバーとして16名がお務めをいただいております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） メンバーはわかったというか、ああ、そういうことなのかということですが、議員のほうからは入っていないわけですね。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田敏久） お答えをいたします。

議会ということで、四方田実議長にメンバーになっていただいております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 了解いたしました。

でも、やはり議会と執行部が車の両輪となって推進するということは、議長だけの問題ではなくて、やっぱりこの議会全体の問題だと思っておりますので、ぜひここに策定段階でも、やはり私たちにも報告をしていただきたい。そして、いろんな審議ができるように、これからでも遅くはないと思うので、その辺をやっていただきたいと思っております。でき上がってから、さあ、これでいきますよ、皆さんご理解をというのではちょっと余りにも議会を無視しているのではないかというふうに見えますので、ぜひ策定段階で説明なりをやっていただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、国神の大銀杏のことで教育長のほうから答弁をいただきましたけれども、私がなぜあえて観光費のほうで質問をしたかといいますと、先ほども教育長が答弁されていましたが、やっぱり町の天然記念物の指定にはなかなか十分な証拠というか、あれがないということで聞いております。ですから、そうではなくて、来る人は両方見て、ああ、いい木だねというふうに見えていただいているので、観光のほうで、観光の面から町でいろいろとアピールして、やっていただけたらと思っております。そして、あそこの近所の人が、イチヨウの木の葉っぱが落ちると、もう自分のところで掃かなくては大変なのだよと。

片方はシルバーの方が来て一生懸命掃いてくれているのだけれども、うちのほうは、そのままになってしまふかもしれないけれども、大変だというような話をされていまして、それが町のほうでやっていただければ助かるということもあるし、観光の面からぜひ取り上げてというか、アピールしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 数点質問いたします。

まず、21ページです。下段、下から、節2、土地使用料、持ち家住宅土地使用料986万5,140円、それで2段下がって、県営住宅土地使用料93万1,630円の、これは収入ですね。それで、51ページのほうに移りまして、上段の上から2行目、3行目で持ち家住宅用土地借上げ料と県営皆野下和田の団地用地とか書いてありますけれども、上のこの持ち家住宅用地借上げ料1,056万125円で借上げた土地を持ち家住宅用土地として貸しているお金が、先ほど21ページの986万5,140円ということでもいいのかなと思われるのですけれども、こういうのはあれなのですか。県営住宅のほうは93万1,630円で借りて、93万1,630円、同額で貸していると。持ち家住宅のほうは高く借りて安く貸してしまっている感じがしてくるのですけれども、その点いかがなのですか。それで、この持ち家住宅なんかを借上げている土地も固定資産税とかは上がってくるものなののでしょうか。地主に土地代をお支払いしている、その土地です。それを1点お聞きします。

それから、161ページで上段のほうで税金にかかわる収納だと思うのですが、コンビニエンスストア収納システム使用料とかという、これはどのようなものなのですか、それを教えてください。

あともう一点、123ページ、保健体育総務費の中に出てきます節8、報償費、かけっこ教室講師謝金というのが計上されていますけれども、かけっこ教室というのはどこでどんなふうに行われていたのかと思って、それで対象になる駆けっこを教わる子というのはどういう子がいるのか。今運動不足だから、その辺からどのぐらいの子を面倒を見て教えたりしているのかなと、缶蹴り教室とか、そういうのはやらないのかなと思って、お考えをあわせて、以上をお聞きします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田敏久） 1 番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

21ページ、持ち家住宅使用料。まず初めに、県営住宅土地使用料からご説明を申し上げます。県営住宅土地使用料につきましては、昔三峰センターというのがありましたが、その近隣にある県営の住宅でございまして、この県営住宅の敷地について町が地主から借りております。その借りた借上げ料を県から収入いたしまして、同額を地主に支払う、これが51ページにあります同額で、県営下和田団地用地借上げ料でございまして、町営住宅の持ち家につきましては21ページ、持ち家の土地使用料76人分で986万5,140円、過年度分収入が1人ありまして1万9,000円、51ページに参りますと、借上げ料として町が地主に払っておりますのが1,056万125円。ここに差が開いておりますが、この差は何かということですが、少し時間をいただきたいと存じます。

それから、地主に対する固定資産はどうかということですが、固定資産税は当然いただいております。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（川田敏久） わかりました。お答えいたします。

収入に対して支出が大きいということでございますが、持ち家住宅の中に道路が通っております。道路が通っておる部分については町道に認定してある部分もあるかと思いますが、この部分については使用者からの使用料はいただいております。ただし、地主には使用料として町からその分を負担をしておりますので、収入に対しまして町から出る支出が大きいということでございます。

以上です。

〔「これは、じゃ了解します」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 次、ずっと一通りやってもらいます。

税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 161ページになります。ご質問のコンビニエンスストア収納代行手数料15万5,617円でございます。こちらにつきましては国保特別会計によります国保税の取り扱い収納、さらには同様に、これは一般会計になりますが、53ページをごらんください。53ページ下段になります。12、役務費、その中で下から2行目になりますが、コンビニエンスストア収納代行手数料47万1,533円でございます。こちらにつきましては平成22年度に検討を進め、23年度から本稼働しておりますコンビニ収納手数料でございます。農協支店さんの機能が縮小となる内容で、納付場所も少なくなったことを考えまして、納税環境の整備ということから365日、毎日営業しておりますコンビニエンスストアで税を収納できるコンビニエンスストアに対します手数料でございます。1件当たりにつきましては57円プラス消費税という形でお支払いをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田敏久） 先ほどの答弁で訂正を一部させていただきます。

持ち家住宅の中に町道があるというふうにお答えいたしました。今現在持ち家住宅の中に町道として認定をされているものはございませんので、全て宅地内道路として扱っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） かけっこ教室についてのご質問ですけれども、最近では子供たちの運動能力が下がってきているという話があります。中でも走る力とか投げる力、これが全国的に落ちているわけです。したがって、教育委員会としても皆野町の子供たちをなるべく運動ができるようにということで3年前からかけっこ教室ということで、小学生を対象に皆野中学校のグラウンドを借りて3回行っています。一番最初のときに、とりあえず30人募集でやってみようかと、講師が1人だったので30人でやろうと言ったら、申し込みが70近くまで、倍以上にふえてしまって、その次の年とことしにはとりあえず60人ということで募集しましたら、やはり60人を超えました。ほかに講師の人、ただ走るだけではなくて、いろんな走り方から、練習の仕方から、方法を幾つも教えてもらったので、特別に皆野町の陸上の愛好会の会長さんとか、秩父陸協の専門の人たち、こういうふうな人たちを頼んで、3回ありましたので、その講師料ということ

です。缶蹴り遊びというのも話出ましたけれども、缶蹴り遊びも運動にはなりますけれども、これは一応遊びのレクリエーションの中ですので、かけっこ教室のスポーツということでやらせていただいております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今の答弁の土地借り上げ料に対しては、道の部分に対しては地主さんにお払いしているけれども、借りてもらっている人からはその部分は省かれているから、支払っている金額よりも入ってくる金額が少なくなるのはやむなしと理解できました。

ああいう道って、収入的にはそうなのですけども、皆野町ってそういうところは道路位置指定とかって指定、町道ではないという訂正いただきましたけれども、道路位置指定というものにかけているものなのでしょうか。それ認定している道路になっていっているものなののでしょうか。ちょっと実際のところはそういうものがあるのかなという気も続いてしてきますので。わかりますか。

一団の土地を借り上げて、その中に道らしきものをやっけて多くの家を、何軒かの家が建っているとき、その道の部分は賃料には反映しないけれども、一般的に道という認定があって、そのように賃料には入れてきていないと、借りてもらう人からとっていないということであれば、道という認定をもっとはっきりさせるという意味で、位置指定をかけているのかという、そういう質問なのです。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

都市計画区域にあります持ち家住宅につきましては、当然4メートルを超える道路に接道する義務がありますので、位置指定をとっておると認識をしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） その辺のところでお聞きします。

それから、今53ページと紹介していただいたコンビニエンスストアの手数料関係なのですけれども、あれが実際今税務課長に答弁いただいたように24時間休みなく使えて非常に便利なものだという言葉が入っていましたけれども、まさにそのとおりで、今の若い人なんかはコンビニエンスストアが銀行だと思っていて、何かのときはもうコンビニが銀行だと。1つ残念なのは、駒形区にあるコンビニにはまだ機械がなくて、あの辺の人はそれが入ると本当に便利になるのかなと思ってついでに口が滑りましたけれども、そのぐらい実際のところはコンビニのあれが便利なわけで、これ取り入れていただいたのは町民が便利にしていることなのでよかったかなと思いますけれども、コンビニの手数料今五十幾らとかと話がありましたけれども、今度は銀行よりもコンビニ使ってもらったほうが町のほうも手数料の出が安いのかなというところは一体どうなのでしょう。もしそうなら、ばんばんまた推進してもらえばいい話なので、その辺確認できますか。あの紙を銀行で使ったときとコンビニで使ったときの町の支払い分がどうなのか。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） ただいまのコンビニエンスストアの収納、さらに口座振替によります内容につきましては、単価が大分異なっておりまして、口座振替によります手数料につきましては、単価としまして

1件当たりたしか10円の消費税というような形になっておりますので、大分手数料は……

〔「口座振替は安いわけ」と言う人あり〕

○税務課長（豊田昭夫）　そうです。

〔「銀行に納付書を持っていた場合」と言う人あり〕

○税務課長（豊田昭夫）　銀行に納付書を持っていった場合ですが、当然手数料かからずに収納できるような形になっております。また、郵便局につきましては、全国を網羅しているわけですが、郵便局の内容につきましては30円の振り込み手数料がかかるという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員）　お聞きしますとなるほどなという部分もあるのですが、そうするとコンビニは便利だということで若干する。今聞くと、私が思っていたのよりも銀行のほうが安く済む部分があるのかなと感じがしてきましたので。銀行も民間、コンビニも民間、その辺で余り町がそのところを指定できるものではないと思うので、新しく認識してもらって、コンビニはとにかく便利ですから、使うほうに任せて、それで今のシステムでやっていってもらおうということで理解いたします。

それと、教育長に答弁いただいた駆けっこののですけれども、駆けっこの教室を開くということになって、随分集まるものですね。先生が名がある先生だったのでしょうか。紹介できますか。

○議長（四方田　実議員）　教育長。

○教育長（山口喜一郎）　先生の影響もあると思いますけれども、先生以上に子供たち、あるいは小学生の保護者たちがそんなふうなことを望んでいるのだと思います。テレビでも駆けっこ教室というのをやっていますね。

講師していただいたのは、皆野町は皆野の陸上競技協会の浅見寿太郎さんです。それから、秩父の陸協のほうからお願いしたのが、陸協のほうは事務局と副会長ですか。それと、もう一人はやはり陸協の会員です。3人。それに、さらに学校の先生も陸上をやっている先生が皆中にもいるし、そういうふうな先生も頼んでいます。ただ、講師謝金をお払いしたのは陸協のほうから来ている方と、それから皆野の協会の会長さん。本当にびっくりするほど集まります。ただ、余り多くなり過ぎると今度、6月から7月にかけてやったので、暑い時期なので、よく面倒を、一人一人に目届くためには余り多過ぎても困る。ですから、1年生から5年生、6年生までいました。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員）　いろいろ教えていただいてありがとうございました。ぜひまた、そんなに反響のあるものであれば継続して頑張ってくださいと思います。

○議長（四方田　実議員）　6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員）　それでは、私は2点質問したいと思います。

1つは、ページ89、目3観光費、節13委託料、看板作成委託料。これ今皆野町の観光案内で地図とかいろいろ出ていて、看板が町内にいっぱいいろいろあると思うのですけれども、この看板を最近見直しているのでしょうか。看板がちょっと見苦しいようなのがあるので、これを再チェックしていただければいいなというふうに思いますので、これ要望ですから、別に答弁は結構です。

それからあと、119ページ、目3文化財保護費、節19負担金補助及び交付金。これ私も改めて皆野町の

教育という形で見たら、文化団体というのがかなりあるのですよね。これを見て、私が知っているところだというと、やっぱり私も秩父音頭関係でいろいろおはやしやっていますけれども、まず1点、おはやしの秩父音頭を、屋台囃子を練習、今までどおりやっていたところが、最近は昼間やるのではなくて夜やるのですけれども、うるさいからどこかでやってくれという、近所迷惑だという話を大分お聞きします。これを、できたら町の施設でどこか借りられるところがあったら、ぜひそれ率先して利用していただけるような条件をつくっていただければなというふうに思うのですけれども。

それから、もう一つ、いろいろと文化活動で活動している人たち大勢います。中心になってやっている人というのはほとんどボランティアでやっているのではないかというふうに私感じています。私の知っているところでは獅子舞団、これは三沢の獅子舞団になりますけれども、ほとんどこれボランティア的にやっているわけですが、そのほかの各種団体、文化団体についても恐らくボランティア的な活動を、これやっていると思うのですけれども、その人たちに対してその団体に対して、リーダー、代表者に対して多少は文化……皆野町のなんとも文化活動をやっているのです、できたらふれあいフェスティバルとか何かでいろいろ表彰されるのですけれども、あのふれあいフェスティバルについては表彰規定って何かあるのでしょうか。なければ、そういう団体全部ではなくて……とにかくいろいろそういう各種団体をねぎらいの言葉とか何か、そういう場を持ってもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。ですから、1つは……

○議長（四方田 実議員） 質問。質問。

○6番（新井達男議員） はい、質問。1つは、練習の場所を、優遇できるような場所を、公的な施設を確保してほしいということと、それからあと、文化団体に対して、幾らか表彰とかなんとかというの、それはこれから考えることだと思いますけれども、表彰規定とか何かあるのですしたら、これ問題があると思いますけれども、表彰とか何かできるのだったらばねぎらいの言葉を一言でもやると、もっともっと文化活動が活発になるのではないかと思います。その2点お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 質問がよくわからないのだけれども。

〔何事か言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） お願いではなくて何。お願いなの、それは。質問。

○6番（新井達男議員） 質問。

○議長（四方田 実議員） できるかという質問。

○6番（新井達男議員） できるか、そうです。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） まず、練習場所ですけれども、文化団体連合会に加入している団体については、活動場所として使用料の半額になっていると思います。優遇しています。

今音の話が出ましたけれども、音ということは、恐らくおはやしの練習だと思います。おはやしの練習どこ……おはやしだけでなく、本当に今はいろんなところで人間感じ方が違います。普通の人が開いたら特に感じないことでも、強く感じて病気になる。あるいはもっとひどいのは、エアコンの音がうるさくて何とかしろ、こういうふうなお話もあります。ですから、秩父音頭の練習についてもいろんな工夫してやっていただいていますけれども、秩父音頭の太鼓の音の出ない練習というのはちょっと難しいから、練習のためには太鼓をタイヤを使ってやる練習もありますけれども、それだったら音は小さくなる。それだったら、また全体の感覚が違うので、今の問題については文化団体の練習場所については使用料を町の施

設としたら優遇していますということ。

それから、もう一つ、表彰についてですけれども、ふれあいまつりの表彰というのは表彰規定がありまして、町の表彰規定と、それから農林振興のほうの表彰……福祉のほうと農業のほうと町のほうの表彰規定があります。ただ、文化については表彰規定は今のところありません。ないかわりに、それぞれの団体でいろんな表彰はしています。したがって、今例を挙げますと、おはやしのほうのというお話ありましたけれども、獅子舞団の会長さんには秩父の文化財保護協会の表彰、それから埼玉県表彰、それぞれ受けていただいた方たちも毎年毎年出ているわけです。それ以上さらに特にご功労をいただいたという場合は、ともしび賞とか、しらかば賞まで推薦させていただいているところです。ただ、皆野町のあそこの会場でやるというには該当がないと。今のところありません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） はい、わかりました。

○議長（四方田 実議員） 看板についてはいいのですか。

○6番（新井達男議員） 看板はいいです。答弁要らないです。見てもらえばいいのだから、答弁しなくても。

あと、文化団体についてはわかりました。これをできれば皆野町においても町内で大勢の方のところで表彰することもぜひこれから考えていただいて、要望として質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） まず、決算書のほうからページをできるだけ追っていきたいと思うのですが、ちょっとランダムに書いてしまっているのも、前後したら申しわけないですが、お許しください。

まず、23ページ、使用料関係です。大体予想がつくのではないかと思いますが、ふれあい館と、それから温水プール、関連しまして37ページ、こちら雑入の中の雑入のところへ同じようにふれあい館と温水プールの手数料、これ収入ですね、これが大体網羅的に入っています。この中で1点お聞きしたいのは、ふれあい館の宴会収入の、これ人数割で出ているかと思うのですが、これがどこにあって、この26年度の場合、何人分が出たのかということ。

それから、収入に対して、ふれあい館に関しては84ページとか85ページのほうに細目がいくのですが、支出済額として2,096万円になるわけですか。これとの兼ね合いで、ざっくりで結構だと思えるのですが、収支がこの年度の場合どれぐらいになっているか。同様に、温水プールの場合122ページになるかと思うのですが、これについて同じようにざっくり、いわゆる収支がどうなのかということ。

それから、それぞれの施設に関して毎年度毎年度なのですが、毎年毎年どうしても持ち出しが出てくるわけですけれども、この年度で、つまりこの26年度ですか、この年度で行ったそれぞれの減少のための努力、そういったところが特別にあるようであれば、その辺について話をいただきたいと思います。結果このぐらい減ったとか、だけれどもこういった特別な支出があったので、ちょっと持ち出しが大きくなってしまったとか、そういうことがあればお話をいただきたいと思います。

それから、97ページ若干動くかもしれませんが、97ページの上のほうの節15工事請負費、下田野……済みません。では、これちょっとページが違っているので後に回してしまいます。

ちょっと後のほうになりますが、119ページ、目3文化財保護費の中の節13委託料の中の発掘調査委託料、それから発掘調査報告書作成委託料とあるのですが、発掘調査に委託で多少というか、かなりの額で

すが、額がかかるのはわかるのですが、その後の報告書も、これまた随分大きな額がかかっていて、その報告書というものが、これ終わっているわけです。決算ですから終わっているわけなのですが、どんな報告書がこの額だと出てくるものかお話しいただきたいと思ひまして、見られるものなら見せてもらいたいというようなことです。

それから、前後して申しわけないのですが、前に戻りますが、91ページになります。91ページ、これ関連になろうかと思うのですが、これは節14使用料賃貸借料の中の上から2、下から2つになるわけですが、親鼻橋観光トイレほかとなっているのですが、観光トイレの、これ借地料、借り上げ料なのかな、よくわからないというところもあるのですが、このトイレに関して、きのうの質問の中でも親鼻橋河原の管理が秩父鉄道のほうになっているということから、この辺の扱いが今後どうなるのか。トイレ、あれはたしか町のものだったと思うのですが、その辺の扱いについてお話しいただきたいと思ひます。

それから、これどこに入るかちょっとわからないところもあったので、それを含めてお聞きしたいのですが、これ教育委員会関係だと思ひますけれども、いわゆる校長会テストというのが、ご存じない方もあるかと思ひますが、何かずっと実施されていたのです。いわゆる北辰テストみたいなやつは公的版というやつなのですが、これがただでやれるわけではないので、せつかくの機会ですから、どういうもので、どういうところからの支出が、町からは支出しているのか、また父兄からの支出が、要するに負担があるのか、それらを含めて、また町からの場合だとどこのところにどれぐらいの額であるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

それから、申しわけない、ページがちょっと不明になってしまったのですが、建設課長とは話をしているのでわかっていただきたいと思ひますが、ページもお願いしたいのですが、町営住宅のリフォームに関して、リフォームはたしか予算ですと4件分だったと思ひますが、200万円がたがたあったのですけれども、その結果がたしか150万円前後だったと思ひますが、それについてどういう内容で何件分やったか。たしか金崎だったと思ひますが、その点についてお聞きしたいと思ひます。

〔何事か言う人あり〕

○10番（林 豊議員） 97ページですよ。97ページのどこでしたか……

〔何事か言う人あり〕

○10番（林 豊議員） 修繕費ですね。済みません。97ページの一番下、住宅管理費の中の節11需用費の中の下、修繕費です。これです。済みません、これについてお願いします

それから、あともう2点。成果報告書のほうで7ページ、お出かけタクシーが一応これが最初になるかと思ひますが、一応決算として決算額が出ているのですが、当初の予算とは大分ある意味かけ離れた額になってしまったというところですが、これももちろんそれ以降いろいろな形で改善をしているわけですから、今さらということでもありますけれども、出てきた額と、それから当初の見込み等について感想をいただきたいと。

それから、先ほど常山議員からも出たのですが、11ページの緊急雇用創出事業、これは額のことよりも、これ事業説明のところにもあるように、派遣切り、雇い止めなどにより職を失った方々、これの趣旨からある意味で期限があつてお金に限度があるから仕方がないこととは言いながら、それと同じようなことをこちらでもやるような結果になるので、その点についてこの林業従事者育成事業、これは確かに必要なことでもあったのだけれども、後々のことを考えて、続かないのであれば違うことを考えたほうがよかったのではないのかなと先ほどから思っているのですが、その辺についての考えというか。それから、今後

こういう場合には何か違うことがあるのか、あるようであればお聞きしたいと思います。

それから最後に、これ決算書に出てくるかなと思っていたので、実はここに出てこない部分なのですが、また直接的には関連、関係がないと言われればないのですけれども……済みません、もう一つ。

その前に、先ほど同じく常山議員のイチョウの件ですが、確かに文化財という面ではなかなか難しいのかもしれませんが、大イチョウのほうは数年前に雷に打たれまして、見かけが本当に悲しいぐらいに悪くなってしまっていて、それについて何かやるというか、修繕といますか、治療といますか、それらをやっているのか。また、いわゆる今出てきたもう一つの姫イチョウというのですか、あれはあれと合わせての観光資源として、産業観光課のほうで何か工夫ができないものかということがありますので、ちょっと町長含めて意見をいただければなと思います。

それから、最後なのですけれども、ポピーまつりに関してなのですが、ポピーまつりで町バスと、それから民間のバスを運行しているわけなのですけれども、この年度においては民間のバスを入札によって業者を決めて使ったわけなのですが、何かことしはそれがなかったということで、どうしたのかなというふうに聞いてみますと、その事情が若干私なんかの頭の中では町のほうでやっていたのというふうに理解していたのですが、町ではなかったということなので、その辺の事情をちょっとお話しいただければと思います。というのは、ことしの場合、観光協会の役員を務める方の会社が随契でとっているのです。いろいろな事情があったとは思いますが、その企業は皆野町、それから東秩父村、両方以外のところにあるものですから、その辺少し考えたほうがいいのではないかなと思うところもありますので、その辺の事情をお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 10番、林議員さんからの質問の中でお答えをいたします。

まず、水と緑のふれあい館の関係でございますけれども、ふれあい館の収入と支出の関係については、まず23ページ、収入部門におきまして、上のほうなのですが、区分といたしまして水と緑のふれあい館使用料、備考欄を見ていただきますと、これが1,226万500円の入館使用料、あと飛びますけれども37ページ、この中で雑入の中に、これ雑入の収入金額が3,709万3,384円の収入済額ですが、この中に水と緑のふれあい館の関係する収入分が上から7行目ですか、公衆電話使用料、産業観光課、これ10円ということなのですが、ふれあい館の事務所に設置している固定電話、これ今多くのお客様は携帯電話をお持ちになっていたり、またタクシー等をお呼びくださいという場合にも、タクシー会社さんのフリーダイヤル、その使用がありますので、ほぼ事務所の電話を使う方はいないのですが、たまたまお持ちでなかったということで、1件使用について10円をいただいたと。

あと、4行飛ばしまして水と緑のふれあい館の売店売上料、その下の自販機の手数料、あとは日野沢観光組合さんのほうから受け入れます食堂使用料が納入されまして、収入、それを合算いたしますと、平成26年度においては1,602万863円の収入合計となりました。その中で、お尋ねの宴会使用料についてでございますが、平成26年度におきましては792の方がご使用になりました。宴会使用料ということでお一人様300円を頂戴しておりますので、それを乗じますと宴会使用料分ということで23万7,600円という内容になってまいります。

あと、収支の中で節約と申しましょうか、経費の節減に努めたものがあるかどうかということなのですが、まず歳入側からいたしますと、平成25年度と26年度で対比をしますと、営業日数でいきますと、平成

25年度の年度末のほうで26年2月に大雪が降った関係で7日間休館というふうなことがありまして、また機械のふぐあい等によってやむなく臨時休館というようなこともありまして、そういった要因がある中での対比ですと比較ができませんので、実際の営業日数で除しますと、26年度は25年度に対して1日当たり約7人という、これ現金でお支払いで入館いただく大人の方の分だけで見ましても、1日平均7名の増があったというふうなことで、収入側といたしますと対前年度、25年度に比較しますと139万4,713円、9.5ポイントの歳入増があったということでございます。

あと、歳出側でいきますと、ページが85ページ、最下段のほうに水と緑のふれあい館の管理費ということで、総支出済額2,096万5,518円、これからこれを元に差し引きいたしますと、マイナス494万4,655円という数字が出てまいります。支出のほうで特にふえたというものについては、営業日数の関係が26年度は大きな災害等での休館がなかったということで、この辺臨時職員の分やらで20万円ちょっとふえております。出のほうで大きくマイナスとなったものは、25年度においてボイラーの燃焼効率向上、装置の……26年度において工事請負費、普通建設事業的なものが50万円ちょっとふえた関係で、要因としてはそんなものが出てきますけれども、あと節約するというので、なるべく光熱水費、これまめに担当する職員が仕事をしたり、また節水の努力をしたということで、その辺で歳出の削減が26年度については目につくところであります。

決算書の91ページに参りまして、14使用料及び賃借料、3行目、親鼻橋観光トイレほか用地借り上げ料ということで9万3,436円、この中で親鼻橋の観光トイレに関するものは1件ございまして、トイレ用地の土地の借り上げ料1万4,936円、これが関係する費用でございます。また、この観光トイレについて現在秩父鉄道株式会社のほうで河原の使用のほうをするに当たりまして、町のほうで町と鉄道との契約で、そのトイレも含めた施設の使用について、使用貸借契約を現在しております。

それで、費用の負担、土地代については町のほうで持っております、トイレのくみ取りとか係る光熱水費については鉄道側のほうで、その費用は管理費ということで負担をさせていただいております。この町の所有でありますトイレ、あるいは注意喚起をする看板等のものがあるのですけれども、これは将来的に、例えばトイレであれば使用ができないような故障というふうな時期を迎えた場合に、これは町側のほうで一方的に云々ということではできませんので、秩父鉄道とのまた改めての協議の中でその取り扱いを検討していきたいというふうに考えております。

主要施策のほうに行きまして、緊急雇用創出事業の中のこの事業の関係なのですが、これ現在新規雇用で行っております従事していただく方の採用の期間が2月から9月ということで、これ埼玉県緊急雇用創出基金を用いての事業でございますけれども、この事業については平成27年3月13日時点でこの事業を導入し、実施する場合には平成28年3月31日までの実施が可能ということで、それで今年度4月から9月までの工期としまして現在27年度で実施しておりますけれども、それが終了すると、この県のほうの緊急雇用創出基金のほうを解散する予定であるというふうなことでございまして、実質この緊急雇用の事業については今年度、27年度で終了をするというふうなことで予定をしております。今後については、優良な補助事業をまた見つけるなり検討しまして、森林従事者の雇用に向けた事業が町のほうで展開できればというふうに考えております。

あと、今年度も大盛況をいただきましたポピーまつりのほうの関係でございますけれども、平成26年度にお客様を送迎する関係で使用いたしました車両については町バスを使用し、また民間から28人乗りのバスを1台と、あとは38人乗りのバスを1台を使用しました。この民間バスの使用については、ポピーまつ

りの実行委員会の中で借り上げたものでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 10番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、ページでいきますと決算書の23ページ、温水プールの使用料でございますが、26年度が392万7,500円、25年度が388万4,700円で、4万2,800円の増となっております。

それから、ページでいきますと37ページの雑入のほうの手数料関係ですが、温水プールの自動販売機手数料、こちらが26年度14万6,581円に対して25年度が15万3,247円で、比較としまして6,666円の減でございます。あと、温水プール事業参加費については26年度が67万500円、25年度が57万6,000円でございますので、9万4,500円の増となっております。

それから、126ページになります。温水プールの歳出のほうになりますが、こちらは26年度は3,185万7,741円で、25年度が3,146万2,208円ということで、39万5,533円の増となっております。歳出の主なものでございますが、やはり光熱水費等がかかってくると思います。光熱水費のほうは、灯油のほうが平成26年度が427万7,900円に対し、25年度が492万5,979円ということで、64万8,079円の減となっております。電気代のほうが26年度602万7,758円にしまして、25年度が546万5,553円で、56万2,205円の増、これは電気代基本料の値上げの関係でございます。水道代については253万8,810円にしまして、25年度が296万8,493円ということで、42万9,683円の減となっております。温水プールについては以上でございます。

あと、119ページの文化財保護費の委託料の発掘調査委託料でございますが、こちらについては親鼻橋のところの吉丸遺跡の第3次の発掘業務委託となります。それと、その下の発掘調査報告書作成委託料、こちらについては駒形遺跡の6次の発掘調査の報告書になります。この208万5,480円の内訳でございますが、発掘調査の報告に係る職員1名、これ1カ月分ですが、52万3,084円、それから臨時職員補助員といいますが、こちらが70日分と、あと通勤費で46万4,046円になります。あと、報告書がどのようなものかという話なのですが、しっかりとしたこういうものでございます。これが300部つくということになっておりますので、こちらが50万4,000円かかります。あと、使用料賃借料等、諸経費等を入れて208万5,480円となります。

それと、このでき上がりしました報告書につきましては、県内の市町村また埼玉県、あとは博物館等関係機関に提供するという形になっております。残りについては研究のために必要という方がおりましたら、これについてはお分けしますので、林議員さんについてももし必要であって研究するのであればお分けいたしますので、教育委員会のほうへおいでください。よろしく申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 校長会テスト、ご質問いただきました。決算書のページ数でいきますと111ページの役務費の諸手数料の中に含まれております。これどんなものかというのと、ここには出てこないの、どんなものかというのを説明させていただきます。

平成4年でした。県のほうから業者テストの偏差値に頼った進路指導を改善する方針、早く言えば業者テストの偏差値を使って進路指導をするな、業者テストを使用してはいけませんという、そういう通知でした。だから、そのかわり一人一人の能力、適正、興味関心や将来の希望を踏まえた生き方指導としての進路指導をなさい。難しくなるのですけれども、こういうことで進路指導をなさいということになりました。業者テストはいけませんということになったので、進路指導の材料がなくなりました。

それで、困ったところでちょうど平成5年、翌年です。今度文部科学省の事務次官のほうから通知が来ました。業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善についてと。何ページにもわたっている通知なのですが、この中で校長会として偏差値を使わないで高校入試の進路指導のためでなければいけない、そういうふうな通知が来ましたので、あっちこちの県内の校長会はそれぞれテストをつくるようになりました。秩父地域の校長会としてもこれに取り組みました。教科としたら5教科、国語、社会、数学、理科、英語です。それぞれ100点満点、時間は各教科50分ずつです。年間で3回、4月、9月、11月に実施しました。

問題の作成についてですけれども、秩父地区中学校長会進路対策委員会、こういうふうな団体をつくりまして、それぞれの教科の校長、教頭、これを含めて10人です。委員が夏休みに4回程度集まって、3回分の問題を作成するというようになっております。参考問題例を改めて業者さんのほうにお願いしてつくり上げているということです。

結果としたら、校内で採点した得点をつくって、それを業者さんをお願いして個人成績を出す。その結果として、地域内の平均点とか、あるいは男女別の順位とか、そういうふうなものを出してもらう。ただしというのが、これらは進路指導の資料として活用していますよというふうになっています。料金としたら、3回合計で1,350円です。これの人数分。町としたら半額を負担してくださいということで、700円今のところ町のほうからは補助しています。残りは個人負担という。来年度は、この3回ではなくて2回にするという案も出ているところです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） ご質問のページ96、下段、目1住宅管理費、節11需用費のうちの修繕料1,148万4,331円の内訳でございますが、一般的な修繕、例えばネットフェンスの修繕ですとか便座修繕、これ等が13件ございまして、106万7,731円でございます。また、下大浜団地、皆野・長瀬上下水道組合事務所の付近にある戸建ての団地でございますが、そこに12戸ございまして、その外壁の修繕、こちらが301万3,200円、12戸で301万3,200円です。お尋ねの退去時の居室リフォームでございますが、昭和56年に建設された金崎団地、また昭和57年に建設された金崎団地、計3戸居室リフォームを行いまして、その金額が740万3,400円でございます。

耐用年数をもう近く迎えようとしているような状態でございまして、床材が古く、床が抜けそうな状態、あるいは壁が剥がれ落ちてカビが発生しているような状況でございます。また、作り戸棚ですとか流し台等が経年の劣化が著しく、それらを含めて、またお風呂がいわゆる浴槽が設置されていないということで、ユニットバス化を図りまして、計3件で740万3,400円、1戸当たりになりますと246万7,800円ということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 林議員からご質問いただきましたお出かけタクシー、主要な施策の成果報告書7ページでございます。まず、決算の状況でございますが、利用された方71名、決算額72万5,000円でございます。

これの予算措置の状況というご質問でございますので、お答えをさせていただきます。この事業、2年目に当たります平成26年度当初予算では175万3,000円計上させていただきました。その後、本年3月の補

正によりまして85万3,000円減額をいたしまして、最終予算額90万円、決算額は先ほど申しあげました主要な事業の成果報告書のとおりでございます。

ご参考までに、初年度の25年度の決算額を申し上げさせていただきますが、74名、72万8,000円の決算額でございました。したがって、ほぼ2年目も初年度と同額に近い数字ということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、再質問させていただきます。

産業観光課に係るところから。ふれあい館についてはそれなりにいろんな形で、支出のほうの細目を見てもみますと、いろんな工夫をしている。あとは多少に見えるのですが、絶対的に黒字体質にはなり得ない部分もあるので、これ仕方ないところではあるのですけれども、例えば温泉水の使用の源泉料ですか、これなんかも多いときには500万円を優に超えていた時期もあるのですけれども、それに比べて300万円を切るような形で、それがいいか悪いかというのは非常に微妙なところなのですけれども、そういった工夫が見られるということも確かですし、いろいろやってはいるのだなということなのですが、毎度これも言うことなのですけれども、貸借、貸し出している24万円というのがやはり余りにも安いのではないかと。

何が安いかといいますと、やはり電気水道をこちら側に全部持たせているというのはそろそろ考え直さなければいけない時期ではないのかと。去年がたしか800人台、ことしが先ほどの数字でいくと792人、これだけの宴会の人数を入れていきますと、雑駁に計算しますと、常識的な会費といいますか、1人当たりの支払う金額を自分の経験から考えますと、792人ですと、年間の収入が300万円から500万円ぐらい、これ売り上げベースなので、大きな数字になるのは当たり前なのですが、くらいが入ってくる話なのです。それに対して、それ以外にも経常的にふれあい館を営業しているときには昼、夜の、それが赤字か黒字かはわかりませんが営業していると。それら考えたときに、ざっと先ほど言ったように300万円にしても、水道料金、電気料金372万円、これらに匹敵するような、また赤字の額の500万円を全部埋められるわけではないのですけれども、それにもろもろ考えたときに、結構大きな収入があることは間違いないので、そろそろ少なくとも電気、水道、それらの使用量は、メーターつければそれだけで済むことですから、きちんとすべきですし、そういったのが一般的な部分では常識的なことになっていきますので、お考え直しいただきたいというふうにお願いをします。ふれあい館についてはとりあえずその検討をお願いするだけで、答弁は結構です。

それから、親鼻橋河原についての関係では、きのうの答弁の中でほとんどの管理を秩父鉄道がやるというようなことでしたから、トイレについても今後だんだんそちらのほうへシフトしていくのだろうなということでは思っていたのですが、その辺の確認のための質問ですし、答弁についても特におかしなところもないですから、それでいいかなと、これも答弁は先ほどの答弁で結構だと思います。

ただ、実はちょっとその同じところあたりでばたばたしたものですから、質問を1つ落としたので、これ要望ということでお願いをしておきますが、同じところで自然歩道整備管理委託料というのがあったのですが、これ聞いたところによりますと、いろいろな民間の諸団体、かなりの数に上るのですが、それらに委託をして、いわゆるごみ拾い程度のことをやっている、それが団体が多いからこれだけの額になるようなのですが、いわゆる関東ふれあいの道等も実際に歩いてみると、随分雨の後なんか掘られてしまって、また旧のいわゆる蓑山参道なんかも荒れてしまって廃道に近いようなことになっていきます。ある程度の力を持ったと言うのもおかしいですが、ノウハウを持った機械などを使った整備が必要なのではないかなと

思いますので、その辺の検討を、これもお願いをしておきたいと思います。

それから、産業観光課関係で言いますと、先ほどの成果のほうの緊急雇用のほうなのですが、事業の目的といいますか、事業を緊急雇用創出の内容から考えたときに、先がお金がなくなって、はい、それまでよというのは余りにも何か趣旨から離れてしまっているというか、趣旨を何か踏みにじるというか、変な形になってしまったのは、これは結果論ですから、文句は、こうなるのも仕方がなかったのかなとも思いますが、今後こういうような助成の場合には、先の補助金がなくなったときの雇用形態までを少し考えておいたほうがいいのかなどというふうに感じましたので、ご検討いただきたいと思うのです。形として林業に、衰退している林業関係に人をつくりたいというのはよかったですけれども、それがお金がなくなった時点でその仕事もなくなってしまって後がないというのでは、余りにもこの補助金の趣旨と若干ずれているのではないかなと思いますので、これは無理な話だとは思いますが、常態でないにしても、臨時であるにしても、数年間ぐらいは町なり、その関係のところ雇用が続けられるような事業でやってもらうのがよかったですのかなと、これは本当に後づけの文句ですから、何と言っても仕方のないことですが、今後の課題として考えていただければいいのかなと思います。

それから、大イチョウについては産業観光課のほうでも観光資源の一つとして、あそこはいわゆるぼっくり観音等ありまして、一部では、ちょっともう流行がずれてしまったかもしれませんが、ああいう観音様ははやっているという部分もありますので、あの辺も一つの、イチョウプラスあの観音様、一つの皆野町の観光スポットになり得るところでもありますので、その辺の検討といいますか、考えを続けていただきたいと思います。

産業観光関係では、先ほどのポピーの関係なのですが、実は昨年度の民間バスについては、先ほどもちょっと質問のときにも言いましたが、入札を行って業者を選定したのですが、ことしの場合それがなかったと。聞いてみれば随契でということなので、その辺の事情がよくわかりませんが、ともかく町の、何度も言いますが、町内にバス会社が3つもあって、それぞれがいろんな形でやっていますので、そういったことを考えたときに、いろんな事情あるのでしょうか、条件もきちんと提示して、来年といいますか、もう今年度終わってしまっていますから、来年度においては民間バスについてはちゃんと条件を出して、入札による公平な対応をお願いしておきたいと思います。まずは先ほどの答弁で産業観光関係は大体納得できましたので、次のほうへ行きたいと思います。

教育委員会関係ですが、これもプールについては毎度言うこともないのですが、先ほどの答弁ですと、今回の中のちょっと工夫というのが何か余り聞けなかったかなと思います。昨年度においては私自身が、これ多くの人が言っていることでもあるのですが、ソーラーでも使ったらどうかと。例えばこの決算書の中にも、ソーラーといっても発電ではありません。温水器です。温水器なんかも補助出していますけれども、こちらのほうは最近では余り利用されていない部分もあるようですが、あれ非常に厄介な部分があるのですけれども、職員がやるのであれば、これ仕事でやってもらえばかなり有効に使えるのではないかと。それを昨年だか前の議会のときに提案したつもりではいるのですけれども、そういったこともなかったようですが、いかにしても3,000万円を超える経費で、収入といいますか、入ってくるお金が非常に少ない。これは、ある意味ではこういった事業では仕方がない部分、また町長においては、それは要するに健康関係なのだというふうな考えを前々から聞いております。それはそれで考えられることではあるのですが、この際、きのうも教育委員会の体制変わってということもありますし、教育委員会に不必要な……

○議長（四方田 実議員） ちょっと済みません。途中で申しわけないです。残り5分になりましたので。

○10番（林 豊議員） 教育委員会のほかの仕事、ほかの教育委員会にない仕事が結構多いわけです。この際健康福祉課のほうへこのプールの管理もお願いしたらいかがかと。もともとこのプールというのは教育委員会のほうの主管ではなくて、勤労福祉センターから、なぜか敷地が中学校の中にあるから教育委員会だと言っている経緯もありますし。だから、私なんか思うには、もうこれだけ経費がかかっている批判があるのであれば、各戸に無料バスでも出して、ただにしてしまって、健康福祉のものなのだよとやってしまったほうがいいのではないかと前々から何度か言ったこともあるのですが、それは本当に健康福祉課のほうで所管にして考えを変えたほうがうまくいくような気がしますので、いろいろ考えてみてください。

また、工夫については、先ほど言ったとおり、燃料費はいろんな形で電気にしろ灯油にしろ上がります。それらについてどうこうしろということはなかなか難しいですから、いろんな工夫で町のお金が少しでも出ないような、また出るのであるならば町民が納得できるような形にさせていただきたいと。また来年度決算のときにもここに私がいられるようであれば、同じようなことをお願いすることになるかと思いますが、よろしく願いいたします。答弁、何か決意表明でも町長のほうからあればいただきたいですけども、一応このプールに関してはそれくらいで。

先ほど続きの校長会テストについてですが、皆さんにもちょうど……

○議長（四方田 実議員） 今のは答弁いいのですか。

○10番（林 豊議員） なければ結構です。

校長会テストに関してですが、言われるとおりの状況をどういうふうに皆さんが考えるかということですね。中学3年生においては、期末テスト、中間テストが3日間、それから今回の校長テストが2回あります。実質の授業が、休み等を除いて考え、授業できる日が約80日間、この中には文化祭があり、体育祭がありというものを考えますと、実際の授業時間、授業日というのは本当にはないのです。また、それ以外に、これは日曜日になりますが、北辰テストというのが月4回あります。いい、悪いは別として結構受けています。この際下のほうからですけども、どれか1つにまとめたなら、県のほうで北辰でも丸がえして昔と同じようにやったほうが、いろんな意味の負担もなくなるのではないかなんていうことを考える次第でもありますから……

〔何事か言う人あり〕

○10番（林 豊議員） 月4回……4カ月、ごめんなさい。混乱しました。4回あります。北辰テストが月1で4回あります。ですから、テスト関係で言うならば7回ぐらいあるわけです。いっぱいあるということですね。校長会テストにしても、結局形態は違うけれども業者テストで、しかも安いので、そちらのほうに集束できればいいですけども、なかなか難しいでしょう。これについて町長、その辺どんなふう感じたか、校長会テストについてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 学校現場からしてみると、必要だからそうしたテストもやってきたのかとは思いますが、いろいろなテストがあるようでございます。テストばかりがいいとも思いませんので、その辺については改善すべき点は改善してもらえたらいいかなと、こんなふう感じながら聞いておりました。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。時間になりましたが、最後をお願いします。

○10番（林 豊議員） はい、最後です。先ほどの発掘調査については大変よくわかりました。あとでじっくり見せていただきます。また、費用云々よりも、教育については本当にやるべきこと、それから教師

のほう、また教育委員会のほうがやるべきことというのがなかなかできない。いろんなことでできない状況になっているのが大変残念なので、その辺の整理が少しでもできれば、町長には埼玉県の725万人のうちのたった1万の小さな町ですけれども、そこからこういうのはという反旗というわけではないですけれども、提案を起こしてもらって、より多くの子供たちがよりよい教育を受けられるような形でいけるように努力をいただきたいとお願いをしまして終わります。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 成果報告書のほうのページで8ページ、衛生費の予防接種についてお聞きしたいと思います。

法に基づく予防接種という形で町が一部補助するという形になって全ていただいておりますが、各定期的な接種等におきまして、町にある病院、施設、医院等で受診すれば補助金は出すと、また逆に秩父市等と、また小鹿野の場合もあるかもしれませんが、そこで定期的な接種をした場合には補助はないというようなことはあったかと聞いております。その辺についていかがなものかと思ひまして質問します。

○議長（四方田 実議員） 1点だけでいいですか。

○4番（若林光雄議員） はい、1点です。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問のありました予防接種の内容についてご説明を申し上げます。

町内の医療機関で受診した場合には契約ができておまして、無料で、町のほうへ請求していただくと。その場合には、支出科目とすると、いわゆる13節委託料。これは若林議員、秩父市とおっしゃいましたが、郡市医師会と今皆野町内でもって皆野病院と、全て足並みをそろえまして、無料で委託料で実施をしております。

ただ、郡外の、秩父郡市医師会以外の、例えば日赤であるとか、そういった場所にかかりつけがあった場合に、どうしてもお子さんの場合なんかで申し上げますと、治療中の病気との関連で予防接種をそちらで打つ必要があると。そういった場合には、委託契約ができていない場合には一端自費で払っていただいて、補助金としてお願いをするという対応をとっております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 内容はわかりました。秩父地域ということで、秩父の中に定住自立圏の中もございいます。そんな中で秩父郡内、そういう形でできるようになったということであれば、いいことだと思いますので、今後そのような方向で進めていただければと思います。

ほかに負担するようなものはほかにはないわけですね。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　　ごさいません。

○議長（四方田　実議員）　　4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員）　　では、結構です。内容わかりましたので、今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　　内海ですが、毎回といひますか、同じような質問になり、また細かい部分もあろうかと思ひますが、よろしくお願ひしたいというふうにおもひます。

最初に、財政の健全化判断比率報告書が配付されておりますので、その関係で質問をしたいと思ひます。この健全化比率の公表が義務づけられたのが平成20年度からだというふうにおもひます。これは標準の財政規模に対する公債費ということで、平成20年度の実質公債比率、皆野町は12.3%でありました。その後年々改善がされまして、平成26年度については2.8%と、今までになく少ない数字になっているかと思うのですが、これの改善された理由と要因ですか、この実質公債比率については3年間の平均をとって毎年報告するような形になっているかと思ひますので、今後の見通しについてお聞ひしたいというふうにおもひます。

それと、歳入関係なのですが、39ページの不納欠損額についてであります。一般会計の不納欠損額ということで約210万円です。前年度に比べまして約940万円の減ということになります。担当課の努力等もあるかと思ひますが、特に減少した項目とその要因といひますかについて、お伺ひしたいというふうにおもひます。

それと、歳出の関係なのですが、48ページです。目6交通安全対策費、節15工事請負費ということで、関連しまして成果報告書の5ページです。ここでは照明灯というふうにな称もかえてきているようなのですが、以前の防犯灯だと思ひますが、これの新設ということで23基の新設のようです。これ町内全域ということになるかと思うのですが、主にどういったところに新設したのか、わかりましたらお聞ひしたいというふうにおもひます。

それと、成果報告書の13ページなのですが、農林産業費の林道開設、林道浦山線の開設工事についてありますが、26年度約602万円、距離にして108メートルの開設工事を行ったということなのですが、上武林道までの車で開通といひますか、供用できるような開設が行われるのはいつごろ、あと何年ぐらいかかるのか、この点と、また26年度の工事箇所におきまして崩落の状況が見受けられております。こうした現場が、設計のミスなのか、それとも工事のミスなのか、どういった理由でこういった現象が出ているのか、この点についてお聞ひしたいと思ひます。

それと、90ページになります。

○議長（四方田　実議員）　　決算書のほう。

○12番（内海勝男議員）　　決算書ですよ、90ページですから。

○議長（四方田　実議員）　　今成果報告だったから。

○12番（内海勝男議員）　　目3観光費、節15工事請負費約517万円の内訳についてお聞ひしたいと思ひます。

それと、同じ90ページです。同じ観光費の節19です。負補交のところで道の駅観光トイレ新設工事補助金ということで2,000万円ということなのですが、昨日の町長挨拶の中でも触れられておりましたが、観光トイレといひますか、道の駅のトイレを新築した関係で、大型バスの乗り入れも多くなって、客数、売り上げなど順調にふえていると、こういったことが地域活性化につながるということのような、挨拶の中

で触れられていたかというふうに思います。大変成果が目に見えてあらわれているのではないかなというふうに私も思います。

そこで、関連するのですが、今年度道の駅の両脇の町道、これ大規模な改修を予定しております。予算化もされているわけなのですが、これいつごろ実施する予定なのか。というのは、これからだってもう秋の行楽シーズンに入りますし、そうなりますと車両の出入りも多く予想されますので、その関係やら。

もう一点は、駐車場内の排水路、観光トイレをつくったときに、その排水路が自然流下とといいますか、そういった状況で、集水ますから雨が降ると全てあふれて進入路のほうへ流れて、流れ出してしまっています。これ冬場になりますと大変凍結したり危険ですし、そうなりますと大変時期が難しくなるかなと思うのですが、いずれにしても排水路の関係をどのように検討されているのか、また工事予定をいつごろ予定しているのか、関連になりますが、お聞きしたいというふうに思います。

それと、94ページになります。目2道路維持費、節13委託料、道路ストック総点検業務委託料ということで167万円ということになっています。町道の路面の状態の調査なり、修繕箇所の抽出なり、簡易な応急措置の実施ということでこれが予算化されたかというふうに思います。具体的にどこに委託されて、実際調査した結果、修繕が必要だと、そういったことで簡易な応急措置も行っているのか、また調査結果についてどのように修繕等対応をしてきたのか、しようとしているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

100ページになります。目4災害対策費、節15工事請負費なのですが、毎回同じような質問で申しわけないのですが、繰越明許費が1,480万円ということで、この繰越明許については防災行政無線の今年度への繰越額というふうに理解しまして、昨日の林議員からの質問の中で子局の整備について、場所も含めて総務課長のほうから答弁いただきましたので、それについては理解しまして。ただ、平成26年度工事請負費707万円ということで、これについても防災行政無線の子局の増設ということで説明がされております。具体的にどういったところに子局を整備したのか。

104ページになります。項1教育総務費、目2事務局費、13委託料、この中で、備考欄で幼稚園、学校施設、非構造部材耐震点検調査業務委託料ということで、約212万円ということになっています。委託したということです。これの非構造部材耐震点検調査、これはどういった調査だったのか。具体的に幼稚園なり学校のどういったところを調査したのか。この調査結果というのはどういうふうに報告がされているのか。

とりあえず質問は以上です。

○議長（四方田 実議員） それでは、総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。実質公債比率が年々下がっておるが、その改善の理由についてご回答申し上げます。

平成26年度の実質公債比率で見ますと、準元利償還金、これは一部事務組合等に対する繰出金のうち当該組合の元利償還金に充当されたとみなされるものになりますが、これが779万2,000円の減となっております。それともう一つ、減少した理由の一つが標準財政規模、これがマイナス1,179万5,000円となっております。この2点が下がったことにより、平成26年の実質公債比率は下がった要因となっております。

それから、年々下がっている理由につきましては、今まで借り入れておりました公債費のうち、利息の高いもの等の償還が終わったこと、これらが考えられます。

それから、今後の望みといたしましては、やはり借り入れは極力少なくすること、それから借り入れる

場合には地方交付税措置があるものを積極的活用し、有利なものを選択して借り入れるように努めてまいります。

次に、48ページ、15工事改良費の2,110万2,789円、工事場所はどこかというご質問でございますが、防犯灯の新設工事、23基ございます。これは主に……町内全域にまたがっておりまして、今ここで見る限り……

〔「大きく地区別でもいいです」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） はい。野巻、金沢、みずほ区、下原区、戦場・土京区、親鼻区、根岸区、下大浜区、下原区、金崎区でございます。

次に、100ページ、防災行政無線、平成26年度、707万円は何かというご質問ですが、26年度のこの707万円につきましては、工事契約約款の関係で前払金ができるとされておる関係から払いました前払金707円でございますので、きのう答弁をいたしました工事の内容と同でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 不納欠損処分につきましてご説明させていただきます。

29ページ下段でございます。不納欠損額、一般会計としまして総額で210万6,573円でございます。

お戻りいただきまして、15ページをごらんいただきます。ここには町税の不納欠損につきまして掲載がございます。町税、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税につきまして合計をいたしまして、平成26年度109万6,573円の不納欠損処分をさせていただきました。平成25年度につきましては1,150万7,564円ということで、昨年度に対比をいたしまして960万円ほど減となっております。

その内容の理由としましては、平成25年度の時期における不納欠損でございますが、固定資産税の不納欠損が何とも大きい金額を占めておりました。地方税法第15条の7第1項該当の第1号ですか、無財産ということで、既に抵当権等が設定され、換価をされた場合でも町のほうに入ってくる金額がほとんどないということで、執行停止処分をさせていただきました。それで、3年を経過して不納欠損処分とさせていただいた内容でございます。それが744万1,460円、大きな減となっている要因かと思えます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、主要な施策成果の報告書のほうの13ページ、林道開設、林道浦山線の開設工事の関係でございますが、まず26年度で実施した事業の内容ですが、のり面保護工が14.8平米、簡易補強土壁工115.6平米が主なものでございまして、一部のり面が崩れたということについては設計並びに工事によるミスではございませんので、実際のり面を工作物等を使用しないで切り土による開設ということで、その後のりを切った上側の表土が雨等によって崩れたという内容でございます。この崩れた箇所工事も含めて今年度が最終になりますが、26年度に実施した区間で、27年度については主にその崩れた箇所のモルタルの吹きつけ工が578.8平米、あとU字溝の敷設が57メートル、あと安全施設工でガードレールが255メートル、カーブミラーの設置が3基という内容でございます。開設は、今年度で上側の上武基幹林道、現在も抜けているのですが、その箇所は今申し上げた工事によりまして今年度に完了という内容でございます。

あと、トイレのほうなのですが、決算書のページで申し上げますと91ページ、中ほどの19節負補交の中で説明欄、備考欄に中ほどにあります。道の駅みなのトイレ新築工事補助金2,000万円でございます。

れども、この内容については……

○12番（内海勝男議員） 内容については理解しています。ただ、今年度、両脇の町道の大改修を予定していますが、それがいつごろなのかということと、排水路の関係、どういうふうに検討されているのかということで質問したので、建設課のほうになるか……

○産業観光課長（村田晴保） そうですね。私のほうは以上です。申しわけございません。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、道の駅みななの道路の改良工事でございますが、いつ実施するかということでございますが、あちらの町道、皆野230号線、231号線になります。現在まさに直営で測量している段階でございますが、担当職員のほうで図面を描き始めたところでございます。このため、発注計画の中でも観光シーズンを、秋の行楽シーズンを終わってから発注ということで担当のほうで考えているということで報告を受けております。

また、排水路につきましては、あくまで町道の排水は路面に降った雨水の排水を考えておりますので、いわゆる容量といいますか、キャパシティーといいますか、それがトイレのところにある大きい集水ますをつないだときに、逆に道路にあふれるような形になりかねないことも考えられますので、今後研究してまいりたいと思います。ここで排水溝をそのままつなぐということはまだお答えできない状態であります。

続いて、ページ94、上段、目2道路維持費、節13委託料、道路ストック総点検についての問い合わせでございますが、こちらにつきましては、道路法等の一部改正に伴いまして、道路管理者の責任において道路の点検を実施することになりました。このため、町では道路舗装の点検調査については幹線道路である1級、2級町道を調査対象として、また近年切削オーバーレイといいまして、JA皆野のアグリホールの前あたりをやった舗装なのですが、切削オーバーレイを実施した路線や山間部の未舗装の路線を除いて実施を行いました。請負者につきましては特殊な機械を持っているということで、いわゆる秩父郡市内の業者さんは指名にはなかったのですが、ニチレキ株式会社埼玉営業所、こちらの請負でございます。これ路面のたわみですとかひび、クラックの状態を調べまして、道路の保全、道路構造物の保全、予防に役立てる調査でございます。

今後のこの生かし方でございますけれども、このデータをもとに、町道金沢1号線、出牛から採石場に向かう道路でございますが、この道路が傷んでいるということが明らかになっております。また、皆野のちょうど役場の前の町道皆野13号線、こちらについても傷みが激しいということで、計画的に今後舗装の修繕を行ってまいります。その他小規模な修繕、簡易な応急措置につきましては町のほうでその都度対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） それでは、非構造部材耐震点検ということで説明申し上げます。

これ以前耐震化が皆野町の小中学校、幼稚園を含めて全部終わっているわけですが、さらに子供たちの安心安全を守るために、建物の構造体以外のものについて落下防止のための点検を行う。業者は丸岡設計さんをお願いしたわけですが、例えば天井、本体以外ですから天井とか、あるいは照明、窓、ガラス、外壁、設備、早く言えばロッカーだとか、テレビだとか、そういうふうなものを全て落下防止の点検をしました。その結果、それぞれの箇所からA、B、Cの3段階について検査結果を出していた

だいて、Cになると、もしそれを改善するならこのぐらいかかりますよというふうな予算見積もりまでつけてもらって、報告書が上がってきている状況です。どうしてもこれで危険だ、そういうところについては早急にまた対応しなくてはならない、そんなふうに思っています。

○議長（四方田 実議員） では、再質問をお願いします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） もう一点だけです。産観の課長になろうかと思うのですが、90ページの観光費の節15工事請負費、この内訳。まだ、答弁いただいていない。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 大変失礼しました。

右側のページで91ページ上側、15工事請負費、517万7,710円、この内訳でございます。決算書の233ページをごらんください。233ページの最下段ですが、商工費の観光費517万7,710円、この内訳でございますが、一つは道の駅にカーブミラーの設置工事9万1,800円、それと次に道の駅の建物内でございますインフォメーションのところなのですが、そこに壁にパネルを展示しております。そのパネルの枠の取り付け工事ということで13万7,400円、同じく道の駅の関係で、次世代自動車充電インフラ整備ということで、この工事が449万2,800円、あと観光トイレ、高松峠の観光トイレの修繕としまして24万7,000円、あとは野巻の棕神社内でございます観光トイレの修繕ということで20万8,710円という内容でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点か再質問させていただきたいと思うのですが、今答弁いただきました工事請負費の内訳の関係なのですが、昨年の当初予算の中では、例えば土京溪谷の植栽の関係やら、またその後の一般質問だったか、その以前の質問だったかわからないのですが、道の駅から土京溪谷までの案内板というか、その設置とか、それも行っていきたいという、たしか前の産観の課長の答弁がされていたかと思うのですが、いずれにしても26年度、実際もう土京溪谷のところ植栽がされています。その植栽はどこに入っているのか。業者とかそういうのを頼まないで、恐らく職員でやったというような話も聞いていますので。いずれにしても、その関係お聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 決算書で申し上げますと89ページをごらんください。

最下段のほうになります。13節委託料、備考欄のほうで2行目になります。施設管理委託料135万2,802円、このうち土京溪谷に要しました植栽の伐採、また植栽についての内容ですが、ヤマモミジ11本、ソメイヨシノ1本、ヤマブキ15本、計27本の植栽をいたしまして、それに係る全体の事業費が56万1,600円ということになります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

26年度の予算の中には入っていなかったと思うのですが、いずれにしてもそういったことで土京溪谷の整備も手をかけていただいていますので、今後の課題としまして、道の駅からの案内板なり、そういったところをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後になりますが、この非構造部材耐震点検調査、調査結果については報告がされているということな

のですが、具体的に今年度に入りまして皆野小学校の天井の落下問題がございました。こういったところについてもちゃんと調査がされたのか、ここについては何の指摘もなかったのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 軒天の落下については特に指摘はありませんでした。それこそ突然ということ。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） だけれども、そのところは点検調査を行ったということになるのでしょうか、いずれにしても事故の原因といいますか、風雨等に、また地震等によって、落下の要因だということは、たしか6月の議会だったと思いますが、そういった説明もされているかと思います。そういうことになりますと、この委託自体不備があったのではないかなというふうに私は思うのですが、その辺の見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今内海議員さんからおっしゃっていただきました。改めてよくこれを精査して、またしかるところと相談していきたい、そんなふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1点訂正をさせていただきます。

決算書100ページ、工事請負費の中の707万8,080円、これ前払金ですと説明をいたしました。このうち前払金は705万円、残りの2万8,080円が戸別受信機の撤去工事費でございます。訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。



◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第2、認定第2号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1点だけ。成果報告書の中で、特別会計では国民健康保険特別会計が歳入歳出いづれも減と。これは、減というのは前年度と比較して減ということだと思います。国民健康保険特別会計は平成20年度以来の前年度比減となりましたということで、20年度以降は年々ふえてきて、たまたまといえますか、26年度については25年度と比較して減というふうに理解しているのですが、この減少した要因についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 12番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

主な減の要因ということでございますけれども、被保険者数の減少によるところが多いかと思えます。ちなみに、被保険者数ですけれども、平成26年の4月1日現在、3,209人、平成27年の4月1日が3,058人でございます。なお、医療費につきましては、糖尿病等、大変医療費が高額なものもございますので、その年によってもどうしても変動が大きいかと思えます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第3、認定第3号 平成26年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。



◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第4、認定第4号 平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上で、認定第1号から認定第4号までの4議案について審議を終了いたしました。

田島代表監査委員におかれましては、ご苦勞いただき、まことにありがとうございました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時02分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（山口喜一郎） 先ほど内海議員さんから非構造部材の耐震点検について質問をいただきまして、検査の結果についてどうだろうかというお話をいただきました。その結果、早速調べさせていただきます。追加させていただきます。

検査のほうは平成26年10月7日に実施しています。約1年前です。外壁も点検したわけですがけれども、目視のために、高所はたわみ、外れがない限り指摘はしない、足場が組んでいないのでということでした。

したがって、これからは3年に1遍ずつあるような建築物定期検査あるいは建築物設備定期検査などを検討していきたい、そんなふうを考えているところです。

以上、追加させていただきます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員、よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） はい、よろしいですか。

それでは、認定第1号から認定第4号までの4議案について審議を終了いたします。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第5、議案第24号 皆野町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 皆野町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等その他組織を設置したいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 議案第24号 皆野町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について内容をご説明申し上げます。

本議案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、教育委員会の附属機関として皆野町いじめ問題対策連絡協議会及び皆野町いじめ問題専門委員会を、また町長部局の附属機関として皆野町いじめ問題調査委員会を設置するため条例制定したいというものです。

内容でございますが、議案第1ページの目次からごらんいただきたいと思います。第1章から5章までの章立てになっております。第1章は総則、第2章が皆野町いじめ問題対策連絡協議会、第3章が皆野町いじめ問題専門委員会、第4章が皆野町いじめ問題調査委員会、第5章が雑則でございます。

まず、第1章の総則、第1条の趣旨でございますが、この条例はいじめ防止対策推進法の規定に基づき、皆野町いじめ問題対策連絡協議会、皆野町いじめ問題専門委員会及び皆野町いじめ問題調査委員会の設置に関して必要事項を定めるというものでございます。

次の第2章の皆野町いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ問題に関係する機関及び団体がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処についての情報を共有し、連携を深めることを目的として設置する

ものでございます。第2条は連絡協議会の設置を、第3条は協議事項、第4条は構成団体等、第5条は委員の任期、第6条は会長及び副会長の選出及び職務等、第7条は会議の招集、出席要請、公開、第8条は委員の守秘義務、第9条は庶務を規定しております。

次に、2ページ中段でございますが、第3章の皆野町いじめ問題専門委員会は、教育委員会と皆野町いじめ問題対策連絡協議会等の円滑な連携のもとに、専門的な知識、経験者等によるいじめ防止等の実効的な対策、協議を行うこと及びいじめに係る重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするために調査を行うことの2つを目的として設置するものでございます。第10条は専門委員会の設置を、第11条は所掌事務、第12条は組織及び委嘱、第13条は臨時委員の委嘱、任期等、第14条は委員長及び副委員長の選出、職務等、第15条は会議の招集、議決、公開等、第16条は委員及び臨時委員の守秘義務、第17条は庶務、第18条は委員の任期を規定しております。

次に、3ページ下段でございますが、第4章の皆野町いじめ問題調査委員会は、いじめに係る重大事態が発生した場合に、教育委員会から調査結果の報告を受けた町長が、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の防止のために再度調査を必要とすると認めた場合に調査を行うことを目的として設置するものでございます。第19条は調査委員会の設置を、第20条は所掌事務、第21条は組織及び委嘱、第22条は委員の任期、第23条は委員長及び副委員長の選出、職務等、第24条は会議の招集、議決、非公開、第25条は委員の守秘義務、第26条は庶務を規定しております。

そして、4ページ下段でございますが、第5章の雑則、第27条は委任事項でございますが、この条例で定めるもの以外で連絡協議会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が、調査委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定めると規定しているものでございます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

なお、皆野町いじめ防止等のための基本的な方針の概要を添付いたしましたので、参考にしていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3つの組織ができるわけですが、第2章の皆野町いじめ問題対策連絡協議会、これにはそれを構成する人数、「必要と認める者をもって構成する」とありますが、おおよそ何名ぐらいを。ほかのところの2つの組織は何名というふうに位置づけられていますけれども、ないので、何名でしょうか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） いじめ防止等に関する機関及び団体に属する者で、教育委員会が必要と認める者で、特に定数は規定ありませんが、皆野町としては今のところ13人程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 関連しまして、第4条の関係なのですが、構成人員は13人程度ということで答弁がされたのですが、ここにある「学校教育関係者」、また「いじめ防止等に関する機関及び団体に属する者で」ということで規定されていますが、具体的にどういったことを考えているのか。

それと、2ページの第12条です。「専門委員会は、委員7人以内で組織する」ということになっている

のですが、第18条で「第5条の規定は専門委員会について準用する」ということでありますので、これは常設の委員会というふうに理解してよろしいのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 学校教育関係者ですが、校長先生とか教頭先生、または生徒指導主任、さわやか相談員等を考えております。

それから、18条の準用ということでございますが、18条の準用で委員の任期を規定しております。第3章におきましては臨時委員という者もおりますので、通常の委員の場合、常設という形で任期を規定しております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 関係機関の団体というのは。

○教育次長（高橋 修） 失礼しました。いじめ防止等の関係機関ですか。済みません。

いじめ防止等の関係機関については、児童相談所とかソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、そういうものを考えております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員、よろしいですか。

○12番（内海勝男議員） いいです。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 3つの委員会ができるわけですけども、7人、7人、それから最初の協議会が13人とする、それだけで30人弱の人数になるわけですが、これはダブることは可能なわけですか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 連絡協議会と専門委員会、こちらについては重複することも可能でございますが、いじめ問題調査委員会のほうは専門委員会のほうで調査した結果を町長に報告、町長が必要と認める場合設置するものでございますので、調査委員会のほうについては専門委員会とはダブらないという形になると思います。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の答弁だと、調査委員会は町長が、それはそのとおりなのですが、町長が招集というか、諮問に応じてつくるといことなのですが、そうすると常設にならないわけですか。常設ではないということですね。わかりました。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1点落としてしまったので、よろしいでしょうか。

第4条の関係なのですが、連絡協議会の委員については誰が委嘱するのか、この点ちょっと落としてしまったので、よろしくお願ひします。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） ご質問にお答えします。

第4条については構成委員となりますので、委嘱は考えておりません。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 一般的には町長なり教育長なりが委嘱するということになると思うのですが、では誰が選任して。普通はいろいろな委員会なり、協議会なり、そういった場合には委嘱しているのでは

ないかな。ましてこういった問題については大事な協議会でありますので、責任ある方がやっぱりきちんと委嘱する必要があるかと思いますが、町長、この辺ありましたら。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） これは、最初のこの協議会については教育長が任命すべきだと私は思います。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 協議会だの、委員会だの、調査委員会だの、いろいろつくるみたいですが、実際のいじめをこの中のどこの段階で解決していくのか、それを指導なりして、いじめそのものが解決されるのか。いじめというのを解決するのが大事で、協議会を一生懸命つくるのはそんなに。法律ができれば、それにのっとって条例ができればやらしてもらえばいいのだと思うのですけれども、根本であるいじめをどの段階で未然に防ぐ方向に持っていけるのか、この委員会のどこがそれを、当初の重大な役を担えるのか、その辺の期待的なものをお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） いじめが起きたか起きないかというのは、まず学校です。学校にも同じような組織をつくることになっていきます、学校内に。そこで、いじめがあったかどうかという把握をして、そしてそこで対策を考えて、そして手当てをするわけです。それを、いじめがあった場合には教育委員会に報告してもらいます。報告の中でこれは教育委員会も必要だなというときに、この対策連絡協議会が動きます。それをさらに、それでもまだ非常に不幸な状態になったとき、そのときは改めていじめ問題専門委員会。だから、対策連絡協議会ではここでもいじめを防止のためにはやります。それで、さらにそれが重大で、一番最後のかわいそうな状態になったときには、町長がこの問題調査委員会を開いて、教育委員会の調査では不十分だ、もう少し詳しく絶対……詳しく調査をするというので町長がつくってくる、そういう形になっています。だから、もう既に学校の段階でも防止のために。ふだんからもういじめはよくないよというのは、きのう道徳の問題も出ましたけれども、あるいは生活指導の中でもやっています。もし俺いじめられたよということが出た場合に即動き出す。それで、教育委員会とは別に、町長部局のほうでも調査しますよという、そういうシステムなのです。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） そのような組織が機能しないで解決できる、そのような皆野町です。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 小杉議員さん、全くそのとおりだと思います。これは、実は大津のほうで起きた事件で教育委員会がぐずぐずしていたから、市長が出ていって、調査委員会をつくってやるべや、それがもとで。それを一番最悪の事態を想定したシステムになっています。

○議長（四方田 実議員） 7 番、新井康夫議員。

○7 番（新井康夫議員） 一番最後のところの参考、このフローというか、この流れの中で、今教育長は不幸にしてとかいろいろ言われましたが、仮に不幸にして大問題となったと、いじめにおいて。その場合、最終的な責任者はどなたになるのか。要するに保護者が学校のほうの対応が悪かったと、未然に防げたのではないかということで、多分裁判とか、そういう形になるわけですね。そのとき当事者側、要するに

学校側の責任者というか、これはどなたになるか。教育長なのか、町長なのか、学校の校長なのか、その辺はどのような捉え方をしているのかお聞きします。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 裁判上の責任者は、多くは学校設置者という、そういうふうな言葉で言われているようです。ということは、設置者というのは市町村長になってくる。でも、その前に、いろんなところで責任はどこにあるかと裁判のときは、多くは担任とか校長とか教育長、そういうところが名前が出てくるようだけれども、私はそれぞれが責任あると思っています。直接の指導をしていただく先生にも落ち度があるかもしれません。それを監督する校長にも、さらにそれを監督する教育長にも。特に今回からは、これからは教育委員会制度で委員長がなくなって、教育長が全責任を持つようになりますので、その辺のところは教育長のところにも大きな責任があるのではないかな、そんなふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） これは、責任問題ということの中に賠償責任等も当然出てくるわけです。そうすると、その賠償責任に対して当然皆野町ですと町、そして町長ということになると思うのです。今度の制度からは教育長も町長のほうの任命ということになりますので、特に町長の責任、これがより強くなるということになると思います。権限も強くなりますけれども、責任も強くなると、そういうことだと思えますが。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第6、議案第25号 皆野町学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第25号 皆野町学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制

定について、提案理由の説明を申し上げます。

旧金沢小学校の財産処分に伴い、補助金相当額の基金積み立てが必要となるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 議案第25号 皆野町学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

本議案は、旧金沢小学校施設の補助金等に係る財産処分に伴い、貸与額に係る補助金相当額の積み立てが必要となるため、基金条例を制定したいというものでございます。

内容でございますが、議案2枚目の制定条例をごらん願います。第1条は、設置の目的でございます。皆野町の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、皆野町学校教育施設整備基金を設置するものでございます。

第2条は積み立てで、基金に積み立てる金額でございますが、一般会計予算で定める額を積み立てるというものでございます。なお、一般会計予算で定める金額は、次ページ、別紙の年度ごとの期間積立額でございます。

第3条は、基金の管理でございます。基金の管理につきましては、第3条に定めましたように、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法で管理するというところでございます。また、第2項は、必要により最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるという規定でございます。

第4条は、運用益金の処理でございます。基金から生ずる収益を一般会計予算に計上いたしまして、この目的のために使用するというところでございます。

第5条は、繰りかえ運用でございます。町長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰り戻しの方法や期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用できるという規定でございます。

第6条は、基金の処分でございます。基金を処分する場合は、学校教育施設を整備するための資金以外に処分ができないという規定でございます。

第7条は委任事項でございます。この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるというところでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 2点ちょっとお聞きしたいのですが、まず1つは、今の条文読んでもらいましたがけれども、第3条の2号、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」と、運用できるということかと思うのですが、これ運用はうまくいけば多少なりともふえますが、運用の失敗の責任というのは、これどうなるわけでしょうか。

それから、これ説明の中にも出てきたように金沢小学校に関する事柄ですから、きのうの町長の挨拶に

あったように金沢小学校を建物、グラウンド等を含めて賃貸借といたしますか、貸し出すというお話がありました。その件についての条例だと思っておりますが、貸し出し条件等を、関連ですから、内容をこの際公開していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（玉谷泰典） 10番、林議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

基金に属する現金については、金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならないと、また2項におきまして、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとなっております。この有価証券の出納及び保管については会計管理者の職務となっております。したがって、最も確実有利な方法により保管をするということを基本にして対応することになるわけですが、この責任については、責任の所在については……

〔何事か言う人あり〕

○会計管理者兼会計課長（玉谷泰典） 職務について会計管理者になっているわけですが、会計管理者も町の補助機関になりますので、最終的な責任は町になるかと思えます。

〔「もっとはっきり言ったほうがいいんじゃない」「町長でしょう」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 答弁それでいい。

○10番（林 豊議員） いやいや。ほかの答弁、もう一つの件。

○議長（四方田 実議員） 有価証券の損したときだということ。

○10番（林 豊議員） 再質問しますけれども。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

賃貸借契約の条件等でございますが、賃貸借の期間が平成27年9月1日から平成32年8月31日まで、賃貸借料は年額120万円、使用の目的につきましては、本物件を通所介護事業の目的に使用することとしております。貸し出す物件につきましては、1、旧金沢小学校の校舎、同屋外運動場、同屋内運動場、同水泳プール、同旧特別教室、同倉庫、これはコンクリートブロックづくり平家建て、同外便所、同貸借物件所在地に在する附属施設を含むというものでございます。

契約の中で、特に地域住民の施設利用ということを明記をさせていただきまして、先ほど申し上げました賃貸借物件の中で、地域住民からの施設の利用の申し出があった場合には、特段の事情がない限り、その利用を認めていただくこと。

次に、この契約の締結以前から地域住民に対して利用を認めていた倉庫については、本契約締結後も引き続き地域住民にその利用を認めるというものを明記をしております。

以上です。

〔「もう一回年数だけ、何年か」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 賃貸借期間ですが、平成27年9月1日から平成32年8月31日まで。本契約の締結は、9月1日付で締結をしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 先ほどの10番議員さんの基金の管理の責任はというようなお尋ねでございますが、

ご存じのように町には幾つもの基金がございます。その管理につきましては最も安全、有利な方法で会計管理者の責任と裁量によって管理しているというものと私は認識しております。

以上であります。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 運用ですから、必ずふえる、ふえないことも多いです、場合によってはマイナスが出ることも全くないことではないはずなのです。もちろんそれを想定しているのではないかなと思うのですけれども、そうなった場合の責任はどのようなのですかと言ったわけなのです。

今の副町長の答弁ですと、運用した結果、万が一マイナスになると会計管理者の責任ということですが、では会計管理者が自腹を切って埋めなければいけないということになるのでしょうか。それだと、ちょっと会計管理者の責任はすごく重大なことになり過ぎるのではないかと思います。運用することがいけないとは言いませんけれども、その辺は今までの部分を含めてどのようなのでしょうか。まず、その件どうですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 先ほど申したとおり、私はそう認識しておりますが、その法的な内容についてよく精査します。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） では、その件については事態が起こってからばたばたすることは多少あるかもしれませんが、お任せをいたしましょう。

次の件の貸借契約については地元対策等もしておるようですし、大変行き届いているのかなと。10万円というのが高いか安いかというのは非常に微妙なところですが、納得できる内容ではあるかなと。ただ、あと2点ばかりちょっとあるのですけれども、当然これ施設には手が入るかと思うのですが、その改造費、改築なのですかね、その改造費と、それから万が一これ、一応5年契約ですが、契約を何らかの形で解除する場合に、原状回復の費用、それについてはどのようにになっているか。それから、もう一つは、今9月1日に締結いたしましたと言いますが、この条例が通る前に締結してしまっているものかどうか。つまり、まだこれ教育委員会所管のものが、町のほうが先にやってしまったというのでいいのですかということをお聞きします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 契約を先にしたことが問題があるかというご質問だと思いますが、特に支障はないというふうに考えて、9月1日付で締結をしたものでございます。

〔「それだけじゃないでしょう、その前段」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 失礼しました。原状回復につきまして、本契約を解除しようとするときは、その3カ月までに書面をもって相手方に通知をする。明け渡しとしては、これは借り方が搬入した全ての設備、物品等の搬出、本物件内外の清掃及びごみ、汚物等の撤去、退去に伴う電気、水道料の使用料の清算手続及び鍵の返却を借り方がするという条項を盛り込んでおります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の答弁の中に改造費、これから使うに当たっていろんな形で附帯施設等をつけるかと思いますが、それは撤去できないものも含めてになると思うのですが、その改造費用と、そうした

場合の明け渡しの場合のその部分についての事柄はどうなのでしょう。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 改造費につきましては借り方の負担でございます。改造した部分について、返すときに現況復帰ということで撤去するについては借り方の費用負担になるかと思えます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の件について、それが当たり前といえば常識的なことですから、確認だけしたわけですけれども、いいと思えますが。

貸借契約を、でもこれは、この条例なり、またあとの条例なりが決まる前にやってしまうのは大丈夫なことなのですか。必ずしも、というよりも、決していいことではないと思うのですが、総務課長がそれでいいのだというふうに言い切ったようですけれども、後々いろんな形で支障の出ないようにしてもらえばいいのですけれども、ちょっとやっぱり書類上変な形になりますから。教育長、いかがですか。実務的に問題がないのであれば、日付は合わせるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今林議員さんが質問していただいている契約の日と基金の積み立ての関係ですけれども、文部科学省のほうから直接通知が来まして、処分の日から1年以内に基金は積み立てればいい、そういうふうな通知が来ていますので。

それと、もう一つ申しわけないのですけれども、第3条の2の2行目のところが「ころができる」ではなくて「ことができる」に、打ち間違いで申しわけないのですけれども、訂正させていただきたいと思えます。

○議長（四方田 実議員） いいですか。

○10番（林 豊議員） はい、わかりました。この25号についてはわかりました。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 2つ質問します。

私は、金沢小学校の利用を質問でも取り上げてきまして、今回こういうふうに金沢小学校が使ってもらえる相手が決まって本当によかったと思っています。地域の人も本当に喜んでいるということです。それで、今答弁を聞きますと、学校をそっくり貸すということですね。そうすると、地域の人で心配していたのは、きれいなツツジの管理、それから校庭の草取りなどが、地域の人でみんなで行っていたのですけれども、こうしたことも相手の方にやってもらえるのか。

それからもう一つ、この金沢小学校は緊急避難所になっていたということですが、今後はどうするのですかという2つの質問をします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

敷地内の管理でございますが、借り方に町はこういう管理をしておりましたということで一覧を渡してございます。ですから、地元の方で引き続きまたご協力をいただけるのであれば、同じような形でぜひご協力をお願いしたいと思います。

それと、避難所の件ですが、常山議員おっしゃるとおり指定をされております。今回地域防災計画を見直しておりますので、その際に改めて金沢地域の避難所について定めていく予定でおりますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 地元の特に金沢地域は、私の聞くところでは本当にみんなで地域を盛り上げるために一生懸命やっているし、そういう面ではこれからも率先していろいろ手伝っていただく方もあると思いますが、ぜひそういうことも相手の方にしっかりと伝えておいてもらいたいのと、それから緊急避難所になっているということで、これから見直すということでは、ではその間はどのようにするのか。何か今すぐこの1カ月、2カ月ではないですけども、緊急になった場合どうするのか、とても心配です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 最寄りの、少し遠くはなりますけれども、わく・ワクセンターですとか、日野沢の避難所と合同といいたいでしょうか、あわせて避難を考えていただければと考えております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ちょっと遠いような気もしますけれども、早急に町のほうも考えていっていただきたいと思います。

それと、さっきちょっと言い忘れたのですけれども、本当にそっくり校庭も貸してしまうわけですが、グラウンドゴルフをやっている方とか、ではどうするのか、これからという、その許可というのは清水病院になるわけですが、そうするとわざわざ、どこまで私たちは許可をもらいに行けばいいのという素朴な質問があるのですけれども、町に出てきて本部のほうでやるのか、それともその今度の金沢小学校のところで事務所でやるのか、その辺細かいことですが、お願いします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

確かに利用される方からすれば、どこで借りられるか、遠くまで行って借りるのよりも近場で借りられたほうが、それはよろしいかと思えます。ただ、今ここで貸し方の意見を無視しましてどちらにということとは言えませんので……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） ええ。それでは、旧金沢小学校のほうで借りられるように努力をいたします。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） ところで、この契約をしたと、9月1日付で賃貸借契約したということですが、契約当事者はどなたとどなたになるのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員さんの質問にお答えいたします。

甲、賃貸人、皆野町長、乙、賃借人、医療法人彩清会清水病院理事長、清水ヨシナガ。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 契約者についてはわかりました。

それと、もう一つ、その契約上の問題で参考までに聞かせてもらいたいのですが、解約条項、当然相手が不誠実な対応をとったとき等解約等、あるいは計画を実施しなかったとき、いろいろな問題があると思うのですが、どのような契約の解除条項を設けておりますか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

契約の解約条項といたしまして、借り方が本契約に定める義務を履行しないとき。借り方が第13条に規定する禁止行為をしたとき。13条と申しますのが禁止行為、借り方が次の各号のいずれかに該当することになった場合として、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、強制執行、競売の申し立てまたは租税の滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。②として、破産、会社整理等の手続、申し立てをされたとき。③といたしまして、支払い停止もしくは支払い不能の状況に陥ったときまたは手形、小切手を不渡りにしたとき。前号各号に準ずる不信用な事実があったときとなっております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 解約条項というか解除条項ありますけれども、地域住民との関連性の中でそういうふうな要請が来たと、そういうことはないと思うのですが、例えばこの施設は非常に環境面とか衛生面とかそういうことでいろいろな条件を守らないとか、そういうふうなとき、その環境面あるいは地域住民との関係での解除というのはないのでしょうか。その前に話し合いという形がとられるとは思いますが、それでも。

○議長（四方田 実議員） 最後、3回目。総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

地域住民との関係と申しましょうか、反社会的と認められる行為をした場合については禁止行為になりますので、この反社会的と認められる行為をした場合には解除条項に該当すると考えます。このことのないように、建物の所有者としてしっかり、貸した後も監督といいたいでしょうか、見ていきたいと考えております。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 迷惑施設というものではないので、そういうことはないと思うのですが、地域住民とのことも配慮した賃貸借、これをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 今回旧金沢小学校のこの活用問題、地元でも何かできないものかと大変気にしていたところでございます。今回のようにこういう形で活用していただけるということは非常によいことだと、また一住民として喜んでおります。ただ、先ほど各議員さんからお話があったり、ご質問等もありまして、いろいろ皆様にご心配をいただいているということについて、本当に私感謝しているところなのですが、28号の議案とも関連すると思ひまして、私も遠慮してそのところで思っていました、幾つか確認をお願いをしたいと思ひます。

現在金沢地区におきましては、地域の活性化という形の対応で、先ほどお話も出ていますように、5月にはたたらを愛する会のツツジ祭り、それでこの9月には地区の町民体育大会、また6月には廃品回収等々、体育協会、区長会等でも行っております。このときに、グラウンド等は何としても使わせてもらわなくてはならない施設でございます。また、その中であって、体育館の下に倉庫があるわけですが、その倉庫にはたたらを愛する会の備品、椅子ですとか必要なテント関係だとか、物が保管されております。したがって、先ほどもお話をいただきましたけれども、総務課長から説明いただきましたが、その辺については地元のほうに、金沢地区のほうへ現状のままでお貸しいただくというようなことを強く要望してお願いしたいと思います。

あわせて、先ほど話出ました運動場横の体育小屋、この関係につきましては今までどおり金沢地区のほうへという今ご説明もいただきましたが、現在今まで行っている金沢地区の諸活動がスムーズな形で進行、また推進できますように、町当局の絶大なご配慮をいただく中で、清水病院のほうとの締結の中に織り込んでいただき、その辺のご了解等も重ねていただければとお願いするところでございます。その辺、今となってはお願いだけですが、よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 最後のページに参考と押されて数字が載っています。平成27年度から平成32年度まで合計してみると252万4,804円、この数字の根拠を参考までに教えてください。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育長（山口喜一郎） 小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

財産処分の承認に関しまして、承認書のほうで計算式がついてきているわけなのですが、貸与額が月10万円ですので、年間120万円です。それで、今回校舎のほうが昭和52年に3,141万円の補助を受けております。体育館のほうが昭和60年に3,798万1,000円を受けております。この補助の按分によりまして120万円を分けた場合、校舎のほうが54万3,183円、体育館のほうが65万6,817円となります。これを5年間で貸与しますので、5年をかけて財産処分面積で掛けて、貸与面積で割って、その補助率、補助金の補助率ですが、校舎が3分の1、体育館が2分の1、これを出した数字を足したものが252万4,804円となります。ですから、基金についてはこれ以上の額を積み立てるという形になります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今読み上げてご説明いただいて、そんな感じのかなと思いますけれども、できたら参考ともう一個書いて、その計算式を載っててもらおうと、質問よくわかったかなというところですけども、了解いたしました。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 端的にお聞きするのですが、俺ちょっと聞き漏らしてしまったかもわからないのですが、この教育施設の整備基金の設置する理由です。いろいろ質疑の中で旧金沢小学校の処分といいますが賃貸借にかかわるといことなのですが、こういった条例をつくらなくてはならない、先ほど教育長のほうから、文科省のほうから1年以内に基金を設置しなさいという指導がされているということなのですが、この辺の関係の説明をきちんとやってもらわないと、この設置の理由で学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるためというようなことになっていきますと、今まである基金の、例えば公共施設の整備基金、こういったことで学校施設の整備等については賄えるのではないかなと私は思うのです。だから、何でそこのところをはっきり提案理由で、こうこう、こうで、補助金なり、基金の関係なり、そういう関係から今回この基金を設置しなくてはならないのだとか、そういった説明をきちんとやってもらわないと、本当に理解に苦みます。この点について明快な設置しなくてはならない理由、お聞きしたいというふうに思います。

それと、先ほど若林議員からも地域のコミュニティーの関係も含めて要望が出されております。以前だったと思うのですが、今年度予定しています消防団第4分団の詰所の関係で、コミュニティー的な施設も兼ねたということで若林議員のほうから要望も出されているかと思えます。一つには大きな施設の変更といえますか、旧の金沢小学校はたしか金沢地区の選挙の投票所になっていると思えます。そうなりますと、

今度旧金沢小学校を貸与するということになりますと、そこは投票所にするというわけにはいかないと思いますし、他のところであるかどうかわかりませんが、第4分団の詰所のところにそういった投票所が、投票ができるような施設を考えているかもわかりませんが、そういったところが本当に投票所として適当なのかどうか、この辺の疑問もありますし。そういったことを考えますと、新たなコミセンといいますか、施設を検討すべきではないのかなと私は思うのですが、その辺の考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

今回学校施設を財産処分する際に、この学校施設について、先ほども申し上げましたが、補助金をいただいています。この補助金の処分制限が鉄筋コンクリートなので60年です。校舎については52年ですので、あと22年間、それから体育館のほうが昭和60年の設置なので、あと30年間、この間に施設を有償貸し付けする場合に財産処分をする条件として、公立学校を処分する際に、この教育施設の整備基金をつくらなければいけないという条件になっていますので、その条件に乗っていないと承認がならないということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

旧金沢小学校は選挙第4投票所として使用しております。確かに、貸しますと、こちらが今度は投票所として使うわけにはいきませんので、ことし建設を予定しております第4分団の詰所の車両が2台入ります車庫スペースを使って投票ができればと考えております。これにつきましては、長瀬町が消防団の詰所とコミュニティー施設を複合的に建設をしたものがありまして、それを参考にさせていただいたわけですが、構造的には長瀬町は2階でございますが、1階平家で第4分団は考えております。

それと、1つ訂正をさせていただきたいのですが、先ほど清水病院の理事長を清水ヨシナガというふうに発言をいたしました、正しくは清水良泰でございます。訂正をいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 教育次長の答弁で理解しました。最初にぜひそういった説明の中で肝心なことをやっぱり説明していただければ、私どもも理解しやすくなりますので、今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、第4分団の詰所の車庫スペースを今後投票所等に利用できるようにと答弁がされたかと思うのですが、その場合についてはやっぱり車両を外に出して、そこをスペースを確保して、投票所として考えているのかどうか。そういった場合、冷暖房の関係とか、そういった関係等については問題ないのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

ご指摘のとおり、投票所として使う場合には車両2台を外に出して使用いたします。広さにつきましては、今投票所として使っております旧金沢小学校の教室と同規模の大きさでございます。冷暖房につきましては、エアコン等設置を予定しております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第7、議案第26号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第26号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

社会保障・税番号制度の施行に伴い交付される通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費について、受益者負担の考えから手数料を徴収するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第26号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、平成25年5月31日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、また番号法とも呼ばれておりますこちらの法に基づき、平成27年10月から国民一人一人に個人番号が付番され、平成28年1月から利用が開始されます。社会保障・税番号制度施行後、通知カード、また申請に基づき個人番号カードが交付されます。初回の交付手数料相当経費は国の国庫補助の対象となりますが、紛失等により再交付する場合の手数料相当経費については国庫補助の対象とならないことから、受益者負担の考えにより手数料を徴したいとするものでございます。

議案の後ろ、最後に条例の新旧対照表が添付してございますので、ご参照ください。右側が改正前、左

側が改正後でございます。第1条及び第2条、いずれも手数料徴収条例の改正でございますが、施行期日の関係で別の条になっております。第1条の改正条例は、第2条第1項に第24号として個人番号の通知カードの再交付手数料、1件につき500円を加えるものでございます。第2条の改正条例は、平成27年12月で住民基本台帳カードの交付が終了するため、第2条第1項第22号を削除し、第24号に個人番号カードの再交付手数料、1件につき800円を新たに加えるものでございます。金額につきましては、それぞれの原紙やICカードの購入原価等を考慮したもので、国から示された金額です。

2枚目の改正条例の本文をごらんいただきたいと思っております。当該一部改正条例の附則でございますが、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第26号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 問題の多いと申しますか、非常に今後いろいろな情報の漏えいなり、なりすましの事件なり、そういったことに発展しかねない問題多いマイナンバー法と申しますか、制度と申しますかということであろうかと思っております。そういった中で、個人番号のカードの申請については、当然当面は本人の申請でなければしなくて済むと思うのですけれども、ただ10月1日時点で通知カード、これについては受け取り拒否ができるのかどうか。

それと、この個人番号の通知カードなり番号カードの交付については、最初の時点では、最初と申しますか、1回目は恐らく無料と申しますか、通知番号については強制的に送りつけるというか、そういったことだと思うのですが、よく言われますよね、ただより高いものはないと。結局はこれを利用することによって、高い代償を払うようなことが起きるのではないかなと思うのですが、最初の点についてお聞きしたい。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

個人番号の通知カード、こちらにつきましては10月5日以降、10月の中旬から11月の中旬にかけて簡易書留で送付されるということの連絡を受けております。受け取り拒否について、こちらができるかどうかということについてはちょっと確認がとれていませんので、確認がとれ次第、またご報告させていただきます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） あと、個人番号カード、これは申請した人にもみですよね、最初無料で発行されるということは。その点について。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） お答えいたします。

こちらの通知カードが10月中旬に送付されます。その通知と一緒に個人番号カードの申請書が同封されておりますので、希望者はそちらの申請書に記入し、写真を添付して、同封されております返信用の封筒に入れて申請すると、その当初の申請のみ無料ということで、10年有効期間がありますので、10年後どうなるかというのはまだ未定ということでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 仮に申請して、申請した本人かどうか、その後顔認証システム、これを導入すると、これは全国町村ですか、1,700一斉にやるというような報道もあったのですけれども、そういう流れで顔認証、これをベースとした本人確認でいくわけですか、それを確認いたします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 7番、新井康夫議員さんのご質問にお答えいたします。

個人番号カードができて、カードが役場に届くのですけれども、そちらの受領については役場からご本人のほうに通知をいたします。ご本人が役場にとりに来ていただいたときに本人確認いたしまして、個人番号カード発行するのですけれども、そのときに通知カードと免許証と本人の確認できるものを持参いただいて、本人確認がとれましたら暗証番号等を設定をして交付するという形になります。そのときに申請した写真等と疑義が生じた場合に、顔認証システムを使用するということになります。免許証等の個人番号、本人確認ができるものが間違いなければ、そのシステムは使用はいたしません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） わかりました。もう全て顔認証、これ行くたびにやられるのかなと思ったら、そういうわけではないのですよね。わかりました。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 私きのう一般質問でちょっとマイナンバーを説明いただいたとき、やってみないとなかなかわからない部分があるような気がするということをしたのですけれども、そんな中でまた大体考え得る範囲でちょっと考えてみますと、個人番号通知カードの再交付という、この個人番号通知カードだけでいいという人がとりあえずほとんどいて、その中で1月からですか、800円払うとそれのもうちょっとちゃんとしたものかな、個人番号カードというのが今度は通知カードにかわって発行してもらえろという感じであるとする、800円のこれはなくてもいいわけであって、もともとただ一番最初に来た通知カードを持っていれば、何かのときそれを見て自分の番号が申請できると。何かの書類に転写するのに申請できる。メモっていてもいいのだろうけれども、メモっているとちょっと信用性がないから、この通知カードというのを温存しなければならない感じで進んでいくのかなという気がいたします。そうすると、800円の個人番号カードをなくしてしまったようなとき、個人番号カードの800円を交付いただくよりも、通知カードをまた500円払って通知いただいたのでそういう人は何か足りるような気がするから、そういう感じで捉えていてよろしいでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 1番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

当初の発行手数料は、個人番号カードも無料でございます。

〔それはわかります〕と言う人あり〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 再交付をする場合、お手元に届いてから紛失等されて再交付される場合に、通知カードの再交付は500円、個人番号カードについては800円ということになります。確かに通知カードにも住所、氏名、年齢、性別の4情報と個人番号が記載されておりますので、個人番号カードが手元に届かない、あるいはないときに申請等で必要になった場合には、通知カードと免許証と、恐らく本人を確認する、それがそれぞれの事務担当部署で必要になるかと思っておりますので、それを持って手続をするというこ

とは可能かと思えます。

なお、この通知カードは、住所が変われば、その住所の変更事項を記載したりして、ずっと保管をしていただくものになります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） そのようなことなのかなと今思っていたわけで、そのようなものをこれから実際に手元に届いたりするとだんだん感じがわかってくるので、わかりました。

○議長（四方田 実議員） 2 番、宮前司議員。

○2 番（宮前 司議員） 個人番号カードの交付ということで、先ほど課長のほうから10年というようなことがちょっと聞こえて確認なのですけども、顔写真がつかますけれども、有効期限が10年ということでよろしいのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 2 番、宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど10年と言いましたが、一部訂正させていただきます。20歳以上の方につきましては10年、10回目の誕生日が来るまで、20歳未満の方については容姿が変わりますので5年、5回目の誕生日になります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「はい、議長。反対討論をします」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより討論に入ります。

まず、議案第26号に対する反対討論を許します。

3 番、常山知子議員。

〔3 番 常山知子議員登壇〕

○3 番（常山知子議員） 3 番、常山知子です。議案第26号に対する反対討論をします。

日本年金機構からの年金情報の流出は、国民共通番号、マイナンバー制の危険性を改めて示すことになりました。そして、年金情報流出などはいまだに全貌が明らかになっておらず、対策も明確になっていません。私は、昨年6月議会で、共通番号システムの整備について町に質問をしました。すればするほど、その回答は個人情報の流出のおそれ、サイバー犯罪のおそれ、安全対策をすればするほどコストがかかるという答弁がありました。政府は、来年1月からとりあえず年金や雇用保険などの共通番号から運用する予定です。しかも、まだ施行前にもかかわらず、国民の預貯金や健康診断情報にも拡大する改定案が9月3日成立しました。国民に対しての認知度も低く、多くの国民が制度について不安を持っています。また、生涯変わらぬ番号は非常に危険です。イギリスでは国民の人権を踏みにじる制度だと、2年後には廃止法が成立しました。こうした危険きわまりない制度は中止すべきです。

以上の理由で番号制度に反対ですので、この本条例に対して反対します。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第8、議案第27号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第27号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱い等について定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第27号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案に添付をいたしました参考の新旧対照表をお開きください。新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表の1ページの上段から中段まで、字句の整理でございます。中段下、定義、第2条は、現行の定義第7号の次に第8号から第11号まで4つの定義を新設するものです。第8号に特定個人情報の定義、第9号に情報提供等記録の定義。

2ページに移ります。第10号に保有特定個人情報の定義、第11号に特定個人情報ファイルの定義を加え、現行の第8号を第12号とするものでございます。次の第9条は見出しの改正で、現行の「利用及び提供の制限」を「保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限」に改め、第1項中の「個人情報の利用」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用」に、「個人情報の提供」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の提供」に改めるものでございます。

3 ページに移ります。9 条の 2 は保有特定個人情報の利用の制限の規定を新設するもので、第 1 項で実施機関は特定個人情報取り扱い事務の目的の範囲を超える目的のために保有特定個人情報を利用してはならないとし、ただし書きで生命、身体、財産の保護に必要で本人の同意があるか同意を得ることが困難と認めるときは、実施機関は特定個人情報取り扱い事務の目的の範囲を超える目的のために保有特定個人情報を利用することができるものと規定するものです。

第 2 項は、前項のただし書きの規定による利用は、本人または第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならないとし、第 3 項で第 1 項ただし書き及び前項の規定と関係法令等の規定の適用について規定するものです。

第 4 項は、実施機関は個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報取り扱い事務の目的の範囲を超える目的のため実施機関内部における利用を特定の課等または機関に限るものとする規定でございます。

次の第 9 条の 3 は、特定個人情報の提供の制限の規定を新設するもので、第 1 項は番号法の規定に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないと規定するものでございます。

4 ページに移ります。開示請求、第 13 条第 2 項は、本人にかわって開示請求することができる者について改めるもので、第 1 号は自己に係る保有個人情報の開示請求は未成年者または成年被後見人の法定代理人とし、第 2 号で自己に係る保有個人情報の開示請求は未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人とするものです。次の第 14 条第 2 項は、字句の整理でございます。

5 ページに移ります。開示決定等の期限。第 22 条は開示決定の期限の改正で、保有特定個人情報に係る開示決定にあつては 30 日以内とすることを加えるものです。次の開示請求の事案の移送、第 23 条は、情報提供等記録を除く規定を加えるものでございます。次の保有個人情報の開示の実施、第 25 条は、当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法を加えるものでございます。

6 ページに移ります。訂正請求等、第 26 条第 2 項は、現行の規定に保有特定個人情報を除く規定を加え、第 4 項を新設し、実施機関への措置の請求について、第 1 号は保有特定個人情報が適法に取得されたものでないとき、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、規定等に違反して利用、収集保管または作成された特定個人ファイルに記録されているときは、その情報の利用の停止または消去を請求できると規定し、7 ページに移ります。第 2 号で規定に違反し提供されている情報の提供の停止を規定するものでございます。第 5 項は、現行の第 4 項を第 5 項とし、利用の停止、消去、提供の停止を加えるものでございます。次の訂正請求等の方法、第 27 条第 1 項第 3 号は、字句を加えるものでございます。

次の情報提供等記録の提供先等への通知、第 30 条の 2 を新設し、訂正の請求について訂正を実施した場合に、必要があると認めるときは総務大臣、番号法に規定する情報照会者、情報提供者に対しその旨を通知することを規定するものです。

8 ページに移り、他の制度との調整、第 39 条は、現行の「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く）」に改め、「訂正等」を削り、第 2 項を新設し、本条例は法令等の規定により情報の訂正等の手続が定められている場合については適用しないと規定するものでございます。

改正文の 4 ページに戻ります。附則で、この条例は、番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行し、ただし書きで今回の改正で新設した規定の施行日について、第 1 号で、今回新設をいたしました第 9 条の 2 及び同条の 3 は番号法の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日）からとし、第 2 号で、今回の改正で新設をいたしました第 30 条の 2 は番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行日の

日と定めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） マイナンバー、いろいろこの条例の素案が多く企業のうちにもう回っていたということで、きのう自分が言った高機能の金庫とシュレッダーが、これが必要になるという感じは何となくわかったような気がいたしますが、質問といたしましては、赤ちゃんが産まれます。親が出生届を出します。そのときマイナンバーがその子にも与えられるのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 1 番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

出生届ということで町民生活課のほうからお答えいたしますけれども、出生届が提出され、住民基本台帳が作成されるときに、同時に個人番号が付番されるということになります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） いろいろ難しいことを書いてあるからあれですけども、そうするとその両親が法定代理人という解釈で、両親に通知される形になろうかと思うのですけれども、そんな感じですか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） お答えいたします。

通知カードにつきましては世帯ごとに送付されますので、保護者のところに送付される形かと思えます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「はい、議長」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより討論に入ります。

まず、議案第27号に対する反対討論を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、議案第27号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行いたいと思います。

この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対応するための本議案であります。まず、マイナンバー法とは、先ほど小杉議員から質問が出されておりましたように、赤ちゃんからお年寄りまで全国民に原則生涯変えられない12桁の番号をつけ、また企業、官公庁にも13桁の法人番号を割り当てるものです。そして、マイナンバー制度とは、国民の基本的人権であるプライバシー権を根底から覆し、国民を徹底して管理するなど、多くの問題点を含み、到底賛成はできません。先ほど小杉議員からも言われておりましたが、例えば企業の扶養の関係なり、また源泉徴収票の関係、こういった関係についても、企業が従業員の、当然個人ナンバーなり、また扶養の関係だというと家族の個人番号まで申請する、提出ですか、そういった形になろうかと思うのですが、こういう中

で、企業がセキュリティーといいますか、このシステムの整備を行っているのはことし6月から7月時点でわずか2.8%、こういった状況で、このセキュリティーの設備といいますか、そういったのにもかなりお金もかかるようです。

まず第1に、反対の理由なのですが、国により個人情報が一元管理され、監視監督されるという点であります。個人情報については、氏名、住所、年齢、顔写真、家族構成といった基本的なものに加えて、収入や保有する財産、年金の保険料や年金額、かかった医療機関や医療費の金額、介護保険の保険料やサービスの利用等々、その本人に関するほぼ全ての情報がわかることになります。そして、当面は個人の申請といいますか、強制ではありませんが、情報の活用なり蓄積が進むにつれて、個人番号カードを持たないと生活が成り立たないと、こういった実質的に強制化につながる問題を含んでおります。

第2に、こうした個人情報の流出、漏えいの危険性が拭えないという点であります。実際ITの先進国でありますアメリカの社会保障番号制度や韓国の住民登録制度では、個人情報の漏えいやなりすましによる犯罪が社会問題化しております。日本においても、最近でしたが、消費税10%増税時に伴う還付金制度というのでこのマイナンバーカードを利用する、これこの案は断ち切れるようですが、いずれにしてもカードの持ち歩きなり、またパソコンの利用等が検討されているなど、そのセキュリティーに対する考え方が大変甘いということが言えるかと思えます。情報の流出、漏えいやなりすましの被害等の危険は拭い去ることはできません。

第3に、また町民にとっても、自治体にとっても、導入することによって町民のプライバシーの侵害や、また自治体の、もうこの間いろいろシステムの変更とかなんとかで財政の負担もかかっておりますが、またそれに携わる職員、業務の質、量、ともに増加することによって、セキュリティーに係る負担、そういったことから過大な負担が予想されます。こうした多くのデメリットを含んだマイナンバー法であります。

以上から、町民や自治体にとってもデメリットの大きいマイナンバー制度の導入はすべきでない、そういった立場から本議案に反対したいと思えます。どうか各位の賛同をいただきますようお願いしまして、反対討論といたします。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 先ほど議案第26号の内海議員さんのご質問の中で通知カードの受け取り拒否の件がありまして、確認がとれましたので、ご回答させていただきます。

受け取り拒否の取り扱いにつきましては、定めたものはございません。郵便上受け取り拒否をしたものが役所のほうに戻されるということになります。

以上でございます。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第9、議案第28号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第28号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

旧金沢小学校の財産処分に伴い、運動場施設の財産区分を普通財産に変更し、その所管を移すことにより、町営体育施設から廃止するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 議案第28号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

皆野町金沢運動場は、金沢小学校の閉校に伴い、施設の使用等について町営体育施設として管理していましたが、当該施設の財産区分を普通財産へ移管し、民間事業所に貸し出すことにより廃止するというものでございます。

内容でございますが、議案3枚目の新旧対照表によりご説明させていただきます。別表1中、皆野町金沢運動場の項を削るものでございます。別表3中、皆野町金沢運動場の体育館並びに運動場の部を削るものでございます。

改正条例本文にお戻りいただきまして、附則において、この条例は公布の日から施行し、平成27年9月1日から適用するというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 先ほどの可決されましたけれども、25号との関連で何点か質問したいと思います。要するに金沢小学校を丸ごと貸し出すに当たって、これを一旦町の施設ということで体育施設から外してという、これはこの自体はその議案だと思っておりますが、前との関連もしますけれども、要は前のほう、25号のほうでは校舎の関連が補助金をもらっていた関係で、その基金を開設しないと自由にならないということだったと思うのですが、その点をまず確認しておきたいと思います。つまり基金を開設しないと貸し出しができないというふうに私は考えていたのですが、その確認が先ほどの質問の中にはできなかったものですから、それあわせて今回これをしないと結局貸し出せないということだと思っておりますので、あわ

せてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） これについては。

○10番（林 豊議員） これについてはもうないです。これを通らないと貸し出せないと。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 基金の設置については、校舎と体育館の財産処分の関係上で設置するものでございます。

以上でございます。

〔「肝心なことが抜けているんだけど」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これはいいのだ。

〔「いや、両方です」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これについてはどうだということでしょう。

〔「いや、両方です」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） だから、さっきのは基金……教育長。

○教育長（山口喜一郎） さっきの積立基金については、財産処分をする、校舎を校舎でなくなったときに、借りているお金は返すか、基金として積み立ててくださいという、そういうことで。ここは、これは学校財産であったものを一般財産にして、そして貸し出す。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それ確認したかったのですけれども、要はそれがこの議案にしても前の議案にしても通らない限り、貸し出しができないということだと思うのです。前の議案は可決しましたから、建物については貸し出せるわけですが、これのこの議案が通らないことはないと思いますけれども、通らなかった場合には運動場が貸し出せないというになるかと思うのです、当然のことながら。だからこれが出てきているので、それが不要ないならこれは必要ないわけですから。

そこでちょっと疑問に思うことは、公布の日から施行し、これはいいと思うのですが、なぜ9月1日にさかのぼらなければいけないのかと、適用が。それがちょっと疑問なのです。先ほどの議案のときの説明によれば、9月1日に賃貸借契約を結んだということなのだけれども、結んだからこれが9月1日にさかのぼらなければいけないのかとすると、本末転倒ではないかと。こちらが通って初めて契約が可能になるのではないのかと思うのです。変な勘ぐりをすれば、9月1日からきょうまでの間、何らかのことをやっていて、そのつじつま合わせのために9月1日までさかのぼるといふことなのかと。実はもう前日にただしているのですけれども、そうではないということなのであれば、契約そのものをきょう以降にすることに何のためらいがあるのかなというふうにならば逆にならばいいわけなのです。現状で言うならば、9月1日に何らかのどういう考えかわかりませんが、町のほうが清水に対して契約をしたという事実がもうあるのだと思うのです。現実にあるのでしょうか。だから、ここへ来てこの部分がさかのぼるといふのは、余りにも議会を無視したやり方だと思う。議会のほう議決があって初めてできる契約なのに、議会の議決が後になって、それでさかのぼるといふのでは、余りにもこれ議会軽視になります。そこに何らかの避けられない支障があって、何としてでもここは9月1日にさかのぼらなければいけないのだというような諸事情があるならばですけれども、それがなくて、なおかつそういうことをするのだということは、本当にただ単に議会は形式でやってもらえばいいのだよと、黙って俺についてこいというようなことになると、非常に議会が存在意義が問われかねない事態ですから、その辺どう考えているか、町長にお聞きしたいと思います。

います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えいたします。

契約も9月1日、この適用も9月1日にさかのぼるという理由でございますが、旧金沢小学校を国庫補助をもらって建築をした経過があることから、今教育委員会のほうから話がございましたが、文科省の許可を得る必要がございました。その申請の中で9月1日からということで許可を受けている関係から、契約日等について9月1日ということにさせていただきました。ご了解をいただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 何でそれでもって了解をしてくれと言うのか、いまいちどころか全然理解できないのですけれども、この議案にあえて反対するということはしません。してもしようがないし、現実として施設をああいう形で貸し出すことにも大きな反対をしているわけでもないですから、しませんけれども、ただ形として事前に全くきのうまで正式に貸し出すという話も議会側にはなく、議案についても議運の前まで出てこなくて、「契約は9月1日にしました」でしょう。この議案についてさかのぼってお願いしますと言うのは、余りにも、先ほども言ったけれども、議会を軽視し過ぎています。町長、私は課長には言っていない。町長に言っています。余りにもそれはやりたい放題過ぎると思う。これ形式的なものだからこそ言うのですけれども。特にどうしてもこういう事情があって、実質できないのでお願いするというならまだしも、実質的に何の……字句を変更するから、ことについて何もないのに議会に言っていなかったということでしょう。非常に議会軽視だなということを感じますので、その点町長はどういうふうを考えてこういうふうにしたのか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私は、議会軽視どころか、議会そのもの、また議会議員の皆さんを尊敬をしておりますが、先ほど総務課長の答弁のとおりでございまして、文科省のほうからそういう指導というか、9月1日付で賃貸借契約を結びたいと、結びますと、こういうことでご了解もいただいております。このことから9月1日にしたわけでございまして、全く議会軽視というような考えは持っておりません。

〔「もう一点だけ確認して終わります」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） はい、おしまいね。10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 先ほど総務課長と今の町長の話でちょっとひっかかったことなのですが、これは9月1日に契約をなさいと文科省のほうで言われたのですか、それとも町のほうが9月1日にしたいと言ったのですか、どっちなのでしょう。文科省のほうでなさいと言われたのなら、これは先ほど来私言っているとおり、これでしょうがない事情の一つになるかと思うのだけれども、自分たちのほうでやりたいと言うのとはまた違うかと思うのです。それはどちらですか。それだけ答えてもらって、私はそれでお答えをいただければ終わります。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 借り主の希望とすると、平成28年4月1日に開所したいというようなこと、それから開所をしていくには、当然のことでございますけれども、従業員の募集であるとか、あるいは利用する人たちへの呼びかけであるとか、こういうこともあります。そのようなことから、作業も当然、今はまだしていませんけれども、この議会の後からそういう作業にも移っていくかと思えます。そんな関係で、文科省との協議の中で、それでは9月1日でもいいでしょうと、こういうことであったわけでございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） さかのぼっての適法の関係なのですが、文科省のほうからそういった指導がされたということなのですから、何でも9月1日でなくては。例えば9月1日でなくてはならない、そういった文科省のほうの指導の理由があるのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○12番（内海勝男議員） 文科省の指導ではないと思うのです。後づけではないのですか、これ。町長が先ほど答弁されましたけれども、借り入れ先のほうで来年4月の開所を予定していると。ここへ来て、では1カ月、実質半月ですよね、きょう17日ですから。それぐらいの期間というのはある程度余裕といいますか、幅を持たせることはできたのではないのかなというふうに思います。もう既に契約をしてしまったということでもありますので、これ以上言いませんが、少なくともちゃんと手続を踏んだ中で、このグラウンドといいますかをきちんと貸与できるような条件が整った時点で、その後契約をするのが筋だろうというふうに思います。ぜひ今後について、こういったケースについてきちんと議会なりを通して進めるように強く要望したいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今9月1日が問題になっているわけですが、申請するには賃貸契約書も一緒につけて財産処分の申請をしろということになっています。それで、通常に申請をすると、許可がおりるのに約3カ月ぐらいはかかるそうです。そんなふうなことで、大分早く早くということ、借り主さんのほうからも内装工事のほうも必要だという話は私のほうは聞いていますので、早目に申請させて、特別議会軽視ということではなくて、許可がさらにこれから後だということ3カ月かかってしまう、そんなふうな意味で早目にさせていただきました。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 借り入れ先のほうから旧の金沢小学校の施設をお借りしたいという正式な申し入れがあったのはいつごろだったのですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 記憶にはありませんけれども、かなり前でございます。少なくとも1年以上は前だったかと思います。

○議長（四方田 実議員） 内海議員に申し上げますが、日にちだとか数字だとかというのは確実性に欠けるし、事前に通告がないと調べておけないので、その点をご配慮いただきたいと思います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 教育長のほうから答弁では、契約書をつけないと申請ができないということだったようです。であるならば、もっと早い時期にきちんとこういった条例の一部改正なり行ってから契約書をつけて文科省のほうに手続をすると、そういう手順は踏めたのではないかなというふうに思いますので、今後については十分注意をしていただきたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第10、議案第29号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第29号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,163万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,841万4,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、普通交付税の増、前年度繰越金の増、またこれに伴う基金繰入金の皆減のほか、学童保育所整備に係る町債の皆減を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、子育て世帯定住促進奨励補助金の増、マイナンバー制度に係る負担金等の追加、町道皆野213号線道路改良工事費の追加を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5ページをお開きください。第2表、地方債補正は、県知事からの同意等予定額通知及び事業費の増に伴い、臨時財政対策債及び防火水槽整備事業費の限度額を増額するものでございます。

6ページは、学童保育所整備事業費の廃止でございます。本事業に係る起債は国庫補助事業を対象外としております。このたび本事業に対し国庫補助の内示があったことから廃止するものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書、3ページをお開きください。最上段、款9 地方特例交付金46万円の増及び次の款10 地方交付税1億8,497万9,000円の増は、交付額の決定によるもので、本年度の普通交付税の交付額は14億9,197万9,000円となりました。

次の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金439万7,000円の増は、障害者自立支援医療費国庫負担金362万5,000円の増及び低所得者保険料軽減国庫負担金77万2,000円の追加によるものでございます。低所得者保険料軽減国庫負担金の追加は、本年4月から始まった介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に伴うものでございます。

次の項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金33万2,000円の増は、通知カード・個人番号カード関連事務費国庫補助金の増は、個人番号カード交付事務のために増加する事務費への補助金の追加によるものでございます。

次の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金219万8,000円の増は、障害者自立支援医療費県負担金181万2,000円の増及び低所得者保険料軽減県負担金38万6,000円の追加によるもので、増額の理由につきましては、先ほどご説明申し上げました国庫補助金と同様でございます。

4ページをお開きください。上段から2段目、款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金150万円の増は、林道能林線林道舗装工事が県補助事業に採択されたことによるものでございます。

次の項3県委託金、目7教育費県委託金50万円の増は、学力向上推進事業委託金の追加によるものでございます。県の委託を受け、児童生徒の状況に応じた市町村提案型の学力向上推進事業に取り組みます。

次の款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入82万円の増は、主に旧金沢小学校の清水病院様への貸し付けに伴うものでございます。

次の項2財産売却収入、目1不動産売却収入18万1,000円の増加は、主要地方道皆野両神荒川線整備工事の伴う町有地の売り払いによるものでございます。

5ページに移ります。最上段、款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金、目3図書購入基金繰入金、目4財政調整基金繰入金は、歳入歳出差引額の調整に伴い、いずれも皆減としております。

次の項2特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金704万円の追加は、平成26年度繰入金の精算に伴う返還金を受け入れるものでございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金4,990万円の増は、平成26年度の決算額の確定によるものでございます。

次の款20諸収入、項5雑入、目1雑入310万3,000円の増は、主に次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金86万4,000円の増及び主要地方道皆野両神荒川線整備に係る物件移転等補償金225万2,000円の追加によるものでございます。次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金は、平成26年度に実施した道の駅みなへの自動車用充電機器設置事業に係る補助金でございます。

最下段から次の6ページ、款21町債につきましては、先ほど説明いたしました第2表、地方債補正のとおりでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。7ページに移ります。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費1,000万円の増は、子育て世帯定住促進奨励補助金の追加によるものでございます。

その下、目8電子計算費1,236万3,000円の増は、マイナンバー制度の導入及び町電算システムのセキュリティー強化に係る経費の追加によるもので、節18備品購入費、職員用パソコン購入費450万円は、庁内電算システムのセキュリティー強化に係る経費、節19負担金、補助及び交付金、社会保障・税番号制度負担金650万4,000円は、マイナンバー制度導入に係る経費でございます。

8ページに移ります。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費31万円の増は、

マイナンバー制度の導入に係る経費によるものでございます。節7賃金、臨時職員賃金29万円の追加は、来年1月から始まる個人番号カードの交付、問い合わせ等の対応のため、臨時職員を雇用することによるものでございます。節12役務費22万9,000円の減は、当初町で発送を予定していた通知カード、個人番号カード交付申請書の発送を地方公共団体情報システム機構への委託事業に含め実施することとなったことによるものでございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金855万9,000円の増は、障害者自立支援医療費負担金725万円の増及び臨時福祉給付金126万円の増によるものでございます。障害者自立支援医療費負担金の増は、18歳未満を対象とした育成医療費の増、臨時福祉給付金は給付対象者の増によるものでございます。

その下、目3老人福祉費、節19負担金、補助及び交付金246万円の増は、対象者の増に伴う高齢者介護サービス自己負担金補助金の増によるものでございます。

9ページに移ります。最上段、節28繰出金154万6,000円の増は、介護保険料の1号保険料の低所得者軽減強化に係る介護保険特別会計繰出金の追加によるものでございます。

その下、目5老人福祉センター費472万2,000円の増は、長生荘の浄化槽、ポンプ及び給湯室換気扇修繕料の追加によるものでございます。

次の児童福祉費、目1児童福祉総務費177万7,000円の増は、皆野学童保育所エアコン修繕及び国神学童保育所玄関ドア修繕料の追加によるものでございます。

下から2段目、款4衛生費、項2清掃費、目2塵かき処理費10万円の増は、不法投棄防止パトロールにおいて収集したタイヤ等の処分に係る塵かき処理費委託料10万円の追加によるものでございます。

10ページに移ります。款6農林水産業費、項2林業費、目2林道整備費500万円の増は、県補助事業で採択された林道能林線林道舗装工事の追加によるものでございます。

次の款7商工費、項1商工費、目3観光費、節19負担金、補助及び交付金20万円の増は、観光協会補助金12万円のうち、親鼻河原管理費分として計上していた20万円の皆減によるものでございます。

最下段、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費1,088万4,000円の増は、用地買収の進展に伴う町道皆野213号線道路改良工事費第2工区の追加によるものでございます。

11ページに移ります。上段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費382万7,000円の増は、広域市町村圏組合消費費負担金の不足がございましたので追加するものでございます。

その下、目3消防施設費、節15工事請負費331万9,000円の増は、防火水槽整備工事費266万円の増及び消防団第5分団詰所建設工事費65万9,000円の増によるものでございます。節17公有財産購入費407万4,000円の追加は、説明欄には「消防団第4分団詰所建設用地」と記載しておりますが、同詰所の用地、それから旧金沢小学校グラウンド脇に設置してあります防災倉庫敷地の購入費でございます。

次の款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費47万円の増は、県からの委託事業である学力向上推進事業に係る教材の購入費、資料、印刷代、講師招聘に伴うボランティア保険料の追加でございます。

次の項2小学校費、目1学校管理費、節17公有財産購入費104万円の追加は、旧金沢小学校プール敷地購入費の追加でございます。これまで賃貸していたものを購入するものでございます。

その下、目2教育振興費、節18備品購入費3万円の増は、学力向上推進事業に係る教材備品購入3万円の追加によるものでございます。

12ページに移ります。上から2段目、項3中学校費、目1学校管理費95万円の増は、下校時刻を知らせ

る放送設備、破損した校名表示板、受水槽等の修繕料の追加によるものでございます。

最下段、項5 社会教育費、目2 公民館費15万円の減は、協議会の開催に伴う子ども会連絡協議会補助金の皆減によるものでございます。

その下、目4 給食センター費、節15 工事請負費85万円の追加は、主要地方道皆野両神荒川線整備に係る物件移設工事費の追加によるもので、県補償金により対応いたします。

その下、目5 文化会館費、節11 需用費67万6,000円の追加は、印刷製本費34万円の追加、修繕料33万6,000円の増は、文化会館ホワイエ天井部の塗りかえ、排煙装置修繕料等の追加によるものでございます。

13ページに移ります。中段、項6 保健体育費、目3 温水プール費10万8,000円の増は、プール採暖室の腰かけ及びドア、クローザーの修繕料10万8,000円の追加によるものでございます。

最下段、款13 諸支出金、項2 基金費、目1 財政調整基金費1,256万2,000円の増は、歳入歳出差引額の調整に伴う財政調整基金積立金の増によるものでございます。

その下、目8 学校教育施設整備基金費29万5,000円の追加は、旧金沢小学校の転用に当たり、過去に交付を受けた国庫補助金の残存価格以上を基金に積み立てる必要があることから追加するものでございます。

14、15ページは給与費明細書、16ページが地方債に関する調書でございます。

以上、平成27年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 8 ページになります。住民基本台帳費の中で賃金、マイナンバー等の問い合わせのために臨時職員の方を採用するというようなご説明がありましたが、29万円お支払いする採用期間、それとその人が問い合わせに対応するためにはどこかで既に勉強されている方を派遣なりしてもらって採用になるのですか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 1 番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、期間ですけれども、12月から3月まで、週3日の勤務で予定しております。事前にマイナンバーの関係の研修等を受けられた方かということなのですが、個人番号カード等の発行が1月からですので、12月のうちに研修等内容を熟知していただいて、対応していただければと考えております。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 週3日で足りるのですか。月、水、金とかと、火曜と木曜に問い合わせも来ますよね。何かどうせではもうちょっと払って勤めてもらえばいいのではないですか、その期間だけなのだから、いずれにしても3月までなのだから、ずっとではないのだから。せっかくその人も勉強するから働きたいと思います。そのほうが意欲が出ます。そういう感じがするのですけれども、予算書、その次補正組んでもらってもいいから、この際月曜から金曜まで来てもらって、ばっちり対応されたらいいような気がしますし。12月にその人を、では住民課のほうで教育というか、教えたりして覚えてもらうような感じになりますか。その辺のところはいかがですか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 町民生活課のほうで資料、あるいは担当のほうから講習等させまして、内容

のほうを熟知していただくような予定であります。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 教える人はばっちりわかっているわけですよね、その時点で。教える人では足りなくて、その人を教えて対応すると。忙しいということではないですか。忙しいのだから月、水、金では足りないのかなと心配もしてしまうのですけれども、何しろその人きつとそのぐらいやってくれると思います。検討してみてください。よろしく申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 個人番号カードの発行数等も実際のどの程度の発行があるかというのが読めないところなのですけれども、先月発表された国のアンケートによりますと、二十数%の方が取得するというようなことを言われております。1月から3月という期間ですので、数百の発行があるかというような予定であります。柔軟に対応をしていきたいと思っております。

〔柔軟に申し上げます〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 今の小杉議員の質問に関連するのですけれども、この臨時職員を12月から3月まで雇用して、そしてこの方がそのマイナンバー、番号を交付する係になるのですか。そうではないのですかね。どういうこと。こういう臨時職員を雇用して、そしてそれを、その方が番号を交付しに来た人たちの対応をするのですか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 3番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

機械の操作等も臨時職員ができるということが国のほうからの通知で来ていますので、場合によっては他の業務との関係で職員が対応できない場合には、そういったこともしていただければと考えております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） やはり私もさっきから言っていますように、この大事な情報を漏れるとかすごく危惧されるわけです。そういうところにこういう臨時職員を充てるというのは、やっぱり危険というか、よくないと私は思います。年金機構なんか結構そういうあれでああいう流出の事故が起きたということも言われていますので、やはり職員が対応していただいて、やっぱり補助的というか、そういうところに回っていただけたらと私は思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 5ページの繰入金の関係なのですが、公共施設整備基金繰入金の皆減の5,000万円ということなのですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

7ページになります。企画費の子育て世帯定住促進奨励補助金1,000万円の増額補正ということなのですが、今年度に入りまして最新の申請がされた件数、恐らく1件当たり100万円ぐらいの補助を見込んだ予算になってあろうかと思っておりますので、現時点での申請件数を教えていただきたいと思っております。

それと、10ページの道路新設改良費、節15工事請負費ということで、皆野町道213号線の道路改良工事費ということで約1,100万円近くの増額補正ということなのですが、場所につきましては役場からみ～な公園のほうへ向かいまして、今滝ノ入沢川沿いに今年度既に改良工事が始まっている延長になろうかと思

うのですが、ここについてはこの補正によって全てといたしますか、先の大野議員のところから国道に向かう町道に交差をするところまで改良がされるのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

5 ページ、基金繰入金のうちの公共施設整備基金繰入金5,000万円の皆減でございますが、これは一般財源等で措置ができることから充当を取りやめたもので、今回その充当を取りやめるものは町道皆野230、231号線が1,000万円、町道皆野39号線道路改良工事が500万円、第4分団詰所に係るもので管理委託料、それから建設工事費、消防車両の購入等2,000万円、同じく消防団で第1分団第2部の消防車両の購入1,500万円の充当の取りやめ、合わせまして5,000万円でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど内海議員さんのほうから場所の全部はできるかという路線、起点から終点までかというご質問をいただきましたが、このたび用地のほうが整いまして、文化会館の裏から町道まで、128号線まで工事ができる運びとなりました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 子育て世帯等定住促進奨励補助金について申し上げます。

8月12日現在ですが、交付済みが8件で680万円、交付決定額が2件で160万円、申請済み8件775万円、計18件の1,615万円となっております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時43分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第11、議案第30号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第30号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成26年度からの繰越金が確定したこと等による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,741万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,685万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第30号、皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして内容をご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,741万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,685万2,000円とするものでございます。

2ページから3ページが第1表、歳入歳出予算の補正でございます。水色の仕切りから次が歳入歳出予算の説明書であります。事項別明細書になっておりますので、こちらに従ってご説明申し上げます。事項別明細書3ページをお開きください。2、歳入でございますが、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金1,089万5,000円及びその下、款7県支出金、項2県補助金、目2県財政調整交付金149万1,000円は、一般被保険者療養給付費の増額に伴い追加するものでございます。

款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億2,502万6,000円の追加は、平成26年度の決算により確定したもので、繰越金を追加するものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費4,828万6,000円の追加は、本年4月から7月申請までの状況等により、一般被保険者療養給付費を見込んだものでございます。

款9基金積立金、項1基金積立金、目1支払基金積立金6,000万円追加は、支払基金へ積み立てるものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金、利子及び割引料2,372万2,000円の追加は、平成26年度事業の実績により生じた療養給付費等を返還するため計上するものでございます。

款12予備費、項1予備費、目1予備費は、520万4,000円を追加するものでございます。

以上で議案第30号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第12、議案第31号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第31号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成26年度決算及び保険給付費等の精算による補正が主なものでございます。

歳入においては繰越金の追加、歳出においては基金積立金の追加、国県等支出金返還金の追加が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に7,489万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,989万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第31号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款4支払基金交付金の追加計上は、いずれも過年度分の事業費が確定したことにより追加交付になるものでございます。

次の款8繰入金、項1一般会計繰入金、目5低所得者保険料軽減繰入金154万5,000円の追加計上は、当

初予算には計上しておりませんでした。これは、本年3月議会で議決をいただきました介護保険条例により、向こう3年間の介護保険料を定めさせていただきますが、保険料第1段階の特例として、基準額に対する割合0.5を引き下げ、0.45とする特例を設けましたが、その分の国庫負担金及び県費負担金が一般会計に歳入されるため、町の負担分も含めまして一般会計から繰り入れを行うものでございます。

その下の欄になりますが、款10繰越金、26年度決算によりまして7,083万4,000円の追加でございます。

続きまして、1枚おめくりをいただきまして4ページ、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。中段の款2保険給付費、款3地域支援事業費の目1二次予防事業費には、補正額はございませんが、支払基金交付金が交付決定されたことによりまして財源内訳を補正するものでございます。

次に、その下、款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目5任意事業費46万2,000円の追加計上は、来年度から始まります新総合事業の訪問型サービスBをモデル的に実施をしたいため計上いたしました。

下の5ページでございますが、款4基金積立金、介護給付費準備基金へ総額3,000万円を積み立てるものでございます。

款6諸支出金、目2償還金3,255万1,000円の追加は、節23償還金、利子及び割引料で、説明欄にございますように平成26年度の精算によります返還金でございます。介護給付費に係る国庫支出金1,736万2,000円の返還金の計上と、同じく県支出金の返還金711万5,000円、一般会計返還金704万1,000円の計上でございます。また、地域支援事業に係る国、県の精算によります返還金をそれぞれ計上したものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（四方田 実議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第2号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎同意第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第1、同意第2号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の山口喜一郎氏の任期が平成27年9月21日をもって任期が満了となることから、新たに豊田尚正氏を任命したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、無記名投票を行うことに決定いたしました。

これから同意第2号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

現教育長、山口教育長は退席をお願いしたいと思います。

〔教育長 山口喜一郎退席〕

○議長（四方田 実議員） 議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は12人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に常山知子議員、若林光雄議員、大澤

金作議員、以上3人を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に常山知子議員、若林光雄議員、大澤金作議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第2号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（四方田 実議員） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（四方田 実議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（四方田 実議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 10票

反対票 1票

以上のおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第2号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（四方田 実議員） 山口教育長の復席をお願いします。

〔教育長 山口喜一郎復席〕



◎同意第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第2、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第3号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員長の新井清永の任期が平成27年9月21日をもって任期が満了となることから、新たに横田有正氏を任命したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は12人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に新井達男議員、新井康夫議員、大野喜明議員、以上3人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に新井達男議員、新井康夫議員、大野喜明議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第3号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（四方田 実議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（四方田 実議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎同意第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第3、同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第4号 監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

監査委員の田島伸一氏の任期が平成27年9月30日をもって満了することから、本案でお示しのとおり引き続き田島伸一氏を選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は12人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に大澤径子議員、林豊議員、内海勝男議員、以上3人を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に大澤径子議員、林豊議員、内海勝男議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第4号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（四方田 実議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（四方田 実議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（四方田 実議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 10票

反対票 1票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎同意第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第4、同意第5号 公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第5号 公平委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の染野恒雄氏の任期が平成27年9月30日をもって満了することから、新たに堀口喜久氏を選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。



◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（四方田 実議員） 追加日程第5、請願第1号 『「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の慎重審議を求める意見書』の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、議会運営委員会の決定事項により、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

〔「済みません、発言させてください」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 採決を求めていますので。

〔「その前に、何で異議があるか言われていただけますか」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） この異議は、議会運営委員会の決定についての異議ですね。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 請願の内容ではなくて……

〔「内容じゃありません。委員会に付託することについての異議ありで、反対で……」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） それは、議会運営委員会の決定に異議があるかということで。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） だから、その議会運営委員会の決定について異議を申し上げます。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、異議を申し上げます。

今、国会の緊迫した状況を議員の皆さんが知らないとは思えません。一刻も争う請願を委員会に付託するという事は、町民の意思を無視することでもあります。この本会議で討論し、その後意思表示をする、それが議会議員としての役目ではないでしょうか。

以上です。

- 議長（四方田 実議員） 先ほどの案について異議がありましたので、起立によって採決いたします。
請願第1号は委員会に付託することに反対の方は起立を願います。

〔起立少数〕

- 議長（四方田 実議員） 起立少数です。

よって、請願第1号は総務教育厚生常任委員会に委員会付託することに決定いたしました。



◎陳情第3号の上程、報告

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第6、陳情第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第3号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりということにいたしましたので、ご報告をいたします。



◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第7、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、議会規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

〔総務教育厚生常任委員長 林 豊議員登壇〕

- 総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 総務教育厚生常任委員会調査報告書、お手元にあるかと思いますが、いわゆる例年実施しております学校訪問ですが、その6月議会中に皆野小学校の屋根の裏の部分の事故の件が出まして、急遽早めて行ったという経緯もありますが、またきょうの午前中の決算の質問の中にも若干関連がありましたので、それをつけ加えておきたいと思っております。

実際の視察内容についてはお手元の書面のとおりですが、若干気にかかることとしましては、最近、皆野小学校のところの箇条書きの下から3つ目あたりに出てきているのですが、Jボードといいますスケートボードよりもちょっと過激な遊具と言っているのですが、いろんな遊具と言うと語弊があるところもあるかもしれませんが、それがはやっておりまして、多少危険を伴うものですので、注意喚起が必要かなということがあります。

また、先ほどに戻りますが、皆野小学校の屋根の裏の部材が落下したという点、その後教育委員会のほうで校舎の施工者はもちろん、設計者を含めて検討して、その後こういったことのないような対策を施したという報告と同時に、3年に1度ぐらいの間隔での点検等を行いたいという申し入れがありました。そ

れだけの予定だったのですが、先ほども言ったとおり午前中に実は点検を昨年度やっておったということがありまして、その辺も昼休み中に調査をいただいたのですが、先ほど答弁があったように、目視点検だけだったということで、どうやらそれで残念ながらその辺の確認がとれなかったと。目視点検だけでなく、議員の各位の中にはいろいろな方法があるのだから、そういったことをやるべきだというようなご意見もあるようですが、全くそのとおりです。教育委員会のほうでは、先ほども言ったように、3年に1遍ぐらいの点検を行いたいという旨がありますので、その点についてはご了承いただきたいと思えます。

ただ、町民等の意見の中には、まだ建設してから10年を経たぐらいの新しいものがこういった形で事故が起きるといのは、それ自体の設計とか施工に問題があったのではないかという意見も少なからず出てきておりますので、その点修理、修繕のほうもそういったことが起こらないように十分に注意をして行っていただきたいということを教育委員会のほうには申し入れておきたいと思えます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） ご苦労さまです。総務教育厚生委員会のこの視察は、各学校に行つて、校長先生とか教頭先生がこのような箇条書きのようなことを説明してくれたということなのでしょう。

○議長（四方田 実議員） 総務教育厚生常任委員長。

○総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 必ずしもそうではないですけども、いろいろあつた説明をかいつまんで箇条書きにしたということになります。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 私のほうは、産業建設のほうは課長さんが随行して説明してくれたわけだったのですけれども、その点名前が漏れたのかなと思つて心配したのです。教育次長とかの名前がここに漏れたのかなと思つて。

○議長（四方田 実議員） その点。総務教育厚生常任委員長。

○総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） ただいま確認をしたところ、随行に教育次長が同行……
〔何事か言う人あり〕

○総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 済みません。教育長が随行しておりました。今教育委員会のほうから強く言われたとおり、お二人来ていただきました。

〔何事か言う人あり〕

○総務教育厚生常任委員長（林 豊議員） 申しわけありません。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結いたします。

総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思えます。これでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（四方田 実議員） 追加日程第8、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

産業建設常任委員長、5番、大澤金作議員。

〔産業建設常任委員長 大澤金作議員登壇〕

○産業建設常任委員長（大澤金作議員） 産業建設常任委員会から報告をいたします。

去る7月2日なのですけれども、建設課所管の平成26年度建設工事現場の調査及び産業観光課所管の26年度工事の執行状況について説明を受けました。朝9時半から午後4時まででした。参加者におきましては、委員であります四方田議長を初め、執行部から長島建設課長、また白石主幹、産業観光課からは佐藤観光課主事、そして随行といたしまして米沢議会事務局長をお願いして行ってまいりました。

建設工事の調査なのですけれども、平成26年度の49事業中13事業、それから産業観光課所管では6事業中1事業の現場の調査の結果を調査してまいりました。狭隘な道路の解消や舗装工事等、それぞれが計画のとおり完成していることを確認いたしましたので、皆様方にご報告をいたします。詳しいことは皆様方に配付のとおりでございますので、お目通しのほどをお願いしたいと思います。

総まとめといたしましては、限られた戦力で測量、調査、設計、用地取得等も行っていることから、マンパワーの不足は否めないが、今後も事業執行体制の強化、業務委託の活用などの対策を講じて、計画的効率性を重視した事業推進とよいアイデアなどによる活性化が望まれることを皆さんで確認をいたしました。お手元の配付を後でござんいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑がありましたら。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） ないようですので、以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。ありがとうございました。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第9、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 若 林 光 雄

署 名 議 員 大 澤 金 作